個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

証明書自動交付システム (コンビニ交付) の更新等について (特定個人情報 保護評価の報告)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(電算処理、外部結合、業務委託)

(担当部課:総務部税務課、地域振興部戸籍住民課)

事業の概要

	<u>于不以例文</u>
事業名	証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新について
担当課	税務課、戸籍住民課
目的	住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び情報セキュリティの安全性の向上に寄与することを目的とする。
対象者	区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者並びに 区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
事業内容	1 概要 令和7年1月に、住民記録システムを標準仕様書準拠システムへ移行し、税務システムをパッケージシステムへ移行することから、証明書様式やデータ連携仕様が変更となるため、現行の証明書自動交付システム(コンビニ交付)を改修して対応する計画としていた。しかし、住民記録及び税務システムの標準仕様書に準拠し、セキュリティ面での安全性が高い新たなコンビニ交付システムが、急遽LGWAN-ASPによるクラウドシステムとして開発されることが明らかとなったため、当初の計画を変更し当該クラウドシステムに更新する。
	2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 (1)電算処理 現行の証明書自動交付システム (コンビニ交付)をクラウドシステムへ更 新する。 交付対象の証明書:住民票の写し、印鑑登録証明書、 特別区民税・都民税・森林環境税課税(非課税)証明書 特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書
	(2) 外部結合 証明書自動交付システム(クラウドシステム)と区基幹業務システムと の外部結合を行う。
	(3)業務委託 ア 証明書自動交付システム(コンビニ交付)をクラウドシステムに更新する業務を委託する。 イ クラウドによる証明書自動交付システム(コンビニ交付)の提供及び運用保守業務を委託する。 なお、システム環境構築における豊富な実績と技術を有する事業者に委託業務の一部を再委託する。
	(4)特定個人情報保護評価の実施 以下の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)の内容につい て、パブリック・コメント制度による住民への意見聴取を実施する。 ・地方税に関する事務 全項目評価書 ・住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

- 3 対象人数
 - (1) 住民基本台帳人口 (令和6年4月1日現在)

349,318人 日本人住民:305,627人

外国人住民: 43,691人

(2) 印鑑登録者数 (令和6年4月1日現在)

174,617人

(3)特別区民税·都民税·森林環境税情報保有者数

(令和6年6月30日現在)

令和6年度 272,547人

令和5年度 280、855人

令和4年度 278, 331人

令和3年度 282, 316人

※個人情報の流れについては、資料34-1のとおり

※地方税に関する事務 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の概要等については、資料34-3のとおり

※地方税に関する事務 全項目評価書については、資料34-4のとおり

※住民基本台帳に関する事務 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の概要 等については、資料34-5のとおり

※住民基本台帳に関する事務 全項目評価書については、資料34-6のとおり

件名 証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新について ※太字ゴシック(下線)が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

※太子コンック(下線))が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所
保有課(担当課)	税務課、戸籍住民課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 住民基本台帳 印鑑登録
記録される情報項目(だれの、どのよ	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
うな項目が、どこ のコンピュータに 記録されるのか)	2 記録項目 資料34-2のとおり3 記録するコンピュータ
	証明書自動交付システム(LGWAN-ASP によるクラウドシステム)
新規開発・追加・変 更の理由	証明書自動交付システム(コンビニ交付)をクラウドシステムへ更新することにより、情報セキュリティの安全性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現行の証明書自動交付システム (コンビニ交付) をクラウドシステムへ更新する。 区基幹業務システムから区 LGWAN 接続ルータを通じて、事業者の証明書自動交付 システムへ連携する仕組みとなる。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・ 変更の時期	<u>令和6年9月から令和6年12月まで 移行期間</u> <u>令和7年1月から 本稼働</u>

件名 証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新に係る外部結合について ※太字ゴシック(下線)が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

※太字コシック(下線)が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所		
保有課(担当課)	税務課、戸籍住民課	
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 住民基本台帳 印鑑登録	
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人 2 記録項目 資料34-2のとおり	
結合の相手方	<u>富士通 Japan 株式会社 (プライバシーマーク、ISO 2 7 0 0 1 取得) (LGWAN-ASP によるクラウドの証明書自動交付システム運用主体)</u>	
結合する理由	現行の証明書自動交付システム(コンビニ交付)からクラウドシステムへの更新を行うにあたり、住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明書等に係るデータの送受信を当該クラウドシステムと結合した回線により行う必要があるため。	
結合の形態	区の基幹業務システムと証明書自動交付システム(クラウドシステム)との間を、LGWAN回線(インターネットから切り離され、行政機関内に閉じた「総合行政ネットワーク」)で接続する。	
結合の開始時期と期間	令和7年1月 (予定) (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)	
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり	

件名 証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新に係る業務委託について ※太字ゴシック (下線) が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

	4以29年度第8回情報公開・個人情報保護番譲云承認済かの内谷からの変更固所
保有課(担当課)	税務課、戸籍住民課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 住民基本台帳 印鑑登録
委託先	<u>富士通 Japan 株式会社(プライバシーマーク、ISO27001取得)</u>
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
	2 情報項目 資料34-2のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体 (LGWAN-ASP によるクラウドの証明書自動交付システム)
委託理由	クラウド上で稼働する証明書自動交付システム(コンビニ交付)の環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であるため、事業者に当該業務を委託することで、安全かつ効率的な運用を実現する。
委託の内容	証明書自動交付システム(コンビニ交付)をクラウドシステムに更新する 業務を委託する。 クラウドによる証明書自動交付システム(コンビニ交付)の提供及び運用 保守業務を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和6年9月から令和7年3月31日まで (翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新に係る再委託について ※太字ゴシック(下線)が、平成29年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

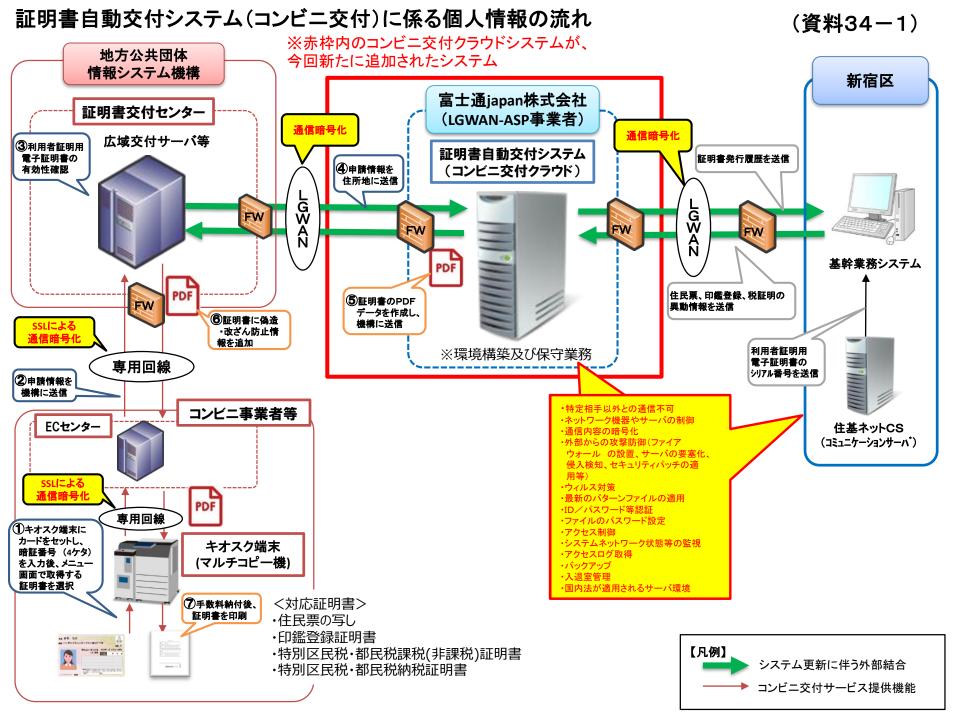
ACATコンツン(下MA)が、T	位(以29年度第8回情報公開・個人情報保護番議会承認済みの内容からの変更固所
保有課(担当課)	税務課、戸籍住民課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 住民基本台帳 印鑑登録
再委託先	扶桑電通株式会社(プライバシーマーク、ISO 2 7 0 0 1 取得) ミツイワ株式会社(プライバシーマーク、ISO 2 7 0 0 1 取得) 蓼科情報株式会社(プライバシーマーク、ISO 2 7 0 0 1 取得)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
	2 情報項目資料34-2のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体 (LGWAN-ASP によるクラウドの証明書自動交付システム)
再委託理由	システム環境構築や運用保守業務における一時的な業務負荷増等に対応するため。 システム環境構築における豊富な実績と技術を有する協力会社に一部の業務を再委託することで、製品知識・技術力・体制と合わせ、より充実したシステム構築体制とするため。
再委託の内容	証明書自動交付システム(コンビニ交付)をクラウドシステムに更新する 業務の一部を委託する。 クラウドによる証明書自動交付システム(コンビニ交付)の提供及び運用 保守業務の一部を委託する。
再委託の開始時期及び期 限	令和6年9月 (契約締結後) から令和7年3月31日まで (翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり

<u>件名</u> 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の更新に係る特定個人情報保護評 価の実施

<u> </u>	
保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	 個人の範囲 区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人 記録項目 資料34-2のとおり 記録するコンピュータ 証明書自動交付システム (LGWAN-ASP によるクラウドシステム)
新規開発・追加・変更の理由	証明書自動交付システムをクラウドシステムへ更新することにより、情報セキュリティの安全性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現行の証明書自動交付システム(コンビニ交付)をクラウドシステムへ更新する。 区基幹業務システムから区 LGWAN 接続ルータを通じて、事業者の証明書自動交付 システム(コンビニ交付)へ連携する仕組みとなる。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年9月~令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年10月10日~11月8日 パブリック・コメント実施 令和6年11月中旬 第三者点検・意見反映 令和7年1月1日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区 ホームページ等で公表 ※ 税務課、区政情報課、特別出張所等での窓口での閲覧 は令和7年1月6日(月)からを予定

<u>件名</u> 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の更新に係る特定個人情報保護評 価の実施

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳 印鑑登録
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する消除された住民票に記録されている者 2 記録項目 資料34-2のとおり 3 記録するコンピュータ 証明書自動交付システム (LGWAN-ASP によるクラウドシステム)
新規開発・追加・変 更の理由	証明書自動交付システム (コンビニ交付) をクラウドシステムへ更新することにより、情報セキュリティの安全性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変 更の内容	現行の証明書自動交付システム (コンビニ交付) をクラウドシステムへ更新する。 区基幹業務システムから区 LGWAN 接続ルータを通じて、事業者の証明書自動交付 システムへ連携する仕組みとなる。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年9月~令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年10月10日~11月8日 パブリック・コメント実施 令和6年11月中旬 第三者点検・意見反映 令和7年1月1日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区 ホームページ等で公表 ※ 戸籍住民課、区政情報課、特別出張所等での窓口での 閲覧は令和7年1月6日(月)からを予定



移行後の住民情報等

1. 住民基本台帳 管理項目

1.氏名 2.旧氏 3.生年月日(和暦) 4.性別 5.世帯主の氏名及び世帯主との続柄 6.世帯主である旨 (世帯主である場合) 7.戸籍の表示(本籍・筆頭者) 8.住民となった年月日 9.住所(方書を含む。) 10.住所を定めた年月日 11.届出の年月日 12.転入前住所(国外を含む。) 13.個人番号 14.選挙人名 簿への登録の有無 15.国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 16.後期高齢者医療 の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 17.介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年 月日 18.国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・ 喪失年月日 19.児童手当の受給開始・終了年月 20.住民票コード 21.消除事由 22.転出先住所(予定) 23.事由の生じた年月日 24.宛名番号 25.世帯番号 26.世帯員の並び順 27.異動履歴として管理する 各項目(異動者・異動事由として管理する項目(記載の事由・消除の事由・修正の事由))・異動日・処理 日・届出日・申出日・通知日・請求日・入力場所・入力端末名・留意事項) 28.住民状態 29.住民種別 30.証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・証明書の種別・交付区分・記載事項・枚 数・発行番号・発行端末名、操作者 ID・処分情報) 31.抑止フラグ 32.備考 33.メモ 34.氏名のフリ ガナ 35.氏名のフリガナ確認フラグ 36.旧氏のフリガナ 37.旧氏のフリガナ確認フラグ 38.住所コー ド 39.住所の郵便番号 40.転入前住所の住所コード及びその郵便番号 41.最終登録住所地 42.個人番 号カードの発行状況 43.成年被後見人の該当有無 44.成年被後見人の審判確定日 45.成年被後見人の 登記日 46.成年被後見人である旨を知った日 47.改製記載年月日 48.再製記載年月日 49.カード用署 名用電子証明書シリアル番号 50.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 51.転出先住所(確定) 52.届出の年月日 53.転入通知年月日 54.転出年月日(確定) 55.改製消除年月日 56.転出先住所(予 定)の住所コード及びその郵便番号 57.転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号 58.旧世帯 主 59.氏名(ローマ字) 60.氏名(漢字) 61.通称 62.通称を記載した年月日 63.通称を記載した市 区町村 64.通称を削除した年月日 65.通称を削除した市区町村 66.生年月日(西暦) となった年月日 68.国籍・地域 69.法第 30 条の 45 の表に規定する区分ごとの事項(中長期在留者であ る旨・在留資格・在留期間・在留期間の満了の日・在留カードの番号・特別永住者である旨・特別永住者 証明書の番号・一時庇護許可者である旨・上陸期間・仮滞在者である旨・仮滞在期間・出生又は国籍喪失 による経過滞在者である旨) 70.通称のフリガナ 71.通称のフリガナ確認フラグ 72.通称を記載した 市区町村コード 73.通称を削除した市区町村コード 74.氏名のカタカナ表記 75.住居地の届出の有無 76.法第 30 条の 46 転入である旨 77. 法第 30 条の 47 届出である旨 78.氏名優先区分 79.特別永住者 証明書交付年月日 80.特別永住者証明書有効期限 81.支援措置申出者情報(申出者に関する項目(氏名・ 生年月日・ 住所(支援措置対象住所)・連絡先(電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等)・申出者 の状況・支援を求める事務及び住所等・転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務)(加害 者に関する項目(氏名・生年月日・住所・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名・生年月 日・申出者との関係・支援を求める事務及び住所等)) 82.支援措置に関するその他項目(申出者に関す る項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・ 支援措置対象住所の住所種別))(加害者に関する項目(性別・その他))(併せて支援を求める者に関する 項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・ 支援を求める事務・支援措置対象住所の住所種別)) 83.転送情報(転送先市区町村・転送年月日・支援 措置申出書の受付年月日・申出者への連絡年月日・当初受付市区町村) 84.支援措置の期間(支援措置 の開始年月日・終了年月日) 85.仮支援措置(仮支援措置の有無・仮支援措置の開始年月日・終了年月 日) 86.送付先住所 87.送付先氏名

2. 印鑑登録 管理項目

1.印影 2.登録番号 3.登録年月日 4.氏名 5.旧氏 6.生年月日(和暦) 7.性別 8.住所(方書含む) 9.印鑑登録状態 10.宛名番号 11.世帯番号 12.氏名のフリガナ 13.旧氏のフリガナ 14.異動履歴として管理する項目(異動者・異動事由として管理する項目(登録の事由・抹消の事由・修正の事由・印鑑登録証等引換交付の事由・照会の事由・登録の事由(保証人登録))) 15.印鑑登録証データとして管理する項目(印鑑登録証等の券種・旧登録番号) 16.住民種別 17.成年被後見人の該当有無 18.成年被後見人の審判確定日 19.成年被後見人の登記日 20.成年被後見人である旨を知った日 21.住所の郵便番号 22.転出予定年月日 23.証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・帳票種別・枚数・発行番号・発行端末名・操作者 ID・処分情報) 24.抑止・一時停止フラグ 25.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 26.メモ 27.改製記載年月日 28.改製消除年月日 29.印影の氏名区分30.保証人の氏名 31.保証人の住所 32.保証人の生年月日 33.保証人の性別 34.保証人の登録番号35.世帯員の並び順 36.氏名(ローマ字) 37.氏名(漢字) 38.通称 39.生年月日(西暦) 40.氏名のカタカナ表記 41.通称のフリガナ 42.在留カード等番号 43.氏名優先区分

3. 特別区民税・都民税・森林環境税 管理項目

1.年度、2.氏名、3.住所(賦課住所)、4.年税額、5.特別区民税・都民税の所得割額・均等割額、6.課税標準額、7.所得金額の内訳、8.合計所得金額、9.総所得金額、10.総所得金額等、11.総所得金額課税標準の基となる収入・所得等の内訳、12.所得控除の内訳、13.控除額合計、14.扶養控除の内訳、15.扶養の合計人数、16.普通徴収・特別徴収・年金特徴の税額・納税額・未納額、17 備考(非課税証明根拠、均等割軽減根拠、減免根拠、家屋・事業所課税根拠、租税条約該当有無、不能欠損額)

証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新等の概要及び 地方税に関する事務全項目評価書(素案)の主な変更内容

I 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の更新等の概要

- ・令和 7 年 1 月より、現行の証明書自動交付システムをクラウド上で運用するシステムに更新する。
- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)に基づき、令和7年1月から稼働する税務システムを、令和8年2月に標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システムにバージョンアップし、ガバメントクラウド上で当該システムを運用する。
- ・令和7年4月より、滞納整理業務の効率化を図るため、(仮称)滞納対策課を新設し、新課においても地方税に関する事務を扱う。

Ⅱ 全項目評価書(素案)の主な変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- - (別添1)事務の内容 税務システム及び証明書自動交付システムの運用環境を変更
- ・ || 特定個人情報ファイルの概要
 - 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 (仮称)滞納対策課を追加
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 コンビニ交付クラウドにおける措置を追加 ガバメントクラウドにおける措置を追加
- ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 7. 特定個人情報の保管・消去 コンビニ交付クラウドにおける措置を追加 ガバメントクラウドにおける措置を追加

Ⅲ 全項目評価書(素案)のその他の変更内容

全項目評価書のその他の変更点は、次に掲げる項目である。

- ・法改正により根拠法令名等を変更
- ・令和6年12月まで使用するファイル及びシステムの記載を削除

(素案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報		
((別添1)事務の内容		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
IV	その他のリスク対策		
V	開示請求、問合せ		
VI	評価実施手続		
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (1)納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務 (2)納税義務者等からの納税の管理、還付等を行う収納事務 (3)納期限内に納付(納入)がない者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務 (4)納税義務者等の宛名管理事務 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 (1)納税義務者等からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金支払者、給与支払者、他自治体等から申告情報を取得する。 (2)必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。 (3)(1)及び(2)により課税した内容について、納税義務者等に通知する。 (4)納税義務者等からの納付(納入)を金融機関等からの納付情報により確認する。 (5)過誤納金が生じた場合は、還付または充当の通知を納税義務者等へ行う。 (6)納期限までに完納しない場合は、納税義務者等に対して督促状を送付する。 (7)督促後も完納しない場合は、締税義務者等に対して督促状を送付する。 (7)督促後も完納しない場合は、締税義務者等に対して督促状を送付する。 (7)督促後も完納しない場合は、締税義務者等に対して督促状を送付する。 (7)督保後も完納しない場合は、神話を他機関等に調査を行う等滞納者の財産調査を行う。 (9)税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 (10)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下、「住民税」という。)及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収等を管理するシステム 1 住民税賦課徴収・滞納整理機能 賦課、税額通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算、課税資料管理 2 軽自動車税(種別割)賦課徴収・滞納整理機能 賦課、納税通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算
③他のシステムとの接続 システム2~5	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (証明書自動交付システム)

システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名等システム	
②システムの機能	1 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 3 中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。	
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム	
240007=1 k0t##	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム	
	[〇]その他 (中間サーバー、庁内各業務システム)	
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及 び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 ウ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れの情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())	

システム4		
①システムの名称	審査システム (eLTAX)	
②システムの機能	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月に運用を開始した。 地方税ポータルセンタで受付した地方税における電子申告、電子申請・届出、納付に係るデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体の審査システムで受領する。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2 税額通知(特別徴収)データの送信機能 3 申告データ審査・照会機能 4 申請・届出データ審査・照会機能 5 地方税共通納税システムの納付情報ファイル等の受信機能 6 寄附金申告特例通知データの送受信機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
②州のシスニノトの技徒	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)	
システム5		
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	
②システムの機能	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始した。 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データ(国税連携データ)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、各地方公共団体へ送信される。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行っている。 1 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4 団体間回送機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
● にのフステムとの)接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[O]その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1 機構への情報照会 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2 本人確認情報検索 4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム	
(の)にのフハノムとの]女的	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	「	

システム7		
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム	
②システムの機能	軽自動車検査情報市区町村提供システムは、軽自動車税(種別割)の経年車重課及びグリーン化特例(軽課)に対応するために必要な、初度検査年月、燃費性能や燃料の種類等の軽自動車検査情報を、区市町村が入手するためのシステムである。 地方公共団体情報システム機構は、軽自動車検査情報を一般社団法人全国軽自動車協会連合会から取得後、軽自動車税(種別割)の経年車重課及びグリーン化特例(軽課)判定情報を付加し、区市町村に提供を行い、区市町村はLGWANに接続したパソコンから地方公共団体情報システム機構のポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして検査情報をダウンロードする。 1 更新情報の取得 2 特定条件の検査情報の取得 3 検査情報のWeb画面照会	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (総合行政ネットワークシステム(LGWAN)を通じて地方公共団体情報シス)	
システム8	, - 120 (1) = 12 (1)	
①システムの名称	軽OSS連携システム	
②システムの機能	軽OSS連携システムは、新車購入時の軽自動車保有関係手続の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、令和5年1月から運用を開始した。 区市町村はLGWANに接続したパソコンから軽OSS連携システムに接続し、軽OSS-IFシステムから連携された軽自動車税種別割申告情報・軽自動車税環境性能割申告情報・自動車検査証情報をダウンロードする。 1 軽自動車税種別割申告情報の取得 2 軽自動車税環境性能割申告情報の取得 3 自動車検査証情報の取得 4 上記3情報のWeb画面照会	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[]宛名システム等[]税務システム[]その他 ()	
システム9		
①システムの名称	証明書自動交付システム	
②システムの機能	1 証明書データ作成等機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能。 2 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (証明書交付センター 	

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税賦課徴収情報ファイル
- (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性

個人番号に基づき同一人の各種賦課情報を名寄せするため。また情報提供ネットワークシステムや住民基本台帳ネットワークシステムを用い、必要な情報を取得することにより、地方税賦課徴収事務を適正に行うため。

②実現が期待されるメリット

- 1. 各種賦課情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。
- 2. 納税義務者の正確な情報を把握することにより、実態に即した賦課徴収事務が実現できる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の第24の項

- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
- •地方税法等

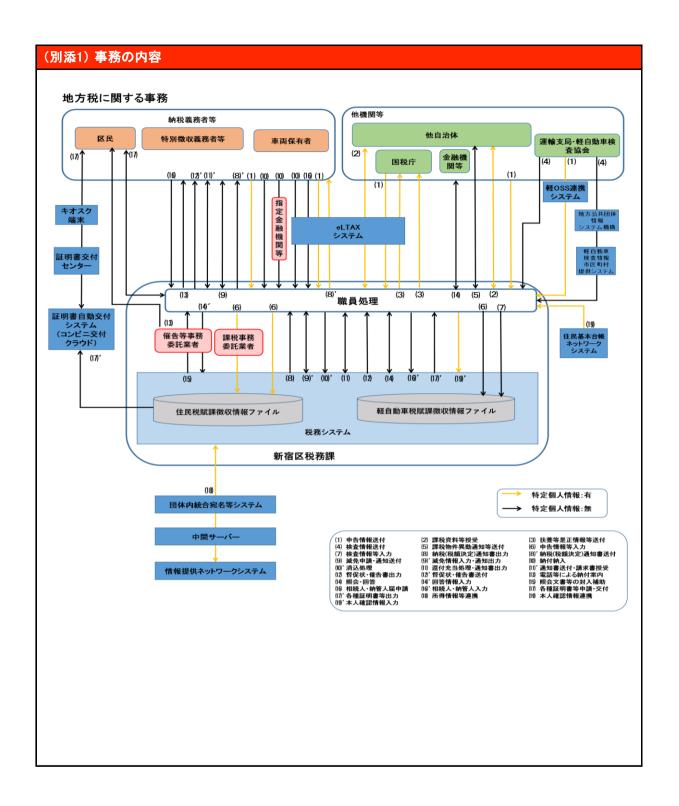
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	く選択版> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び同条第9号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠):第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、 49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、 106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、 158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (第2条の表における情報照会の根拠):第48の項

7. 評価実施機関における担当部署

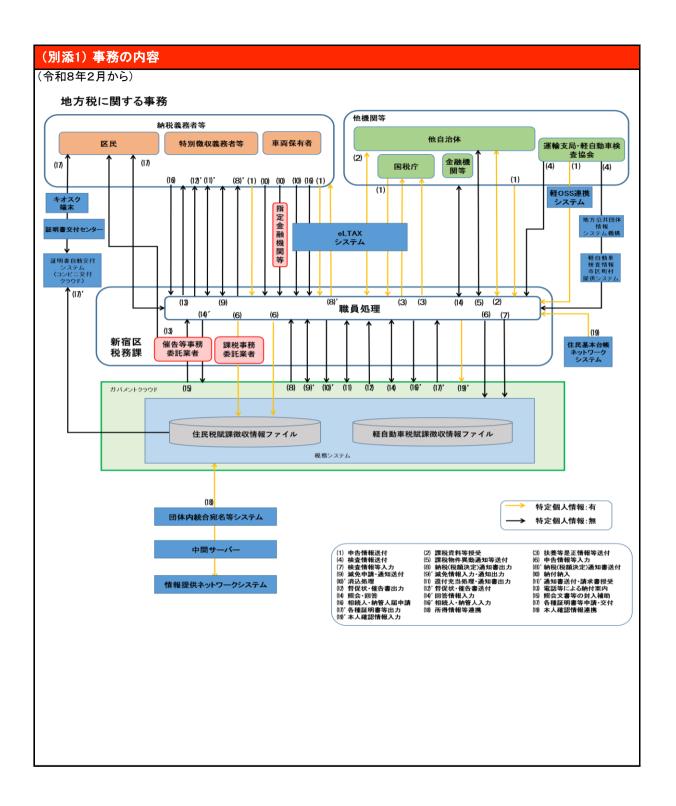
①部署	総務部税務課	
②所属長の役職名	税 務課長	

8. 他の評価実施機関



(備者)

- (1)納税義務者等からの申告情報を取得する。
- (2)他自治体との間で課税資料等の授受を行う。
- (3)国税庁に扶養等是正情報等を送付する。
- (4)軽自動車検査協会及び運輸支局から検査情報を取得する。
- (5)他自治体との間で課税物件異動通知等の授受を行う。
- (6)上記(1)~(2)に基づき申告情報等を税務システムに入力する。
- (7)上記(4)~(5)に基づき検査情報等を税務システムに入力する。
- (8)納税義務者等に納税(税額決定)通知書を送付する。
- (9)納税義務者等より減免申請書を受理する。申請内容に基づき減免の可否決定を行い、可否の内容をシステムに入力し、結果通知を納税義務者等に送付する。
- (10)納税義務者等は窓口等にて納付納入をする。各収納情報に基づき、税務システムに消込処理を行う。
- (11)過誤納金がある場合、還付充当処理を行い、還付充当通知書を税務システムより出力し納税義務者等に送付する。その後、納税義務者等から請求書を授受する。
- (12)納期限までに完納しない納税義務者等には督促状を送付する。また、督促状送付後も納付納入がない場合、催告書を送付する。
- (13) 電話等により滞納のある納税義務者に対して納付案内を行う。
- (14) 賦課徴収のために必要な照会を他機関等に行う。また、回答情報を税務システムに入力する。
- (15)照会文書等の封入補助を行う。
- (16)区民等から相続人代表者指定届・納税管理人選任申告書を受理する。各届出書の内容を税務システムに入力する。
- (17)区民等から各種証明書(課税(非課税)、納税証明書等)の申請を受け付ける。申請内容に基づき税務システムから各種証明書を出力し、交付する。
- (18)住民税関係情報等を情報提供ネットワークシステムを用いて照会、提供する。
- (19)各種通知書の送付先調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、取得した本人確認情報を税務システムに入力する。



(備者)

- (1)納税義務者等からの申告情報を取得する。
- (2)他自治体との間で課税資料等の授受を行う。
- (3)国税庁に扶養等是正情報等を送付する。
- (4)軽自動車検査協会及び運輸支局から検査情報を取得する。
- (5)他自治体との間で課税物件異動通知等の授受を行う。
- (6)上記(1)~(2)に基づき申告情報等を税務システムに入力する。
- (7)上記(4)~(5)に基づき検査情報等を税務システムに入力する。
- (8)納税義務者等に納税(税額決定)通知書を送付する。
- (9)納税義務者等より減免申請書を受理する。申請内容に基づき減免の可否決定を行い、可否の内容をシステムに入力し、結果通知を納税義務者等に送付する。
- (10)納税義務者等は窓口等にて納付納入をする。各収納情報に基づき、税務システムに消込処理を行う。
- (11)過誤納金がある場合、還付充当処理を行い、還付充当通知書を税務システムより出力し納税義務者等に送付する。その後、納税義務者等から請求書を授受する。
- (12)納期限までに完納しない納税義務者等には督促状を送付する。また、督促状送付後も納付納入がない場合、催告書を送付する。
- (13) 電話等により滞納のある納税義務者に対して納付案内を行う。
- (14) 賦課徴収のために必要な照会を他機関等に行う。また、回答情報を税務システムに入力する。
- (15)照会文書等の封入補助を行う。
- (16)区民等から相続人代表者指定届・納税管理人選任申告書を受理する。各届出書の内容を税務システムに入力する。
- (17)区民等から各種証明書(課税(非課税)、納税証明書等)の申請を受け付ける。申請内容に基づき税務システムから各種証明書を出力し、交付する。
- (18)住民税関係情報等を情報提供ネットワークシステムを用いて照会、提供する。
- (19)各種通知書の送付先調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、取得した本人確認情報を税務システムに入力する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民税賦課徴収情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		〈選択肢〉 「システム用ファイル」 」 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象と <u>※</u>	なる本人の範囲	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者及び 住民基本台帳に記録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されて いる者
	その必要性	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために保有 ・年金関係情報 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特別徴収税額の算出を行うために 保有
@ /F : -	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		令和7年1月1日
⑥事務担当部署		総務部税務課

3. 特定	個人情	青報の入手・	使用
			[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課等)	
①入手元 ※			[〇]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁、国税庁、日本年金機構)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[O]民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者等、金融機関等)
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
			[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	· 注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②八十7.	<i>) </i>		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (地方税ポータルシステム、住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度		頻度	1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1)国税関係情報:随時 (2)地方税関係情報:随時 (3)医療保険関係情報:年1回、1月 (4)生活保護・社会福祉関係情報:年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (5)年金関係情報:年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。
④入手に	係る妥	·当性	賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報 の収集を行う必要がある。
⑤本人~	の明示	ŧ	地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、番号法第十九条第八号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に明示している。
⑥使用目	的 ※		適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、税額の算出・通知を行う。
	変更0	D妥当性	
		使用部署 ※	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所
⑦使用の)主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・住民、国税庁、年金保険者、企業、他自治体等から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報(生活保護受給等)を照会し取得する。 ・各種申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。 ・収納情報を管理する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 ・過誤納金が生じたものについて、還付・充当処理を行い、通知書を作成する。 ・賦課・収納情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・納税証明書を発行する。 ・滞納情報から、財産調査・滞納処分等の滞納整理事務を行う。
情報の突合 ※		D突合 ※	・申告情報・住民票関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。 ・申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する。
	情報 <i>0</i> ※	の統計分析	納税義務者数、調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。
		刊益に影響を る決定 ※	住民税の賦課決定、減免の決定及び却下。
9使用開始日			令和7年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] < (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		税務システムの構築・運用・保守
①委託内容		税務システムの構築・運用・保守に関すること
	吸いを委託する特定個 最ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人大未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システム等の運用・保守を委託するため全対象が範囲となる。
③委詰	托先における取扱者数	<選択肢>
	€	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (システム間のデータ抽出・取込)
⑤委訂	托先名の確認方法	情報公開請求等にて公開
⑥委 言	托先名	株式会社 日立システムズ
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	税務システム中、滞納整理機能部分についての運用・保守
委託	事項2~5	
委託	事項2	当初課税等業務委託
①委訓	托内容	課税資料の整理、スキャニング、データ入力等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人 以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者及び住民基本台帳に記録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されている者のうち課税資料が提出された者
	その妥当性	各種課税資料を整理し、電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		<選択肢>

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [O] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		同上
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
· 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託	事項3	eLTAX ASPサービス提供業務
①委訓		審査システム及び国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務
	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者及び住民基本台帳に記録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されている者のうちeLTAXを経由して課税資料が提出された者
	その妥当性	地方税共同機構が認定している民間事業者が提供する審査サーバー、国税連携データ受信サー バー及びソフトウェアを利用するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] [O] その他 (システム全体をASPサービスとして管理)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		同上
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。 eLTAXサポート事業者については、地方税ポータルシステム(eLTAX)を運営管理する地方税共同機構が承認しており、本区ではそれに基づき契約の際に許諾している。
	9再委託事項	審査システムの審査クライアント及び国税連携システムの国税連携クライアントの保守作業、クライアント操作支援等

委託事項4		証明書自動交付システムの保守業務	
①委託内容		証明書自動交付システムの保守	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>	
対象となる本人の数		<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者のうち課税・非課税の決定がされた者	
	その妥当性	証明書自動交付システムの機器の定期的なメンテナンス及び障害発生に備えた復旧作業人員等の 迅速な手配等を安定的に行う必要があるため、委託している。	
③委i	モ先における取扱者数	<選択肢>	
	モ先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (LGWAN)	
⑤委詞	モ先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	
⑥委 詞		同上	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議。 い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。	
	⑨再委託事項	証明書自動交付システムの保守業務の一部	
委託	事項5	(仮称)催告等事務センターの運営業務	
①委託内容		税務システムを利用した次の業務 ・電話及びSMSによる納付案内 ・調査結果等の入力 ・郵送物の開封	
	吸いを委託する特定個 プアイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民税に滞納がある納税義務者及び特別徴収義務者	
	その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、住民税の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] [O] その他 (システムの直接操作)	

⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		同上
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 犋	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・	移転の有無	[O] 提供を行っている (78) 件 [O] 移転を行っている (40) 件 [] 行っていない
提供	先1	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者等
①法~	令上の根拠	番号法第19条第8号及び同条第9号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令
②提信	共先における用途	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表で規定された事務等
3提	共する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法		[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期	期·頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5		
提供先2		国税庁長官
①法4	冷上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条、国税徴収法第146条の2
②提供先における用途		所得税の更正決定、滞納整理
③提供する情報		地方税関係情報、滞納者の滞納状況等
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者

	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
砂旋拱力法	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[O]その他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	必要に応じて随時
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に 関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
の旋浜 刀ね	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[O]その他 (LGWAN)
	N. T. L. of 18 and the
⑦時期·頻度	必要に応じて随時
提供先4	必要に応じて随時 特別徴収義務者(給与支払者)
<u> </u>	
提供先4	特別徴収義務者(給与支払者)
提供先4 ①法令上の根拠	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 給与特別徴収の対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 給与特別徴収の対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 給与特別徴収の対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール []でアッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリを除く。)
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢> (1) 1万人未満 (2) 1万人以上100万人未満 (3) 10万人以上100万人未満 (4) 100万人以上100万人未満 (5) 1,000万人以上 給与特別徴収の対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]その他 (LGWAN) 当初課税及び更正時
提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ②時期・頻度 提供先5	特別徴収義務者(給与支払者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。 地方税関係情報 (選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 給与特別徴収の対象者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子オール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]その他 (LGWAN) 当初課税及び更正時 特別徴収義務者(公的年金等支払者)

	<選択肢>
④提供する情報の対象となる本人の数	1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
	┃ ┃]電子メール
⑥提供方法	 [] フラッシュメモリ
	[O]その他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	当初課税及び更正時
提供先6~10	
提供先6	新宿区教育委員会事務局学校運営課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の第127の項、第19条第11号 ・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」と いう。)第4条
②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
	┃
⑥提供方法	 [] フラッシュメモリ
	┃
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先7	新宿区教育委員会事務局学校運営課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項、番号法第19条第11号 ・新宿区番号条例第3条、第4条
②提供先における用途	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(新宿区教育委員会規則)で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者

⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (庁内連携システム)	
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度	
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙1のとおり)	
①法令上の根拠	·番号法第9条第1項別表 ·新宿区番号条例第3条	
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表で規定された事務(別紙1のとおり)	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	必要に応じて随時	
移転先2~5		
移転先2	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)	
①法令上の根拠	·番号法第9条第2項 ·新宿区番号条例第3条 ·東京都番号条例第4条	
②移転先における用途	新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定された事務(別紙2のとおり)	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙 [O] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度	必要に応じて随時	
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去 <当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている 場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアッ プもデータベース上に保存される。 ①保管場所 ※ <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド 事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であ り、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バック アップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保 存される。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。 1) 1年未満 2) 1年 3)2年 5) 4年 6) 5年 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 4)3年 7)6年以上10年未満 期間 [6年以上10年未満] 10) 定められていない ②保管期間 ・地方税法第17条の5により、更正および決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 その妥当性 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の 更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。 <当区における措置> ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理 破壊によりデータ復旧できないことを確認する。 申告書及び届出書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラット フォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去 する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ③消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー タは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消 去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラ ウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに 利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明 書を発行する。 7. 備考

(別紙1)番号法第9条第1項別表に掲げる事務			
番号法第9条 別表項番	移転先	移転先における用途	
8	保健予防課保健センター	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
9	障害者福祉課 保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
10	子ども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
14	保健予防課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
21	障害者福祉課	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
23	生活福祉課 保護担当課	生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
27	住宅課	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
44	医療保険年金課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
46	医療保険年金課	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	
51	障害者福祉課	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
52	住宅課	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
56	子ども家庭課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
61	高齢者支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
63	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに 関する事務であって主務省令で定めるもの	
64	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
65	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	
66	子ども家庭課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙1)番号法第9条第1項別表に掲げる事務			
番号法第9条 別表項番	移転先	移転先における用途	
67	障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当 又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第 一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
70	健康づくり課 保健センター	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
81	子ども家庭課	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	
85	高齢者医療担当課	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
93	住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
100	介護保険課 高齢者支援課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
105	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
111	健康づくり課 保健センター	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの	
117	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
127	保育課 子ども総合センター	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
131	保健予防課 保健センター	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	
135	総務課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙2)新宿区都	番号条例第3条第	1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務
新宿区番号条例 別表 区長の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	障害者福祉課	心身障害者福祉手当の支給、日用生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉 に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
3	介護保険課	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事 務であって新宿区規則で定めるもの
4	生活福祉課 保護担当課	相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
5	子ども家庭課 保育課 子ども総合セン ター	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援 に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
6	住宅課	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
東京都番号条例 別表 知事の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に 対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
2	保健予防課保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型ウイルス肝炎又は C型ウイルス肝炎にり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都 規則で定めるもの
3	障害者福祉課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務で あって東京都規則で定めるもの
4	保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
5	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの

(1)住民税賦課徴収情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9. 更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳 番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛 名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書 漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番 号、40.宛名行政区コート、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名增减事由コート、44.增減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧 氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番 号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コ 、62.支店コート、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終 了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コート、74.送付先住所、75.送付先住所地番、 76.送付先方書かけ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コート、82.異動年月日、83. 住民税整理番号、84.賦課資料区分コート、85.書式区分、86.無職無収入コート、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、 90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得フラグ、96.配当所得額、97.株 式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式 配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、 107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的 年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所 得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得 額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減 所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、 134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽課所得額、138.長期軽課差引額、139.長期軽課 特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、 145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引 所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所 得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職 所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変 動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉 用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申 告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申 告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所 得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総 合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、 199.長期軽課損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雜損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額 204.株式讓渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得稅総所得損通所得額、208.所得稅総合短 期損通所得額、209.所得稅総合長期損通所得額、210.所得稅短期一般損通所得額、211.所得稅短期軽減損通所得額、212.所得稅 長期一般損通所得額、213.所得稅長期特定損通所得額、214.所得稅長期軽課損通所得額、215.所得稅長期特別損通所得額、216. 所得税土地等雜損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得稅株式譲渡損通所得額、219.所得稅商品先物取引損通所得 額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225. 小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、 230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除フラグ、 235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対配該当コード、240.配偶者区分、241. 配特有無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、 246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、 251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年者該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該 当コート、257.勤労学生該当コート、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人 数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損 失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前 雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、 281.所得税総所得課標額、282.所得税短期一般課標額、283.所得税短期軽減課標額、284.所得税長期一般課標額、285.所得税長期 特定課標額、286.所得稅長期軽課課標額、287.所得稅長期特別課標額、288.所得稅土地等雑課標額、289.所得稅超短期課標額、 290.所得税株式課標額、291.所得税商品先物取引課標額、292.所得税山林課標額、293.所得税退職課標額、294.総所得所得税額、 295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽課所得税額、300.長 期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税 額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、 311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減稅額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得稅額、 316.所得税額、317.所得税額チェックフラグ、318.総所得課標額、319.短期一般課標額、320.短期軽減課標額、321.長期一般課標額、322. 長期特定課標額、323.長期軽課課標額、324.長期特別課標額、325.土地等雑課標額、326.超短期課標額、327.株式課標額、328.商 品先物取引課標額、329.山林課標額、330.退職課標額、331.市町村総所得所得割額、332.市町村短期一般所得割額、333.市町村短 期軽減所得割額、334.市町村長期一般所得割額、335.市町村長期特定所得割額、336.市町村長期軽課所得割額、337.市町村長期 特別所得割額、338.市町村土地等雑所得割額、339.市町村超短期所得割額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引 所得割額、342.市町村山林所得割額、343.市町村退職所得割額、344.市町村算出所得割額、345.市町村配当控除額、346.市町村外 国税額控除額、347.市町村調整額、348.市町村特別減税額、349.市町村定率控除額、350.市町村免税額、351.市町村所得割額、 352.市町村端数切捨所得割額、353.市町村特別減税前所得割額、354.市町村定率控除前所得割額、355.市町村均等割額、356.市町 村民税額、357.都道府県総所得所得割額、358.都道府県短期一般所得割額、359.都道府県短期軽減所得割額、360.都道府県長期一般所得割額、361.都道府県長期特定所得割額、362.都道府県長期軽課所得割額、363.都道府県長期特別所得割額、364.都道府 県土地等雑所得割額、365.都道府県超短期所得割額、366.都道府県株式所得割額、367.都道府県商品先物取引所得割額、368.都 道府県山林所得割額

369.都道府県退職所得割額、370.都道府県算出所得割額、371.都道府県配当控除額、372.都道府県外国税額控除額、373.都道府県 調整額、374.都道府県特別減税額、375.都道府県定率控除額、376.都道府県免税額、377.都道府県所得割額、378.都道府県端数切 捨所得割額、379.都道府県特別減税前所得割額、380.都道府県定率控除前所得割額、381.都道府県均等割額、382.都道府県民税 額、383.課税非課税区分コード、384.所得割非課税フラグ、385.均等割非課税フラグ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村 均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予 備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避用履歴判定、 402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡フラグ、406.株式譲渡上場損 通所得額、407.所得稅株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課標額、409.所得稅株式上場課標額、410.肉牛軽減課標額、411.市 町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415. 株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前 先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都 道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割 控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市 町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府 県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率 市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税 率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所 得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県 退職、455.標準稅率都道府県算出所得割、456.標準稅率都道府県調整額、457.標準稅率定率控除前都道府県所得割、458.標準稅 率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都 道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入 金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減 額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473. 登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私的年金支払額、 478.住民税年金種別、479.基礎控除対象フラグ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金フラグ、483.内特 徴フラグ、484.三徴収フラグ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区 分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式 配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得稅分離配当損通所得額、499.投資等稅額控除額、500.所得 税肉牛軽減課標額、501.所得税分離配当課標額、502.分離配当課標額、503.所得稅分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割 額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収フラグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済 額、510.徵収税額特徵分、511.市町村所得割額特徵分、512.市町村均等割額特徵分、513.都道府県所得割額特徵分、514.都道府県 均等割額特徵分、515.徵収税額普徵分、516.市町村所得割額普徵分、517.市町村均等割額普徵分、518.都道府県所得割額普徵分、 519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523 都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徵収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町 村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率 市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均 等割額特徵分、535.標準税率徵収税額普徵分、536.標準税率市町村所得割額普徵分、537.標準税率市町村均等割額普徵分、538. 標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市 町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率 都道府県均等割額半額年金分、545標準税率徴収税額年金分、546標準税率市町村所得割額年金分、547標準税率市町村均等割 額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳切替フラグ、551.徴収税 額変更フラグ、552.特徴内訳保有フラグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保 除料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、 564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控 除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17、 577.予備金額18、578.予備金額19、579.予備金額20、580.予備項目11、581.予備項目12、582.予備項目13、583.予備項目14、584.予 備項目15、585.予備項目16、586.予備項目17、587.予備項目18、588.予備項目19、589.予備項目20、590.条約適用利子等所得額 591.条約適用配当等所得額、592.特例適用利子等所得額、593.特例適用配当等所得額、594.条約適用利子等損通所得額、595.条約 適用配当等損通所得額、596.特例適用利子等損通所得額、597.特例適用配当等損通所得額、598.条約適用利子等課標額、599.条 約適用配当等課標額、600.特例適用利子等課標額、601.特例適用配当等課標額、602.条約適用利子等限度稅率、603.条約適用配 当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割 額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特例適用利子等所得割額、609.都道府県特例適用利子等所得割額、610. 市町村特例適用配当等所得割額、611.都道府県特例適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約 適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特例適用利子 等損通所得額、617.所得税特例適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課標額、619.所得税条約適用配当等課標額、 620.所得稅特例適用利子等課標額、621.所得稅特例適用配当等課標額、622.条約適用利子等所得稅額、623.条約適用配当等所得 税額、624.特例適用利子等所得税額、625.特例適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予 備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.処理状況 コード、637.決議フラグ、638.最新判定、639.仮最新判定、640.退避最新判定、641.通番、642.決議用処理年月日、643.世帯外区分該当 コート、644.扶養者個人番号、645.配偶者個人番号、646.扶養専従区分該当コート、647.扶養区分該当コート、648.障害者区分該当コート、669.同居特障区分該当コート、650.同居老人区分該当コート、651.専従区分該当コート、652.専従申告区分該当コート、653.専従者給与入カフラグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入カフラグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収データ内連 番、659.徴収データ内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664 住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定納期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴 変更期、670.併徵普徵徵収済期、671.随時処理フラグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、 676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、682.納期限03、 683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05

689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別01月08 期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦 課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709. 納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期 税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額、720.賦課年度16、721.納期限16、722.期別17期税額、723.賦課年度17、 724.納期限17、725.期別18期税額、726.賦課年度18、727.納期限18、728.収納過年度更正フラグ、729.充当額、730.還付額、731.期別 06月01期充当、732.期別07月02期充当、733.期別08月03期充当、734.期別09月04期充当、735.期別10月05期充当、736.期別11月06 期充当、737.期別12月07期充当、738.期別01月08期充当、739.期別02月09期充当、740.期別03月10期充当、741.期別04月11期充 当、742.期別05月12期充当、743.期別13期充当、744.期別14期充当、745.期別15期充当、746.期別16期充当、747.期別17期充当、 748.期別18期充当、749.返戻01期、750.返戻課税年度01、751.返戻納期限01、752.返戻02期、753.返戻課税年度02、754.返戻納期限 02、755.返戻03期、756.返戻課税年度03、757.返戻納期限03、758.返戻04期、759.返戻課税年度04、760.返戻納期限04、761.返戻05 期、762.返戻課税年度05、763.返戻納期限05、764.差引課税額年金分、765.期別06月01期税額年金分、766.期別07月02期税額年金 分、767.期別08月03期税額年金分、768.期別09月04期税額年金分、769.期別10月05期税額年金分、770.徵収税額特徵内訳分、771. 市町村所得割額特徴内訳分、772.市町村均等割額特徴内訳分、773.都道府県所得割額特徴内訳分、774.都道府県均等割額特徴内 訳分、775.地域台帳番号、776.世帯台帳番号、777.個人台帳番号、778.世帯番号、779.混合世帯番号、780.氏名力大、781.編集済氏名力大、782.氏名漢字、783.編集済氏名漢字、784.宛名郵便番号、785.宛名住所コード、786.宛名住所、787.宛名地番、788.宛名地番数值1、789.宛名地番数值2、790.宛名地番数值3、791.宛名方書力大、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名力大、794.世帯主氏名漢字、795. 性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名称漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、 803.宛名消除区分、804.宛名增減事由コード、805.增減異動日、806.記載順位、807.旧氏名か、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、 810.検索用氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税メモ01、 816.住民税メモ02、817.住民税メモ03、818.住民税メモ04、819.住民税メモ05、820.住民税メモ06、821.住民税メモ07、822.住民税メモ08、823. 住民税メモ09、824.住民税メモ10、825.住民税メモ11、826.住民税メモ12、827.住民税メモ13、828.住民税メモ14、829.住民税メモ15、830.メモ注 意750、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族共氏名力ナ、835.市内家族共氏 名漢字、836.申告書送付有無コート、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コート、839.申告書送付メモ、840.指定徴収区分、841 徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、 847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由メモコード、 852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コート、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857. 課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.電申税目区分、860.納税者ID、861.処理番号、862.処理番号連番、863.出力処理番 号、864.出力区分、865.削除区分、866.eLTAX手続ID、867.作成区分、868.法人個人区分、869.法人格名称、870.前後区分、871.法人 名称カナ、872.法人名称漢字、873.本支店区分、874.事業所名称カナ、875.事業所名称、876.本店所在地住所、877.本店所在地方書、 878.氏名、879.住所、880.代理人属性コード、881.区税事務所コード、882.申告先税目有効区分、883.審査結果区分、884.eLTAX受付番 号、885.申告受付日時、886.取込処理日、887.性別、888.代表者氏名漢字、889.代表者住所、890.地方公共団体コード、891.確定処理 日、892.電申警告フラグ、893.番号法法人番号、894.申告書ステータス、895.明細書ステータス、896.eLTAX申告区分、897.eLTAX申告受付番 号、898.XML連番、899.XML情報、900.自治体コード、901.個人番号、902.宛名番号、903.編集済氏名カナ、904.編集済氏名漢字、905.宛 名郵便番号、906.宛名住所コート、907.宛名住所、908.宛名地番、909.宛名方書かけ、910.宛名方書漢字、911.生年月日、912.性別区 分、913.編集電話番号、914.申込年月日、915.振替区分、916.開始年月日、917.廃止年月日、918.口座停止日、919.停止解除日、920. 銀行コード、921.支店コード、922.口座番号、923.通帳番号末番、924.預金種別区分、925.名義人カナ、926.名義人漢字、927.送付開始年 月日、928.送付終了年月日、929.送付先氏名計、930.送付先氏名漢字、931.送付先郵便番号、932.送付先住所コード、933.送付先住 所、934.送付先住所地番、935.送付先方書カナ、936.送付先方書漢字、937.収納キ-1、938.収納キ-2、939.履歴番号、940.初期登録業 務日時、941.更新業務日時、942.更新システム日時、943.更新コンピュータ名、944.更新ユーザID、945.有効フラグ、946.決裁状態、947.旧自治 体コード、948.賦課年度、949.税目コード、950.対象年度、951.通知書番号、952.期別コード、953.事業年度開始年月日、954.事業年度終 了年月日、955.申告区分コード、956.連番、957.期割区分、958.調定年度、959.会計年度、960.前納報奨金、961.車両登録キー、962.車検 区分コート、963.減免コート、964.期別調定額、965.期別収納額、966.延滞金調定額、967.延滞金収納額、968.督促料調定額、969.督促 料収納額、970.納期限、971.繰上前納期限、972.納期変更フラグ、973.収納年月日、974.領収年月日、975.繰越時調定額、976.繰越時 収納額、977.繰越調定額、978.繰越年月日、979.不納欠損額、980.表示用税目コード、981.表示用期月、982.随期フラグ、983.更正回数、 984.収納回数、985.還付回数、986.充当回数、987.口振不能回数、988.納通返戻設定カウンタ、989.納通返戻設定年月日、990.督促返 戻設定カウンタ、991.督促返戻設定年月日、992.納通発送年月日、993.督促発行年月日、994.更正年月日、995.国税更正年月日、996. 更正届出年月日、997.更正請求年月日、998.更正通知年月日、999.過誤納金発生事由コード、1000.法定納期限等、1001.法定納期 限、1002.業務固有+-、1003.漢字業務固有+-、1004.申告年月日、1005.調定年月日、1006.延長月数、1007.重加算対象税額、1008. 納税計画対象額、1009.納税計画状態コード、1010.納税計画カウンタ、1011.執行停止カウンタ、1012.不納欠損カウンタ、1013.差押カウンタ、 1014.参加差押カウンタ、1015.交付要求カウンタ、1016.繰上徴収カウンタ、1017.その他処分カウンタ、1018.徴収猶予カウンタ、1019.換価猶予カウン タ、1020.滞納整理組合カウンタ、1021.納税承継カウンタ、1022.督促停止カウンタ、1023.催告停止カウンタ、1024.納通公示カウンタ、1025.督促公示 カウンタ、1026.電話催告停止カウンタ、1027.時効中断年月日、1028.管理コード、1029.文書番号管理連番、1030.文書番号パターンID、 1031.年、1032.番号、1033.文書番号、1034.入力区分、1035.登録日、1036.登録時間、1037.予備1、1038.予備2、1039.予備3、1040.予 備4、1041.機能種類コード、1042.機能処理番号、1043.補足パラメーター1、1044.補足パラメーター2、1045.補足パラメーター3、1046. 指示ID、1047.リンク番号、1048.宛名、1049.住所、1050.方書、1051.担当者コード、1052.担当者名称、1053.管理コード、1054.機能種 類コード、1055.機能処理番号、1056.収納連番、1057.リンク番号、1058.指示順序、1059.調定額、1060.修正調定額、1061.督促手数 料、1062.修正督促手数料、1063.延滞金、1064.修正延滞金、1065.納期限、1066.累計収納額、1067.累計督促手数料、1068.累計延滞 金、1069.管理コード、1070.機能種類コード、1071.機能処理番号、1072.収納連番、1073.リンク番号、1074.調定額、1075.督促手数料、 ンク番号、1084.名寄リンク番号、1085.世帯番号、1086.住民区分、1087.氏名カナ、1088.氏名、1089.氏名外字フラグ、1090.氏名超過 フラグ、1091.担当割地区コード、1092.行政区コード、1093.自治省コード、1094.町コード、1095.宛名拠点コード、1096.郵便番号、1097. 住所、1098.方書、1099.住所外字フラグ、1100.住所超過フラグ、1101.国籍コード、1102.続柄コード、1103.生年月日、1104.担当者コード、1105.担当者、1106.副担当者コード、1107.副担当者、1108.出張担当者コード、1109.出張担当者、1110.主担当者変更事由コード、 1111.副担当者変更事由コード、1112.生活保護開始日、1113.生活保護廃止日、1114.死亡日、1115.出張担当フラグ、1116.滞納区 分、1117.滞納段階、1118.類型、1119.滞納金額、1120.確定延滞金、1121.滞納事由、1122.最終接触日、1123.最終領収日、1124.最終 収納日、1125.最終収納額

1126.付箋有無、1127.付箋色コード1、1128.付箋色コード2、1129.付箋色コード3、1130.付箋色コード4、1131.付箋色コード5、1132. 付箋色コード6、1133.付箋色コード7、1134.付箋色コード8、1135.付箋色コード9、1136.付箋色コード10、1137.分納状態コード、1138. |補足区分1、1139.補足区分2、1140.管理コード、1141.検索種別、1142.検索番号、1143.リンク番号、1144.付帯情報1、1145.付帯情報 2、1146.最新フラグ、1147.管理コード、1148.リンク番号、1149.世帯番号、1150.ホスト住民区分、1151.住民区分、1152.氏名カナ. 1153.氏名清音カナ、1154.氏名、1155.氏名外字フラグ、1156.氏名超過フラグ、1157.性別コード、1158.続柄コード、1159.生年月日、1160.死亡日、1161.担当割地区コード、1162.行政区コード、1163.自治省コード、1164.町コード、1165.拠点コード、1166.番地番、1167. 号枝番、1168.子番、1169.子々番、1170.住所コード、1171.郵便番号、1172.住所、1173.方書、1174.住所外字フラグ、1175.住所超過フ ラグ、1176.住基登録日、1177.住基登録事由コード、1178.住基消除日、1179.住基消除事由コード、1180.住基異動日、1181.住基異動 事由コード、1182.国籍コード、1183.本名カナ、1184.本名、1185.通称名カナ、1186.通称名、1187.交付制限区分、1188.入力区分、 1189.管理コード、1190.変換元識別コード、1191.変換元リンク番号、1192.リンク番号、1193.管理コード、1194.リンク番号、1195.法人番 号、1196.管理コード、1197.拠点コード、1198.滞納者異動連番、1199.処理日、1200.更新時刻、1201.担当者コード、1202.リンク番号、 1203.増減区分、1204.主担当者変更事由コード、1205.死亡日、1206.新担当者、1207.新町コード、1208.新住所、1209.新方書、1210. 旧担当者、1211.旧町コード、1212.旧住所、1213.旧方書、1214.新生活保護開始日、1215.新生活保護廃止日、1216.旧生活保護開始 日、1217.旧生活保護廃止日、1218.新交付制限区分、1219.旧交付制限区分、1220.入力区分、1221.管理コード、1222.住所履歴連 番、1223.リンク番号、1224.行政区コード、1225.自治省コード、1226.町コード、1227.番地番、1228.号枝番、1229.子番、1230.子々番、 1231.住所コード、1232.郵便番号、1233.住所、1234.方書、1235.住所外字フラグ、1236.住所超過フラグ、1237.照会印刷除外フラグ、 1238.管理コード、1239.リンク番号、1240.個人番号、1241.管理コード、1242.名寄リンク番号、1243.リンク番号、1244.管理コード、1245. 氏名履歴連番、1246.リンク番号、1247.氏名カナ、1248.氏名清音カナ、1249.氏名、1250.氏名外字フラグ、1251.氏名超過フラグ 1252.照会印刷除外フラグ、1253.管理コード、1254.拠点コード、1255.リンク番号、1256.郵便番号、1257.住所、1258.方書、1259.住所 超過フラグ、1260.氏名カナ、1261.氏名、1262.氏名超過フラグ、1263.入力区分、1264.管理コード、1265.拠点コード、1266.リンク番号、 1267.色コード、1268.付箋内容コード、1269.登録日、1270.終了日、1271.設定ユーザーID、1272.管理コード、1273.拠点コード、1274.リ ンク番号、1275.関連者リンク番号、1276.関連種類コード、1277.主従区分、1278.一元区分、1279.入力区分、1280.管理コード、1281.拠 点コード、1282.担当者コード、1283.リンク番号、1284.検索日、1285.検索時刻、1286.管理コード、1287.拠点コード、1288.勤務先連番、 1289.リンク番号、1290.勤務先区分、1291.勤務先リンク番号、1292.就職日、1293.退職日、1294.対象課税開始年度、1295.対象課税 終了年度、1296.管理コード、1297.拠点コード、1298.戸籍連番、1299.リンク番号、1300.自治省コード、1301.郵便番号、1302.住所コ-ド、1303.本籍地、1304.筆頭者名称、1305.調査日、1306.入力区分、1307.管理コード、1308.拠点コード、1309.口座連番、1310.リンク番 号、1311.科目、1312.納付種類コード、1313.ホスト通知書番号、1314.開始日、1315.終了日、1316.納税組合コード、1317.金融機関 コード、1318.支店コード、1319.預金種別コード、1320.口座番号、1321.口座名義人カナ、1322.管理コード、1323.拠点コード、1324.連 絡先連番、1325.リンク番号、1326.優先順位、1327.使用区分、1328.連絡先名称、1329.連絡先コード、1330.連絡先内容、1331.連絡先 種類コード、1332.備考、1333.入力区分、1334.管理コード、1335.リンク番号、1336.発行機能コード、1337.発行制限区分、1338.管理 コード、1339.拠点コード、1340.送付先連番、1341.リンク番号、1342.送付先区分、1343.科目、1344.ホスト通知書番号、1345.有効フラ グ、1346.名称カナ、1347.名称、1348.名称外字フラグ、1349.名称超過フラグ、1350.住所コード、1351.郵便番号、1352.住所、1353.方 書、1354.住所外字フラグ、1355.住所超過フラグ、1356.送付先リンク番号、1357.設定日、1358.自治省コード、1359.入力区分、1360.管 理コード、1361.リンク番号、1362.生活保護開始日、1363.生活保護廃止日、1364.ケース番号、1365.人数、1366.代理納付開始年月、 1367.代理納付終了年月、1368.管理コード、1369.拠点コード、1370.リンク番号、1371.職業コード、1372.返戻フラグ、1373.特記事項、 1374.滞納事由、1375.主担当者コード、1376.主担当者変更事由コード、1377.副担当者コード、1378.副担当者変更事由コード、1379. 出張担当者コード、1380.出張担当者変更事由コード、1381.出張担当フラグ、1382.注意事項コード、1383.地図年度、1384.地図巻コード、1385.地図頁、1386.地図区分、1387.地図番号、1388.特記メモ、1389.入力区分、1390.特記事項内容日付、1391.特記事項メモ日 付、1392.次回非表示フラグ、1393.管理コード、1394.拠点コード、1395.リンク番号、1396.滞納区分、1397.設定日、1398.滞納段階、 1399.類型、1400.分納状態コード、1401.滞納金額、1402.滞納確定延滞金、1403.課税有無、1404.類型手動変更日、1405.管理コード、 1406.約束連番、1407.リンク番号、1408.機能種類コード、1409.機能処理番号、1410.約束開始日、1411.約束開始時刻、1412.約束終 了日、1413.約束終了時刻、1414.約束内容コード、1415.予定金額、1416.約束履行有無、1417.管理コード、1418.経過記録連番、1419 リンク番号、1420.記録日、1421.記録時刻、1422.担当者コード、1423.担当者、1424.経過種別コード、1425.接触フラグ、1426.重要表示 フラグ、1427.場所コード、1428.相手コード、1429.交渉結果コード、1430.経過内容コード、1431.帳票種類コード、1432.経過内容、1433. 記録詳細、1434.帳票発送日、1435.帳票調査日、1436.帳票延滞金計算日、1437.帳票返戻日、1438.帳票返戻解除日、1439.帳票公 示送達状況コード、1440.帳票公示送達日、1441.帳票回答有無、1442.帳票再転送日、1443.処理拠点コード、1444.管理コード、1445. リンク番号、1446.賦課年度、1447.相当年度、1448.ホスト通知書番号、1449.特普区分、1450.通知書番号、1451.特徴義務者リンク番 号、1452.申告区分、1453.青色申告区分、1454.所得額合計、1455.控除額合計、1456.収入額合計、1457.総所得課税標準額、1458.分 離所得課税標準額、1459.市区町村民税所得割額、1460.市区町村民税均等割額、1461.都道府県民税所得割額、1462.都道府県民 税均等割額、1463.普徵期別税額1、1464.普徵期別税額2、1465.普徵期別税額3、1466.普徵期別税額4、1467.普徵期別税額5、 1468.普徵期別税額6、1469.普徵期別税額7、1470.普徵期別税額8、1471.普徵期別税額9、1472.普徵期別税額10、1473.普徵期別 税額11、1474.普徴期別税額12、1475.普徴期別税額13、1476.給与特徴期別税額1、1477.給与特徴期別税額2、1478.給与特徴期 別税額3、1479.給与特徵期別税額4、1480.給与特徵期別税額5、1481.給与特徵期別税額6、1482.給与特徵期別税額7、1483.給与 特徵期別税額8、1484.給与特徵期別税額9、1485.給与特徵期別税額10、1486.給与特徵期別税額11、1487.給与特徵期別税額1 2、1488.年金特徵期別税額1、1489.年金特徵期別税額2、1490.年金特徵期別税額3、1491.年金特徵期別税額4、1492.年金特徵期 別税額5、1493.年金特徴期別税額6、1494.更正日、1495.更正事由、1496.所得控除超過フラグ、1497.管理コード、1498.リンク番号、 1499.賦課年度、1500.相当年度、1501.ホスト通知書番号、1502.特普区分、1503.詳細連番、1504.通知書番号、1505.所得控除区分、 1506.所得控除コード、1507.所得控除金額、1508.管理コード、1509.収納連番、1510.リンク番号、1511.科目、1512.賦課年度、1513.相 当年度、1514.ホスト通知書番号、1515.期、1516.通知書番号、1517.処理拠点コード、1518.管理コード、1519.電話催告連番、1520.リン ク番号、1521.除外フラグ、1522.ステータス、1523.状態更新ユーザーID、1524.元状態、1525.架電結果、1526.管理コード、1527.催告連 番、1528.対象連番、1529.催告書等連番、1530.催告タイトル、1531.発送日、1532.指定期限、1533.印刷日、1534.延滞金計算日、 1535.調査日、1536.担当者コード、1537.担当者、1538.リンク番号、1539.宛名氏名、1540.宛名住所、1541.宛名方書、1542.文書番号、 1543.送付先郵便番号、1544.送付先住所、1545.送付先方書、1546.送付先名称、1547.未納額、1548.督促手数料、1549.延滞金、 1550.枚数、1551.納付書枚数、1552.経過記録連番、1553.納付書経過記録連番、1554.約束連番、1555.処理拠点コード、1556.管理 コード、1557.収納連番、1558.発送種類コード、1559.発送内容コード、1560.発送予定日、1561.経過記録連番、1562.作成日、1563.消 込日、1564.返戻経過記録連番、1565.処理拠点コード、1566.管理コード、1567.督催停止連番、1568.リンク番号、1569.設定日、1570. 開始日、1571.終了日、1572.停止種類コード、1573.停止単位コード、1574.メモ、1575.処理拠点コード、1576.機能種類コード、1577.処 分連番、1578.管理コード、1579.抽出処理連番、1580.対象者連番

1581.収納連番、1582.明細区分、1583.リンク番号、1584.賦課年度、1585.相当年度、1586.科目、1587.ホスト通知書番号、1588.通知 書番号、1589.期、1590.表示月期、1591.納期限、1592.表示納期限、1593.変更後納期限、1594.法定納期限等、1595.表示滞納額、 1596.表示未納額、1597.表示督促料、1598.表示延滞金1、1599.表示延滞金2、1600.表示延滞金3、1601.確定延滞金有無、1602.表 示確定延滞金、1603.備考、1604.順序、1605.管理コード、1606.分納連番、1607.リンク番号、1608.計画日、1609.誓約日、1610.取消 日、1611.現誓約フラグ、1612.担当者コード、1613.担当者、1614.分納開始年月、1615.月間隔、1616.日付区分、1617.納付日、1618.納 付時刻、1619.納付方法コード、1620.約束管理フラグ、1621.メモコード、1622.メモ、1623.分納対象区分、1624.分納方法区分、1625.分 納入金額、1626.分納回数、1627.計画時入金額、1628.端数処理区分、1629.加算月A、1630.加算額A、1631.加算開始年A、1632.加 算月B、1633.加算額B、1634.加算開始年B、1635.延滞金計算フラグ、1636.延滞金計算区分、1637.延滞金計算日、1638.督促フラ グ、1639.消込区分、1640.一括送付回数、1641.取消理由コード、1642.取消理由、1643.一回分納付額、1644.完納日、1645.管理番 号、1646.資料番号、1647.経過記録連番、1648.猶予連番、1649.履行判断区分、1650.年度機能処理番号、1651.作成機能区分、1652. 処理拠点コード、1653.管理コード、1654.分納連番、1655.収納連番、1656.回数、1657.内訳連番、1658.リンク番号、1659.納付書番号、 1660.納付予定日、1661.納付額、1662.納付督促手数料、1663.納付延滞金、1664.累計納付額、1665.納付合計額、1666.発行回数、 1667.発行日、1668.履行区分、1669.当初回数、1670.要すフラグ、1671.口振書発行日、1672.履行入力区分、1673.履行変更日、1674. 管理コード、1675.延滞金減免連番、1676.リンク番号、1677.申請日、1678.決裁日、1679.調査日、1680.開始日、1681.終了日、1682.申 請減免区分、1683.申請減免率、1684.申請理由コード、1685.申請理由内容、1686.決裁減免区分、1687.決裁減免率、1688.決裁事項 内容、1689.文書番号年、1690.文書番号、1691.作成機能区分、1692.機能種類コード、1693.機能処理番号、1694.処理拠点コード、 1695.管理コード、1696.納付受託連番、1697.リンク番号、1698.証券種類コード、1699.証券記号番号、1700.券面金額、1701.受託日、 1702.決裁日、1703.完了日、1704.取消日、1705.担当者コード、1706.担当者、1707.メモ、1708.延滞金計算フラグ、1709.延滞金計算区 分、1710.延滞金計算日、1711.督促フラグ、1712.支払期日、1713.支払人名称、1714.支払地、1715.振出日、1716.振出地、1717.振出 人名称、1718.消込区分、1719.取立費用額、1720.取消理由コード、1721.取消理由、1722.年度機能処理番号、1723.処理拠点コード、 1724.管理コード、1725.納付受託連番、1726.収納連番、1727.リンク番号、1728.内訳連番、1729.納付書番号、1730.納期限、1731.支 払期日、1732.納付額、1733.納付督促手数料、1734.納付延滞金、1735.納付合計額、1736.管理コード、1737.執行停止連番、1738.リンク番号、1739.起案日、1740.決裁日、1741.解除日、1742.住所コード、1743.郵便番号、1744.住所、1745.方書、1746.名称カナ、1747. 名称、1748.生年月日、1749.電話番号、1750.勤務先、1751.執行停止要件コード、1752.執行停止理由、1753.文書番号年、1754.文書 番号、1755.調査日、1756.調査担当者、1757.停止原因、1758.納税通知送達区分、1759.督促送達区分、1760.催告送達区分、1761.台 帳調査日、1762.住基登録区分、1763.除票日、1764.除票理由コード、1765.除票理由、1766.転出先調査日、1767.転出先住所、1768. 転出先方書、1769.照会先自治体コード、1770.転出先住基有無、1771.転出先除票日、1772.転出先除票理由コード、1773.転出先除 票理由、1774.法人登記有無、1775.代表者名称、1776.資本金額、1777.設立又は登記日、1778.休業又は解散日、1779.商業登記簿 調査日、1780.商業登記簿登録有無、1781.実態調査照会日、1782.実態調査自治省コード、1783.所在コード、1784.前年所得有無、 1785.前年所得額、1786.破産倒産有無、1787.市外滞納有無、1788.市外滞納金額、1789.市外滞納催告有無、1790.市外滞納分納有 無、1791.市外滞納差押有無、1792.市外滞納交付要求有無、1793.市外滞納執行停止有無、1794.市外滞納その他有無、1795.市外 滞納その他内容、1796.生活保護受給有無、1797.生活保護開始日、1798.生活保護受給自治省コード、1799.生活扶助有無、1800.医 療扶助有無、1801.住宅扶助有無、1802.教育扶助有無、1803.その他扶助有無、1804.その他扶助内容、1805.不動産有無、1806.不動 産土地有無、1807.不動産家屋有無、1808.不動産所有権移転日、1809.不動産不所持理由コード、1810.不動産不所持理由、1811.電 話加入権有無、1812.電話加入権電話番号、1813.債権有無、1814.債権内容、1815.その他財産有無、1816.その他財産内容、1817.調 査対象財産名称1、1818.調査財産有無1、1819.調査財産内容1、1820.調査対象財産名称2、1821.調査財産有無2、1822.調査財産 内容2、1823.調査対象財産名称3、1824.調査財産有無3、1825.調査財産内容3、1826.調査対象財産名称4、1827.調査財産有無4、 1828.調査財産内容4、1829.調査対象財産名称5、1830.調査財産有無5、1831.調査財産内容5、1832.調査対象財産名称6、1833.調 査財産有無6、1834.調査財産内容6、1835.財産調査帳票備考、1836.解除起案日、1837.解除決裁日、1838.解除理由、1839.処理拠 点コード、1840.管理コード、1841.猶予連番、1842.リンク番号、1843.猶予種類コード、1844.手続方法区分、1845.担保種類コード、 1846.起案日、1847.決裁日、1848.受理日、1849.申請日、1850.開始日、1851.終了日、1852.猶予事由コード、1853.猶予理由、1854.担 保提供コード、1855.担保提供内容、1856.許可区分、1857.不許可事由コード、1858.文書番号年、1859.文書番号、1860.法務局番号、 1861.受付日、1862.受付番号、1863.取消起案日、1864.取消決裁日、1865.取消文書番号年、1866.取消文書番号、1867.取消日、 1868.取消減免区分、1869.取消時効停止区分、1870.取消理由、1871.延長猶予連番、1872.処理拠点コード、1873.管理コード、1874. 調査連番、1875.リンク番号、1876.調査方法コード、1877.登録日、1878.登録担当者コード、1879.メモ、1880.調査状況区分、1881.照会 種類コード、1882.照会文書連番、1883.照会方法区分、1884.照会先区分、1885.照会先グループ番号、1886.照会先番号、1887.勤務 先連番、1888.財産連番、1889.自治省コード、1890.関係者連番、1891.照会予定日、1892.照会日、1893.回答日、1894.回答メモ、1895. 有効期限、1896.手入力名称、1897.手入力郵便番号、1898.手入力住所、1899.手入力方書、1900.手入力フラグ、1901.生年月日、 1902.処理拠点コード、1903.財産有無、1904.管理コード、1905.財産連番、1906.調査連番、1907.リンク番号、1908.財産種類コード、1909.財産詳細種類コード、1910.調査日、1911.配当見込コード、1912.公売対象区分、1913.財産用途コード、1914.財産タイトル、1915. 財産内容、1916.特記事項、1917.処理拠点コード、1918.管理コード、1919.収納連番、1920.リンク番号、1921.法定納期限等、1922.入 カ区分、1923、設定日、1924、複数フラグ、1925、処理拠点コード、1926、管理コード、1927、納期限変更連番、1928、リンク番号、1929、起案 日、1930.発行日、1931.決裁日、1932.変更後時刻、1933.変更後納期限、1934.文書番号年、1935.文書番号、1936.メモ、1937.処理拠 点コード、1938.管理コード、1939.処分連番、1940.リンク番号、1941.処分リンク番号、1942.処分種類コード、1943.財産種類コード、 1944.起案日、1945.決裁日、1946.受付日、1947.解除日、1948.受付番号区分、1949.受付番号、1950.解除区分、1951.住所コード、 1952.郵便番号、1953.住所、1954.方書、1955.名称カナ、1956.名称、1957.文書番号年、1958.文書番号、1959.メモ、1960.差押日、 1961.破産手続開始日、1962.事件番号年度、1963.事件番号和曆年度、1964.事件番号符号、1965.事件番号、1966.解除処分連番 1967.解除理由コード、1968.解除理由内容、1969.法務局番号、1970.陸運局番号、1971.破産管財人番号、1972.執行機関番号、1973. 職氏名番号、1974.二重差押フラグ、1975.先行差押解除フラグ、1976.処理拠点コード、1977.管理コード、1978.充当連番、1979.処分 連番、1980.リンク番号、1981.起案日、1982.決裁日、1983.文書番号年、1984.文書番号、1985.受入金額、1986.延滞金計算フラグ、 度留、1888.7007年9、1881.2021、1882.301、1882.301、1882.301、1887.延滞金計算日、1988.督促フラグ、1989.消込区分、1990.残余金、1991.残余金計算値、1992.種目内容、1993.メモ、1994.処理拠点コード、1995.管理コード、1996.充当連番、1997.収納連番、1998.リンク番号、1999.内訳連番、2000.調定額、2001.督促手数料、 2002.延滞金、2003.納期限、2004.累計収納額、2005.累計督促手数料、2006.累計延滞金、2007.管理コード、2008.承継連番、2009.リ ンク番号、2010.承継種類コード、2011.起案日、2012.決裁日、2013.指定納期限、2014.納付場所、2015.相続開始日、2016.文書番号 年、2017.文書番号、2018.メモ、2019.相続財産評価額、2020.処理拠点コード、2021.管理コード、2022.収納連番、2023.リンク番号 2024.時効起算日、2025.時効期間経過日、2026.時効援用日、2027.催告延長期限日、2028.執行停止起算日、2029.執行停止期間経 過日、2030.入力区分、2031.管理コード、2032.時効履歴連番、2033.収納連番、2034.リンク番号、2035.事由発生日、2036.時効事由、 2037.処分連番、2038.機能種類コード、2039.協議期間、2040.入力区分

2041.管理コード、2042.債務承認連番、2043.リンク番号、2044.起案日、2045.調査日、2046.決裁日、2047.延滞金計算日、2048.未到来フラグ、2049.督促フラグ、2050.延滞金計算フラグ、2051.担当者コード、2052.担当者、2053.資料番号、2054.メモ、2055.経過記録連番、2056.処理拠点コード、2057.管理コード、2058.収納連番、2059.リンク番号、2060.欠損確定日、2061.欠損種類コード、2062.欠損事由、2063.欠損調定額、2064.欠損督促手数料、2065.確定延滞金、2066.入力区分、2067.管理コード、2068.グループ連番、2069.収納連番、2070.リンク番号、2071. 調定額、2072.督促手数料、2073.延滞金、2074.納期限、2075.累計収納額、2076.累計督促手数料、2077.累計延滞金、2078.管理コード、2079.リンク番号、2080.グループ連番、2081.除外フラグ、2082.管理コード、2083.拠点コード、2084.予定連番、2085.担当者コード、2086.担当者、2087.リンク番号、2088.機能種類コード、2089.機能処理番号、2090.約束連番、2091.納付約束フラグ、2092.重要表示フラグ、2093.完了フラグ、2094.開始日、2095.開始時刻、2096.終了日、2097.終了時刻、2098.タイトル、2099.一覧用タイトル、2100.内容、2101.登録者コード、2102.登録者、2103.管理コード、2104.拠点コード、2105.通知連番、2106.担当者コード、2107.担当者、2108.通知分類コード、2109.通知日、21110.通知時刻、2111.内容、2111.リンク番号、21113.確認期限日、2114.確認フラグ、2115.管理コード、2116.リンク番号、2117.メモ、2118.備考、2119.管理コード、2120.拠点コード、2121.会訓定額、2129.督促手数料、2130.確定延滞金、2131.累計収納額、2132.累計督促手数料、2133.累計延滞金、2134.消込収納額、2135.消込督促手数料、2136.消込延滞金、2137.消込月、2138.管理コード、2139.拠点コード、2133.累計延滞金、2134.消込収納額、2135.消込督促手数料、2136.消込延滞金、2137.消込月、2138.管理コード、2139.拠点コード、2140.進行状況連番、2141.リンク番号、2142.抽出日、2143.抽出時刻、2144.主担当者コード、2145.管理コード、2139.拠点コード、2130.で近常金、2131.累計収納額、2132.累計督促手数料、2133.累計延滞金、2134.リンク番号、2142.抽出日、2143.抽出時刻、2144.主担当者コード、2145.管理コード、2139.拠点コード、2140.進行状況連番、2141.リンク番号、2149.除外フラグ、2150.ステータス、2151.状態更新ユーザーID、2152.元状態、2153.架電結果

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	レの種類 ※	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象と	なる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
③対象と	なる本人の範囲 ※	本区内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定 置場を有する者	
	その必要性	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>100項目以上3)10項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]をの他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]児童福祉・子育で関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]ぞの他 (○) 	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 軽自動車税(種別割)額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		令和7年1月1日	
⑥事務担当部署		総務部税務課	

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課等)
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁、運輸支局)
①大子九	- ×		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[O]民間事業者 (金融機関等)
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構、軽自動車検査協会等)
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
② 1 ≠+	-:+		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方	江		[〇] 情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供シンステム、軽OSSシステム)
			1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時
③入手の)時期・場	預度	3 業務関係情報
			(1)地方税関係情報:随時
④入手に	係る妥	当性	賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人へ	の明示		地方税法第463条の19、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に規定されている。
⑥使用目	的 ※		適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、税額の算出・通知を行う。
	変更の)妥当性	
		使用部署 <mark>※</mark>	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所
⑦使用の)主体	使用者数	 <選択肢> 100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
			・本区内に主たる定置場を有する軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の
			小型自動車)の車両情報及び所有者等を登録し管理を行う。 ・登録車両及び納税義務者を特定し、課税額を決定する。
⑧使用方	:± »		・課税処理結果をもとに納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。 ・収納情報を管理する。
() 医而力	J / A		・過誤納金が生じたものについて、還付・充当処理を行い、通知書を作成する。 ・賦課・収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。
			・軽自動車税(種別割)の滞納情報から、財産調査・滞納処分等の滞納整理事務を行う。
情報の突合 ※)突合 ※	・申告情報・住民票関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。・申告情報・住民票関係情報を突合して、車両情報の登録、管理を行う。
情報の統計分析 ※)統計分析	納税義務者数、調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は 行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※			軽自動車税(種別割)の賦課決定、減免の決定及び却下。
⑨使用開始日			令和7年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<選択肢> 5 5 5 5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
		(2)件
委託事項1		税務システムの構築・運用・保守
①委詞	托内容	税務システムの構築・運用・保守に関すること
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システム等の運用・保守を委託するため全対象が範囲となる。
③委i	托先における取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O] その他 (システム間のデータ抽出・取込)
⑤委詞	托先名の確認方法	情報公開請求等にて公開
⑥委 詞	托先名	株式会社 日立システムズ
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。
	9再委託事項	税務システム中、滞納整理機能部分についての運用・保守
委託	事項2~5	
委託	事項2	(仮称)催告等事務センターの運営業務
①委託内容		税務システムを利用した次の業務 ・電話及びSMSによる納付案内 ・調査結果等の入力 ・郵送物の開封
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	軽自動車税(種別割)に滞納がある納税義務者
	その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、軽自動車税(種別割)の未納者に対する納付案内等の 事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。

③委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムの直接操作)
⑤委	託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開
⑥委	託先名	同上
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
5. 特	詩定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供.	・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件
ルバ	19年107日 無	[] 行っていない
提供	先1	市町村長
①法*	令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第463条の19第1項
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
3提	供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		 〈選択肢〉 1)1万人未満 1万人以上10万人未満 1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
りまする情報の対象となる本人の範囲		本区以外の他自治体に課税権がある対象者
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線
@#B	III - 1- >-	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 		[] フラッシュメモリ [〇] 紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		他自治体に課税権があることが判明した都度
提供先2~5		
提供	提供先6~10	
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先6~10		
	元6~10	
移転	先6~10 先11~15	

6. 特定個人情報の保管・消去		
		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。
①保管場所 ※	:	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
		⟨ガバメントクラウドにおける措置⟩ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	・地方税法第17条の5により、更正および決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の 更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。
③消去方法		 <当区における措置> ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧できないことを確認する。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 〈ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ
		は国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル

1.自治体コート、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コート、8.宛名住所、9.宛 名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年 月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区 分、26.名義人力、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名力、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コート、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書力、37.送付先方書漢字、38.税目コート、39.課税対 象年度、40.通知書番号、41.履歴番号、42.サプ履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コン ピュータ名、47.更新ューザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.義務者個人番号、52.車両登録キー、53.標識番号漢字、 54.標識番号車種、55.標識番号分類、56.標識番号かた57.標識番号番号、58.車台番号、59.課税コード、60.年税額、61.減免税額、62. 賦課税額、63.納期1、64.課税年度1、65.納期限1、66.差引税額1、67.納期2、68.課税年度2、69.納期限2、70.差引税額2、71.納期3、 72.課税年度3、73.納期限3、74.差引税額3、75.更正年月日、76.更正事由コード、77.車両履歴番号、78.連番、79.サブ連番、80.処理番 号、81.更正番号、82.決議番号、83.初度検査年月、84.燃料の種類コード、85.経過年数、86.税率判定区分、87.税率特例、88.車両サフ 履歴番号、89.減免対象年度、90.減免種別コート、91.減免申請理由、92.減免対象者個人番号、93.減免対象者世帯番号、94.減免対象 者入力住所、95.減免対象者方書、96.減免対象者氏名カナ、97.減免対象者氏名漢字、98.減免対象者生年月日、99.減免対象者電話 番号、100.障害名程度、101.手帳番号、102.手帳証明書名称、103.手帳交付日、104.運転者個人番号、105.運転者世帯番号、106.運 転者続柄、107.運転者入力住所、108.運転者方書、109.運転者氏名カナ、110.運転者氏名漢字、111.運転者生年月日、112.運転者電 話番号、113.免許証番号、114.免許証有効期限、115.免許証種類、116.免許証条件等、117.有効履歴フラグ、118.異動年月日、119.異 動事由コード、120.旧課税コード、121.管内未納フラグ、122.所有権留保コード、123.所有者個人番号、124.車名、125.型式、126.年式、127. 原動機型式、128.総排気量、129.総排気量単位、130.取得事由コード、131.取得年月日、132.廃車事由コード、133.廃車年月日、134.譲 受者個人番号、135.整理番号、136.型式認定番号、137.定置場郵便番号、138.定置場住所コード、139.定置場住所、140.定置場地番. 141.定置場方書、142.使用者情報、143.使用者個人番号、144.使用者氏名カナ、145.使用者氏名漢字、146.使用者入力住所、147.使用 者方書、148.使用者生年月日、149.使用者電話番号、150.届出者個人番号、151.届出者氏名カナ、152.届出者氏名漢字、153.届出者 入力住所、154.届出者方書、155.届出者生年月日、156.届出者電話番号、157.届出年月日、158.標識返納コート、159.未返納コート 160.未返納その他、161.未返納詳細、162.標識返納年月日、163.他自標識番号車種、164.他自標識番号分類、165.他自標識番号分 類漢字、166.他自標識番号カナ、167.他自標識番号カナ漢字、168.他自標識番号番号、169.他自標識番号表示、170.所有形態コード、 171.所有形態その他、172.納税義務者区分、173.盗難届届出年月日、174.盗難届被害年月日、175.盗難届警察、176.盗難届交番、 177.盗難届受理番号、178.総排気量数値、179.取得その他、180.廃車その他、181.修正その他、182.軽自動車用用途、183.自家用事 業用別、184.H27燃費基準達成車情報コード、185.H32燃費基準達成車情報コード、186.重課判定情報、187.軽課判定情報、188.予備1、 189.予備2、190.予備項目1、191.申告書受付番号、192.軽OSS車体の形状、193.自治体コード、194.個人番号、195.宛名番号、196.編集 済氏名カナ、197.編集済氏名漢字、198.宛名郵便番号、199.宛名住所コード、200.宛名住所、201.宛名地番、202.宛名方書カナ、203.宛名 方書漢字、204.生年月日、205.性別区分、206.編集電話番号、207.申込年月日、208.振替区分、209.開始年月日、210.廃止年月日、 211.口座停止日、212.停止解除日、213.銀行コート、214.支店コート、215.口座番号、216.通帳番号末番、217.預金種別区分、218.名義人 カナ、219.名義人漢字、220.送付開始年月日、221.送付終了年月日、222.送付先氏名力ナ、223.送付先氏名漢字、224.送付先郵便番 号、225.送付先住所コート、226.送付先住所、227.送付先住所地番、228.送付先方書カナ、229.送付先方書漢字、230.収納キー1、231.収 納キ-2、232.履歴番号、233.初期登録業務日時、234.更新業務日時、235.更新システム日時、236.更新コンピュータ名、237.更新ューザID、 |238.有効フラグ、239.決裁状態、240.旧自治体コード、241.賦課年度、242.税目コード、243.対象年度、244.通知書番号、245.期別コード、 246.事業年度開始年月日、247.事業年度終了年月日、248.申告区分コード、249.連番、250.期割区分、251.調定年度、252.会計年度、 253.前納報奨金、254.車両登録キー、255.車検区分コート、256.減免コート、257.期別調定額、258.期別収納額、259.延滞金調定額、260. 延滞金収納額、261.督促料調定額、262.督促料収納額、263.納期限、264.繰上前納期限、265.納期変更フラグ、266.収納年月日、267. 領収年月日、268.繰越時調定額、269.繰越時収納額、270.繰越調定額、271.繰越年月日、272.不納欠損額、273.表示用税目コート、 274.表示用期月、275.随期フラグ、276.更正回数、277.収納回数、278.還付回数、279.充当回数、280.口振不能回数、281.納通返戻設 定カウンタ、282.納通返戻設定年月日、283.督促返戻設定カウンタ、284.督促返戻設定年月日、285.納通発送年月日、286.督促発行年月 日、287.更正年月日、288.国税更正年月日、289.更正届出年月日、290.更正請求年月日、291.更正通知年月日、292.過誤納金発生 事由コード、293.法定納期限等、294.法定納期限、295.業務固有キー、296.漢字業務固有キー、297.申告年月日、298.調定年月日、299.延 長月数、300.重加算対象税額、301.納税計画対象額、302.納税計画状態コード、303.納税計画カウンタ、304.執行停止カウンタ、305.不納欠 損カウンタ、306.差押カウンタ、307.参加差押カウンタ、308.交付要求カウンタ、309.繰上徴収カウンタ、310.その他処分カウンタ、311.徴収猶予カウンタ、 312.換価猶予カウンタ、313.滞納整理組合カウンタ、314.納税承継カウンタ、315.督促停止カウンタ、316.催告停止カウンタ、317.納通公示カウンタ、 318.督促公示カウンタ、319.電話催告停止カウンタ、320.時効中断年月日、321.管理コード、322.文書番号管理連番、323.文書番号パタ-ID、324.年、325.番号、326.文書番号、327.入力区分、328.登録日、329.登録時間、330.予備1、331.予備2、332.予備3、333.予備4、 334.機能種類コード、335.機能処理番号、336.補足パラメーター1、337.補足パラメーター2、338.補足パラメーター3、339.指示ID、340. リンク番号、341.宛名、342.住所、343.方書、344.担当者コード、345.担当者名称、346.管理コード、347.機能種類コード、348.機能処理 番号、349.収納連番、350.リンク番号、351.指示順序、352.調定額、353.修正調定額、354.督促手数料、355.修正督促手数料、356.延 滞金、357.修正延滞金、358.納期限、359.累計収納額、360.累計督促手数料、361.累計延滞金、362.管理コード、363.機能種類コード 364.機能処理番号、365.収納連番、366.リンク番号、367.調定額、368.督促手数料、369.延滞金、370.納期限、371.累計収納額、372.累 計督促手数料、373.累計延滞金、374.管理コード、375.拠点コード、376.リンク番号、377.名寄リンク番号、378.世帯番号、379.住民区分、380.氏名カナ、381.氏名、382.氏名外字フラグ、383.氏名超過フラグ、384.担当割地区コード、385.行政区コード、386.自治省コー ド、387.町コード、388.宛名拠点コード、389.郵便番号、390.住所、391.方書、392.住所外字フラグ、393.住所超過フラグ、394.国籍コ-ド、395.続柄コード、396.生年月日、397.担当者コード、398.担当者、399.副担当者コード、400.副担当者、401.出張担当者コード、402. 出張担当者、403.主担当者変更事由コード、404.副担当者変更事由コード、405.生活保護開始日、406.生活保護廃止日、407.死亡 日、408.出張担当フラグ、409.滞納区分、410.滞納段階、411.類型、412.滞納金額、413.確定延滞金、414.滞納事由、415.最終接触 日、416.最終領収日、417.最終収納日、418.最終収納額、419.付箋有無、420.付箋色コード1、421.付箋色コード2、422.付箋色コード 3、423.付箋色コード4、424.付箋色コード5、425.付箋色コード6、426.付箋色コード7、427.付箋色コード8、428.付箋色コード9、429.付 箋色コード10、430.分納状態コード、431.補足区分1、432.補足区分2、433.管理コード、434.検索種別、435.検索番号、436.リンク番 号、437.付帯情報1、438.付帯情報2、439.最新フラグ、440.管理コード、441.リンク番号、442.世帯番号、443.ホスト住民区分、444.住 民区分、445.氏名カナ、446.氏名清音カナ、447.氏名、448.氏名外字フラグ、449.氏名超過フラグ、450.性別コード、451.続柄コード、 452.生年月日、453.死亡日、454.担当割地区コード、455.行政区コード、456.自治省コード、457.町コード、458.拠点コード、459.番地 番、460.号枝番、461.子番、462.子々番

463.住所コード、464.郵便番号、465.住所、466.方書、467.住所外字フラグ、468.住所超過フラグ、469.住基登録日、470.住基登録事由 コード、471.住基消除日、472.住基消除事由コード、473.住基異動日、474.住基異動事由コード、475.国籍コード、476.本名カナ、477. 本名、478.通称名カナ、479.通称名、480.交付制限区分、481.入力区分、482.管理コード、483.変換元識別コード、484.変換元リンク番 号、485.リンク番号、486.管理コード、487.リンク番号、488.法人番号、489.管理コード、490.拠点コード、491.滞納者異動連番、492.処 理日、493.更新時刻、494.担当者コード、495.リンク番号、496.増減区分、497.主担当者変更事由コード、498.死亡日、499.新担当者、 500.新町コード、501.新住所、502.新方書、503.旧担当者、504.旧町コード、505.旧住所、506.旧方書、507.新生活保護開始日、508.新 生活保護廃止日、509.旧生活保護開始日、510.旧生活保護廃止日、511.新交付制限区分、512.旧交付制限区分、513.入力区分、 514.管理コード、515.住所履歴連番、516.リンク番号、517.行政区コード、518.自治省コード、519.町コード、520.番地番、521.号枝番. 522.子番、523.子々番、524.住所コード、525.郵便番号、526.住所、527.方書、528.住所外字フラグ、529.住所超過フラグ、530.照会印 刷除外フラグ、531.管理コード、532.リンク番号、533.個人番号、534.管理コード、535.名寄リンク番号、536.リンク番号、537.管理コード、535.名寄り ド、538.氏名履歴連番、539.リンク番号、540.氏名カナ、541.氏名清音カナ、542.氏名、543.氏名外字フラグ、544.氏名超過フラグ、545. 照会印刷除外フラグ、546.管理コード、547.拠点コード、548.リンク番号、549.郵便番号、550.住所、551.方書、552.住所超過フラグ 553.氏名カナ、554.氏名、555.氏名超過フラグ、556.入力区分、557.管理コード、558.拠点コード、559.リンク番号、560.色コード、561.付 箋内容コード、562.登録日、563.終了日、564.設定ユーザーID、565.管理コード、566.拠点コード、567.リンク番号、568.関連者リンク番 号、569.関連種類コード、570.主従区分、571.一元区分、572.入力区分、573.管理コード、574.拠点コード、575.担当者コード、576.リン ク番号、577.検索日、578.検索時刻、579.管理コード、580.拠点コード、581.勤務先連番、582.リンク番号、583.勤務先区分、584.勤務先 リンク番号、585.就職日、586.退職日、587.対象課税開始年度、588.対象課税終了年度、589.管理コード、590.拠点コード、591.戸籍連 番、592.リンク番号、593.自治省コード、594.郵便番号、595.住所コード、596.本籍地、597.筆頭者名称、598.調査日、599.入力区分、 600.管理コード、601.拠点コード、602.口座連番、603.リンク番号、604.科目、605.納付種類コード、606.ホスト通知書番号、607.開始 日、608.終了日、609.納税組合コード、610.金融機関コード、611.支店コード、612.預金種別コード、613.口座番号、614.口座名義人力 ナ、615.管理コード、616.拠点コード、617.連絡先連番、618.リンク番号、619.優先順位、620.使用区分、621.連絡先名称、622.連絡先 コード、623.連絡先内容、624.連絡先種類コード、625.備考、626.入力区分、627.管理コード、628.リンク番号、629.発行機能コード、 630.発行制限区分、631.管理コード、632.拠点コード、633.送付先連番、634.リンク番号、635.送付先区分、636.科目、637.ホスト通知書 番号、638.有効フラグ、639.名称カナ、640.名称、641.名称外字フラグ、642.名称超過フラグ、643.住所コード、644.郵便番号、645.住 所、646.方書、647.住所外字フラグ、648.住所超過フラグ、649.送付先リンク番号、650.設定日、651.自治省コード、652.入力区分、653. ーニー・ 代理納付終了年月、661.管理コード、662.拠点コード、663.リンク番号、664.職業コード、665.返戻フラグ、666.特記事項、667.滞納事 由、668.主担当者コード、669.主担当者変更事由コード、670.副担当者コード、671.副担当者変更事由コード、672.出張担当者コード 673.出張担当者変更事由コード、674.出張担当フラグ、675.注意事項コード、676.地図年度、677.地図巻コード、678.地図頁、679.地図 区分、680.地図番号、681.特記メモ、682.入力区分、683.特記事項内容日付、684.特記事項メモ日付、685.次回非表示フラグ、686.管 理コード、687.拠点コード、688.リンク番号、689.滞納区分、690.設定日、691.滞納段階、692.類型、693.分納状態コード、694.滞納金 額、695.滞納確定延滞金、696.課税有無、697.類型手動変更日、698.管理コード、699.約束連番、700.リンク番号、701.機能種類コ-ド、702.機能処理番号、703.約束開始日、704.約束開始時刻、705.約束終了日、706.約束終了時刻、707.約束内容コード、708.予定金 額、709.約束履行有無、710.管理コード、711.経過記録連番、712.リンク番号、713.記録日、714.記録時刻、715.担当者コード、716.担 当者、717.経過種別コード、718.接触フラグ、719.重要表示フラグ、720.場所コード、721.相手コード、722.交渉結果コード、723.経過内 容コード、724.帳票種類コード、725.経過内容、726.記録詳細、727.帳票発送日、728.帳票調査日、729.帳票延滞金計算日、730.帳票 返戻日、731.帳票返戻解除日、732.帳票公示送達状況コード、733.帳票公示送達日、734.帳票回答有無、735.帳票再転送日、736.処 理拠点コード、737.管理コード、738.リンク番号、739.賦課年度、740.相当年度、741.ホスト通知書番号、742.標識番号、743.通知書番 号、744.車両名称、745.車台番号、746.排気量、747.排気量単位区分、748.車種区分、749.税額、750.登録日、751.軽自動車登録事由 コード、752.軽自動車登録事由、753.廃車日、754.廃車事由、755.異動日、756.異動事由、757.管理コード、758.収納連番、759.リンク 番号、760.科目、761.賦課年度、762.相当年度、763.ホスト通知書番号、764.期、765.通知書番号、766.処理拠点コード、767.管理コー ド、768.電話催告連番、769.リンク番号、770.除外フラグ、771.ステータス、772.状態更新ユーザーID、773.元状態、774.架電結果、775. 管理コード、776.催告連番、777.対象連番、778.催告書等連番、779.催告タイトル、780.発送日、781.指定期限、782.印刷日、783.延滞 金計算日、784.調査日、785.担当者コード、786.担当者、787.リンク番号、788.宛名氏名、789.宛名住所、790.宛名方書、791.文書番 号、792.送付先郵便番号、793.送付先住所、794.送付先方書、795.送付先名称、796.未納額、797.督促手数料、798.延滞金、799.枚 数、800.納付書枚数、801.経過記録連番、802.納付書経過記録連番、803.約束連番、804.処理拠点コード、805.管理コード、806.収納 連番、807.発送種類コード、808.発送内容コード、809.発送予定日、810.経過記録連番、811.作成日、812.消込日、813.返戻経過記録 連番、814.処理拠点コード、815.管理コード、816.督催停止連番、817.リンク番号、818.設定日、819.開始日、820.終了日、821.停止種 類コード、822.停止単位コード、823.メモ、824.処理拠点コード、825.機能種類コード、826.処分連番、827.管理コード、828.抽出処理連 番、829.対象者連番、830.収納連番、831.明細区分、832.リンク番号、833.賦課年度、834.相当年度、835.科目、836.ホスト通知書番 号、837.通知書番号、838.期、839.表示月期、840.納期限、841.表示納期限、842.変更後納期限、843.法定納期限等、844.表示滞納 額、845.表示未納額、846.表示督促料、847.表示延滞金1、848.表示延滞金2、849.表示延滞金3、850.確定延滞金有無、851.表示確 定延滞金、852.備考、853.順序、854.管理コード、855.分納連番、856.リンク番号、857.計画日、858.誓約日、859.取消日、860.現誓約フ ラグ、861.担当者コード、862.担当者、863.分納開始年月、864.月間隔、865.日付区分、866.納付日、867.納付時刻、868.納付方法コ・ ド、869.約束管理フラグ、870.メモコード、871.メモ、872.分納対象区分、873.分納方法区分、874.分納入金額、875.分納回数、876.計画 時入金額、877.端数処理区分、878.加算月A、879.加算額A、880.加算開始年A、881.加算月B、882.加算額B、883.加算開始年B、 884.延滞金計算フラグ、885.延滞金計算区分、886.延滞金計算日、887.督促フラグ、888.消込区分、889.一括送付回数、890.取消理由 コード、891.取消理由、892.一回分納付額、893.完納日、894.管理番号、895.資料番号、896.経過記録連番、897.猶予連番、898.履行 判断区分、899.年度機能処理番号、900.作成機能区分、901.処理拠点コード、902.管理コード、903.分納連番、904.収納連番、905.回 数、906.内訳連番、907.リンク番号、908.納付書番号、909.納付予定日、910.納付額、911.納付督促手数料、912.納付延滞金、913.累 計納付額、914.納付合計額、915.発行回数、916.発行日、917.履行区分、918.当初回数、919.要すフラグ、920.口振書発行日、921.履 行入力区分、922.履行変更日、923.管理コード、924.延滞金減免連番、925.リンク番号、926.申請日、927.決裁日、928.調査日、929.開 始日、930.終了日、931.申請減免区分、932.申請減免率、933.申請理由コード、934.申請理由内容、935.決裁減免区分、936.決裁減免 率、937.決裁事項内容、938.文書番号年、939.文書番号、940.作成機能区分、941.機能種類コード、942.機能処理番号、943.処理拠点 コード、944.管理コード、945.納付受託連番、946.リンク番号、947.証券種類コード、948.証券記号番号、949.券面金額、950.受託日

951.決裁日、952.完了日、953.取消日、954.担当者コード、955.担当者、956.メモ、957.延滞金計算フラグ、958.延滞金計算区分、959. 延滞金計算日、960.督促フラグ、961.支払期日、962.支払人名称、963.支払地、964.振出日、965.振出地、966.振出人名称、967.消込 区分、968.取立費用額、969.取消理由コード、970.取消理由、971.年度機能処理番号、972.処理拠点コード、973.管理コード、974.納付 受託連番、975.収納連番、976.リンク番号、977.内訳連番、978.納付書番号、979.納期限、980.支払期日、981.納付額、982.納付督促 手数料、983.納付延滞金、984.納付合計額、985.管理コード、986.執行停止連番、987.リンク番号、988.起案日、989.決裁日、990.解除 日、991.住所コード、992.郵便番号、993.住所、994.方書、995.名称カナ、996.名称、997.生年月日、998.電話番号、999.勤務先、1000. 執行停止要件コード、1001.執行停止理由、1002.文書番号年、1003.文書番号、1004.調査日、1005.調査担当者、1006.停止原因、 1007.納税通知送達区分、1008.督促送達区分、1009.催告送達区分、1010.台帳調査日、1011.住基登録区分、1012.除票日、1013.除 票理由コード、1014.除票理由、1015.転出先調査日、1016.転出先住所、1017.転出先方書、1018.照会先自治体コード、1019.転出先住 基有無、1020.転出先除票日、1021.転出先除票理由コード、1022.転出先除票理由、1023.法人登記有無、1024.代表者名称、1025.資 本金額、1026.設立又は登記日、1027.休業又は解散日、1028.商業登記簿調査日、1029.商業登記簿登録有無、1030.実態調査照会 日、1031.実態調査自治省コード、1032.所在コード、1033.前年所得有無、1034.前年所得額、1035.破産倒産有無、1036.市外滞納有 無、1037.市外滞納金額、1038.市外滞納催告有無、1039.市外滞納分納有無、1040.市外滞納差押有無、1041.市外滞納交付要求有 無、1042.市外滞納執行停止有無、1043.市外滞納その他有無、1044.市外滞納その他内容、1045.生活保護受給有無、1046.生活保護 開始日、1047.生活保護受給自治省コード、1048.生活扶助有無、1049.医療扶助有無、1050.住宅扶助有無、1051.教育扶助有無 1052.その他扶助有無、1053.その他扶助内容、1054.不動産有無、1055.不動産土地有無、1056.不動産家屋有無、1057.不動産所有 権移転日、1058.不動産不所持理由コード、1059.不動産不所持理由、1060.電話加入権有無、1061.電話加入権電話番号、1062.債権 有無、1063.債権内容、1064.その他財産有無、1065.その他財産内容、1066.調査対象財産名称1、1067.調査財産有無1、1068.調査 財産内容1、1069.調査対象財産名称2、1070.調査財産有無2、1071.調査財産内容2、1072.調査対象財産名称3、1073.調査財産有 無3、1074.調査財産内容3、1075.調査対象財産名称4、1076.調査財産有無4、1077.調査財産内容4、1078.調査対象財産名称5、 1079.調査財産有無5、1080.調査財産内容5、1081.調査対象財産名称6、1082.調査財産有無6、1083.調査財産内容6、1084.財産調 査帳票備考、1085.解除起案日、1086.解除決裁日、1087.解除理由、1088.処理拠点コード、1089.管理コード、1090.猶予連番、1091.リ ンク番号、1092.猶予種類コード、1093.手続方法区分、1094.担保種類コード、1095.起案日、1096.決裁日、1097.受理日、1098.申請 日、1099.開始日、1100.終了日、1101.猶予事由コード、1102.猶予理由、1103.担保提供コード、1104.担保提供内容、1105.許可区分、 1106.不許可事由コード、1107.文書番号年、1108.文書番号、1109.法務局番号、1110.受付日、1111.受付番号、1112.取消起案日、 1113.取消決裁日、1114.取消文書番号年、1115.取消文書番号、1116.取消日、1117.取消減免区分、1118.取消時効停止区分、1119. 取消理由、1120.延長猶予連番、1121.処理拠点コード、1122.管理コード、1123.調査連番、1124.リンク番号、1125.調査方法コード、 1126.登録日、1127.登録担当者コード、1128.メモ、1129.調査状況区分、1130.照会種類コード、1131.照会文書連番、1132.照会方法区 分、1133.照会先区分、1134.照会先グループ番号、1135.照会先番号、1136.勤務先連番、1137.財産連番、1138.自治省コード、1139. 関係者連番、1140.照会予定日、1141.照会日、1142.回答日、1143.回答メモ、1144.有効期限、1145.手入力名称、1146.手入力郵便番 号、1147.手入力住所、1148.手入力方書、1149.手入力フラグ、1150.生年月日、1151.処理拠点コード、1152.財産有無、1153.管理コ-ド、1154.財産連番、1155.調査連番、1156.リンク番号、1157.財産種類コード、1158.財産詳細種類コード、1159.調査日、1160.配当見込 コード、1161.公売対象区分、1162.財産用途コード、1163.財産タイトル、1164.財産内容、1165.特記事項、1166.処理拠点コード、1167. 管理コード、1168.収納連番、1169.リンク番号、1170.法定納期限等、1171.入力区分、1172.設定日、1173.複数フラグ、1174.処理拠点 コード、1175.管理コード、1176.納期限変更連番、1177.リンク番号、1178.起案日、1179.発行日、1180.決裁日、1181.変更後時刻、 1182.変更後納期限、1183.文書番号年、1184.文書番号、1185.メモ、1186.処理拠点コード、1187.管理コード、1188.処分連番、1189.リ ンク番号、1190.処分リンク番号、1191.処分種類コード、1192.財産種類コード、1193.起案日、1194.決裁日、1195.受付日、1196.解除 日、1197.受付番号区分、1198.受付番号、1199.解除区分、1200.住所コード、1201.郵便番号、1202.住所、1203.方書、1204.名称カナ、 1205.名称、1206.文書番号年、1207.文書番号、1208.メモ、1209.差押日、1210.破産手続開始日、1211.事件番号年度、1212.事件番号 和暦年度、1213.事件番号符号、1214.事件番号、1215.解除処分連番、1216.解除理由コード、1217.解除理由内容、1218.法務局番 号、1219.陸運局番号、1220.破産管財人番号、1221.執行機関番号、1222.職氏名番号、1223.二重差押フラグ、1224.先行差押解除フ ラグ、1225.処理拠点コード、1226.管理コード、1227.充当連番、1228.処分連番、1229.リンク番号、1230.起案日、1231.決裁日、1232.文 書番号年、1233.文書番号、1234.受入金額、1235.延滞金計算フラグ、1236.延滞金計算日、1237.督促フラグ、1238.消込区分、1239. 残余金、1240.残余金計算値、1241.種目内容、1242.メモ、1243.処理拠点コード、1244.管理コード、1245.充当連番、1246.収納連番、 1247.リンク番号、1248.内訳連番、1249.調定額、1250.督促手数料、1251.延滞金、1252.納期限、1253.累計収納額、1254.累計督促手 数料、1255.累計延滞金、1256.管理コード、1257.承継連番、1258.リンク番号、1259.承継種類コード、1260.起案日、1261.決裁日、 1262.指定納期限、1263.納付場所、1264.相続開始日、1265.文書番号年、1266.文書番号、1267.メモ、1268.相続財産評価額、1269.処 理拠点コード、1270.管理コード、1271.収納連番、1272.リンク番号、1273.時効起算日、1274.時効期間経過日、1275.時効援用日、 1276.催告延長期限日、1277.執行停止起算日、1278.執行停止期間経過日、1279.入力区分、1280.管理コード、1281.時効履歴連番、 1282.収納連番、1283.リンク番号、1284.事由発生日、1285.時効事由、1286.処分連番、1287.機能種類コード、1288.協議期間、1289. 入力区分、1290.管理コード、1291.債務承認連番、1292.リンク番号、1293.起案日、1294.調査日、1295.決裁日、1296.延滞金計算日、 1297.未到来フラグ、1298.督促フラグ、1299.延滞金計算フラグ、1300.担当者コード、1301.担当者、1302.資料番号、1303.メモ、1304.経 過記録連番、1305.処理拠点コード、1306.管理コード、1307.収納連番、1308.リンク番号、1309.欠損確定日、1310.欠損種類コード。 1311.欠損事由、1312.欠損調定額、1313.欠損督促手数料、1314.確定延滞金、1315.入力区分、1316.管理コード、1317.グループ連 番、1318.収納連番、1319.リンク番号、1320.調定額、1321.督促手数料、1322.延滞金、1323.納期限、1324.累計収納額、1325.累計督 促手数料、1326.累計延滞金、1327.管理コード、1328.リンク番号、1329.グループ連番、1330.除外フラグ、1331.管理コード、1332.拠点 コード、1333.予定連番、1334.担当者コード、1335.担当者、1336.リンク番号、1337.機能種類コード、1338.機能処理番号、1339.約束連 番、1340.納付約束フラグ、1341.重要表示フラグ、1342.完了フラグ、1343.開始日、1344.開始時刻、1345.終了日、1346.終了時刻、 1347.タイトル、1348.一覧用タイトル、1349.内容、1350.登録者コード、1351.登録者、1352.管理コード、1353.拠点コード、1354.通知連 番、1355.担当者コード、1356.担当者、1357.通知分類コード、1358.通知日、1359.通知時刻、1360.内容、1361.リンク番号、1362.確認 期限日、1363.確認フラグ、1364.管理コード、1365.リンク番号、1366.メモ、1367.備考、1368.管理コード、1369.拠点コード、1370.会計年 度、1371.収納統計区分、1372.リンク番号、1373.科目、1374.賦課年度、1375.相当年度、1376.担当者コード、1377.調定額、1378.督促 手数料、1379.確定延滞金、1380.累計収納額、1381.累計督促手数料、1382.累計延滞金、1383.消込収納額、1384.消込督促手数料、 1385.消込延滞金、1386.消込月、1387.管理コード、1388.拠点コード、1389.進行状況連番、1390.リンク番号、1391.抽出日、1392.抽出 時刻、1393.主担当者コード、1394.管理コード、1395.処理日時、1396.電話催告連番、1397.リンク番号、1398.除外フラグ、1399.ステ タス、1400.状態更新ユーザーID、1401.元状態、1402.架電結果

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民税賦課徴収情報ファイル、(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル

2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申告内容等や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申告書等の内容をシステムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第325条及び番号法第19条第10号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、国税連携システムを介して入手する場合を含め、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ・地方税ポータルセンタでは、申告書の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者の暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)を防ぐことができる。また、利用届出や中ボーへ配信されるようにシステムで制御をしている。・他自治体に課税権があることが判明した場合は、速やかに他自治体に回送する。	
・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申告書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができな・他団体からの申告情報等の入手については、あらかじめ定められた情報を取得する報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないで制御している。 ・eLTAXでは、地方税の賦課徴収に必要な情報以外入手することはできない。		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・申告書等の様式に各申告書等の題名を明示し、申告等を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁等は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・eLTAXホームページ上等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付した情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。 ・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置 の内容	・住民からの情報入手の際は、本人確認書類の提示により本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認書類の提示により、代理人の本人確認を行う。 ・住民以外から提出される申告等情報は、提出元が本人に個人番号および4情報の確認を行う。内容に不備がある場合には、提出元に確認する。	
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の確認を行う。 ・税務システムで保有している4情報により、個人番号の確認を行う。 ・住基ネットにより、4情報との突合により、個人番号の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・事務処理を行った際は、別の職員が処理内容を確認することで誤処理等を防止する。 ・正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜 修正することで正確性を確保している。	
その他の措置の内容	_	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個	- 人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	 ・申告等の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・申告等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受している。 ・住民からの申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・eLTAXによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、ログイン用のユーザIDとパスワードを設定している。 ・電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。 ・業務端末は、外部との接続をしていない。また、外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しはできない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたユーザIDに紐付くアクセスログが記録されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提	提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
_		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付!	け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措 置の内容	・団体内統合宛名等システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができない。・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	・税務システムでは賦課徴収事務に必要な情報のみを保有しており、事務に必要ない情報とは紐付けすることができない。・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		「行っている」 <選択肢> 1)行っている 2)行っていない	
	具体的な管理方法	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができない対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード等の複数の手段による認証を実施している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報	
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。 (選択肢) (力っている] 1) 行っている 2) 行っていない 	
	具体的な管理方法	 ・税務課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、必要な職員にのみアクセス権限の発効を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行う際は、税務課長がアクセス権限の失効・追加等を実施する。 ・税務課以外の職員にアクセス権限が必要な場合は各所属長からの申請を受け、税務課長が認める場合のみ必要な権限を付与する。 	
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない	
	具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/失効の結果を突合している。	
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない	
	具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。操作履歴から、誰(職員等)が、誰(住民等)を、どの端末を使用し、どのような内容(画面の検索や処理等)で操作したかを確認する。	
その作	也の措置の内容	-	
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク	
リスクに対する措置の内容		・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。	
リスク	への対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定值	固人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	・スクリーンセーバ等を利用して、長期間にわたり情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等 の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 また、個人情報の保護に関する法律、情報セキュリティ規則等を順守し、個人情報の保護に関し必要 な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 情報保護管理体制の確認 ・契約時には、個人情報保護における特記事項を契約内容に含め、業務従事者名簿を提出することと している。 ・委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状 況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 Γ 制限している 1 1)制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 具体的な制限方法 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧/更新を行わせない。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 具体的な方法 ・操作履歴を7年間記録する。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール Γ 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない ・業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者 委託先から他者への への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 提供に関するルール ・ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人 の内容及びルール遵 情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等 守の確認方法 による監査を行うことで確認する。 ・業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務 委託元と委託先間の を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 提供に関するルール ・ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人 の内容及びルール遵 情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等 守の確認方法 による監査を行うことで確認する。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ・業務完了時には、記録媒体のデータの消去を行わせることを契約書の特記事項に記し、データの消 ルールの内容及び 去後報告書を提出させる。 ルール遵守の確認方 ・ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人 法 情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等 による監査を行うことで確認する。 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する 定めている 1 規定 当区の情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契 約書上に明記している。 ・情報セキュリティポリシーの主旨の遵守に関すること ・受託した情報業務上知り得た情報の守秘義務に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の目的外利用又は第三者への提供の禁止に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の適切な管理に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の複写等の禁止に関すること 規定の内容 ・受託した情報業務の再委託の禁止に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の返還義務に関すること 区の求めにより受託した情報業務に関する報告を定期的に行うこと 区の監査に応じること ・当該事業者の従業員に対する情報セキュリティに関する教育の実施に関すること ・情報セキュリティインシデント発生時等における報告に関すること ・上記に掲げる事項に違反した場合の措置に関すること

	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)冉委託していない
	具体的な方法	再委託先についても、委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。
その	也の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 十分である 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定	個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		
5. 特	定個人情報の提供・移	☑ (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない
リスク	11: 不正な提供・移転だ	行われるリスク
特定の記録	固人情報の提供・移転 录	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、7年間保存している。
	■人情報の提供・移転 るルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	 ・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を他の実施機関へ提供する際には、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定された手続きをおこなう。 ・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。
そのイ	也の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスク	?への対策は十分か	<選択肢> 十分である 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 不適切な方法で提	共・移転が行われるリスク
リスク	パに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・提供/移転前に、提供/移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か		【 +分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容		・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた提供・移転先のみにしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定が対する		を託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに
_		

6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供さいら情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号 法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人 情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	
	・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ピの大きのと表示している。・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク	
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク6: 不適切な方法で提		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法で情報提供を行えないように管理している。	

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理画面(※)により、「情報提供データベースのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> 政府機関ではない ①NISC政府機関統一基準群 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3)十分に遵守していない <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 十分に整備している ②安全管理体制 Γ 十分に整備している 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> ③安全管理規程 4 安全管理体制・規程の職 十分に周知している 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 員への周知 3) 十分に周知していない **<選択肢>** Γ 十分に行っている 1 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない ⑤物理的対策 2) 十分に行っている <当区における措置> ・サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじ め指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、 監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な 限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動 監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている 書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視 及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナント との混在によるリスクを回避する。 具体的な対策の内容 【コンビニ証明書発行についての対策】 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。 <地方公共団体情報システム機構における措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入 退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたク ラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理す る環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行って いる。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない 3)十分に行っていない 3)十分に行っていない 2)十分に行っていない 3)十分に行っていない 3)十分に行っていない 4) サイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。・振る類に検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。・ホットワークを通じて悪意をもった等こ者が侵入しないよう、UTM(ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器)設置している。・税務システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。 (eLTAX)・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 (eTAX)・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 「コンピニ証明書発行についての対策] イコンピニ交付クラウドにおける措置>・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。・コンピニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。・アクセスをしている。・エンピーを付せンターとロンピニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。・ユンピニ事業者等における措置>・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。
	 ⟨ガバメントクラウドにおける措置⟩ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

施機関	去3年以内に、評価実 肌において、個人情報に 重大事故が発生したか		生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	1					
	再発防止策の内容	1					
⑩死者	者の個人番号	[保管し	ている]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	コンピュ- 実施してい	. —	のサーバーで	管理して	ており、生存者の個人番号と同	様の方法にて安全管理措置を
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のま	ま保管	され続けるリス	ク		
リスク	に対する措置の内容	民に対して 【コンビニ記 く証明書自 ・証明書自	テムに存 通知を行 正明書発 自動交付 動交付 終行可能	存在する税情報 行い、住民側で 行についての けシステムにお システムにお	でも確認 対策】 ける措 いては、	を行うため、古い情報のまま係 置> 年度更新時に古くなった不要な を保有するようにしているため。	
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも	存在するリス	ク		
消去	手順	[定めて	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	・保存年限 解処理年年 ・保合は、デ くガバメの 復	の過ぎが の過ぎが を行い廃 の過ぎが でつりがで トクラウ でしてがなる	た特定個人情 た申告書・帳勇 棄する。 た電子媒体の 复元できない。 ドにおける措	等紙媒特定個/うにそのプラウド		、機密性を確保するために溶 を消去し、電子媒体が壊れた
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
4+ //	日 1 桂却の月笠 ツナに	111770	Julia III-				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【コンビニ証明書発行についての対策】

<コンビニ事業者等における措置>

- ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。
- ・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契 わりた。 わが、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。

- ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 盟	查	
①自	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	く当区における措置> ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条(評価書の修正)に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。
②監:	<u></u> 查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	〈当区における措置〉・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 (以下、eLTAX)・審査システム及び国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタについては、機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法	<当区における措置> ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。 (以下、eLTAX) ・地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当職員を参加させている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請;	求先	郵便番号160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区総務部税務課					
②請3	求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口に提示してもらう。					
③手	数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方) 法:					
④ 個 <i>z</i>	人情報ファイル簿の公	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	課税対象者ファイル、課税マスター、普徴データベースファイル、口座データベースファイル、住民税滞納整理情報、課税資料ファイル、軽自データベースファイル、軽自動車税滞納整理情報					
	公表場所	新宿区役所本庁舎6階 総務部税務課					
⑤法*	令による特別の手続	_					
⑥個。不記載	人情報ファイル簿への 大等						
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先 「1. ①請求先」と同じ							
②対1	芯方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	
①方法	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報新宿」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、税務課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状態におく。
②実施日・期間	令和6年10月10日から令6年11月8日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	D承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

)変更箇所	本事故の和義	太 五 丝 0 21 4	48 () n+ 40	+B (1) nt W0 (= 157 7 54 00
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	納付意志(3箇所)	納付意思(3箇所)	事後	誤字の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム システム1 ②システムの機 能	納税通知書 2 軽自動車税賦課機能 3 収納機能 4 滞納管理機能	税額通知書 2 軽自動車税管理機能 3 収納管理機能 4 滞納整理機能	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	2 特別徴収税額通知データの送信機能	2 税額通知(特別徴収)データの送信機能	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム10		システム10 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 4. 特定個人 情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・税額通知書等に個人番号を記載する。	削除	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 7. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	税務課長 高木 信之	税務課長 石塚 俊一	事後	人事異動に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 特別区民税・都民税 の賦課	①住民税申告書・減免申請書(特定個人情報 あり)	①住民税申告書(特定個人情報あり) ②滅免申請書(特定個人情報なし)	事後	地方税法施行規則の改正に 伴う変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 特別区民税・都民税 の賦課(備考)	① 区民から提出された住民税申告書及び該当者から提出された減免申請書を取得する。 郵送または窓口で取得する。	① 区民から提出された住民税申告書を取得する。 郵送または窓口で取得する。 ② 該当者から提出された減免申請書を取得する。 郵送または窓口で取得する。	事後	地方税法施行規則の改正に 伴う変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 特別区民税・都民税 の賦課(備考)	⑨ 税額決定通知書(普通徴収分)⑪ 税額決定通知書(給与特別徴収分)⑬ 税額通知データ(年金特別徴収分)⑬ 税額決定通知書	⑩ 税額通知書(普通徵収) ⑫ 税額通知書(給与特別徵収) ⑭ 稅額通知デ一タ(年金特別徵収) ⑫ 稅額通知書	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 軽自動車税の管理	軽自動車税の賦課	軽自動車税の管理	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 軽自動車税の賦課		下記を追加 ・地方公共団体情報システム機構 ・軽自動車検査情報市区町村提供システム ・⑨軽自動車検査情報取得(特定個人情報なし) ・⑩軽自動車検査情報取込み(特定個人情報なし)	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 軽自動車税の管理 (備考)		下記を追加 ③地方公共団体情報システム機構を通じて軽 自動車検査情報を入手する。 ⑩軽自動車検査情報を税務情報トータルシステムに取り込む。	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 収納管理	⑤相続人代表者指定届(特定個人情報あり) ⑥相続人情報入力(特定個人情報あり)	下記を追加 (⑤相続人代表者指定届(特定個人情報なし) (⑥相続人情報入力(特定個人情報なし)	事後	地方税法施行規則の改正に 伴う変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 収納管理(備考)	住民税の収納業務	住民税の収納管理業務	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託の 有無	(8)件	(7)件	事後	事実誤認による修正であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3	地方税ポータルシステム(eLTAX)の管理運営	削除	事後	事実誤認による修正であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項4 ①委託内容	特別徴収の当初税額通知書の封入封かん	当初税額通知書(特別徴収)の封入封かん	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項6 ⑥委託先名	株式会社 ケー・デー・シー	キャリアリンク 株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
					<u> </u>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項8 ①委託内容	普通徴収の当初税額通知書の封入封かん	当初税額通知書(普通徴収)の封入封かん	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(62件) [〇]移転を行っている(35件)	[〇]提供を行っている(63件) [〇]移転を行っている(38件)	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。)	提供先1~62	提供先1~7及び別紙1に集約	事後	表記の変更であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先2 ⑦時期・頻 度	月一回	必要に応じて随時	事後	事実誤認による修正であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年3月24日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先3	特別徵収義務者(給与支払者)	特別徴収義務者(給与支払者)(平成29年度 は税額通知書に個人番号を記載しない)	事後	事実誤認による修正であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先5 ⑥提供方 法	[○]紙	[]紙	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先6 ⑥提供方 法	[O] M	[]紙	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日		番号法第9条第1項別表第一の94に基づく利 用のため、番号法第9条第9項に基づく条例を 制定	・番号法第9条第1項別表第一の94、第19条 第9項 ・新宿区における個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番 号条例」という。)第4条	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先7	1万人未満	④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上、100万人未満 ⑥提供方法 []情報提供ネットワークシステム	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先8		提供先8 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日		移転先1~5、7、9~16、18~22、24~2 6、28~35	移転先1及び別紙2に集約	事後	表記の変更であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先6、8、17、2 3、27	移転先6、8、17、23、27	削除	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 ⑥移転方 法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 7. 備考	5. 「提供21」以降は「(別紙1)」に、「移転21」以降は(別紙2)に記載	削除	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2)	保育園こども園課	保育課	事後	組織改正に伴う部署名の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2)	子育て支援課	子ども家庭課	事後	組織改正に伴う部署名の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2)	高齡者福祉課	高齡者支援課	事後	組織改正に伴う部署名の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2)	健康推進課	健康づくり課	事後	組織改正に伴う部署名の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2)		項番61の2 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先1 (別紙2) 項番84 移転先		下記を追加 健康づくり課 保健予防課 保健センター	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 移転先2		移転先2及び別紙3 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3. 特定個人情報の 入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[〇]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供システム)	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 (別添2)特定個人情 報ファイル記録項目		初度検査年月、重課判定コード、軽課判定コード、税率区分 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記に伴う修正であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	株式会社 KDS	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
平成29年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ① 方法	区長室広聴担当課	区長室広聴担当課(現在の総合政策部区政情 報課)	事後	組織改正に伴う部署名の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
平成29年4月20日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・他区市町村間との課税資料の回送が正確かつ効率的に実現可能となり、課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することができる。	・他区市町村間との課税資料の回送や294-3 通知の送付等が正確かつ効率的に実現可能 となり、課税対象者の錯誤による課税ミスを防 止することができる。	事前	事務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないが、任意に事前提 出する
平成29年4月20日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 特別区民税・都民税 の賦課		②294-3通知 追加	事後	個人番号を取り扱わない事務 の追記であり、指針で定める 重要な変更に当たらないため
平成29年4月20日		⑩回送先調査や税額通知書の送付調査のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。	⑩回送先調査、294-3通知の送付先調査、税額通知書の送付調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。	事前	事務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないが、任意に事前提 出する
平成29年4月20日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 特別区民税・都民税 の賦課(備考)		②他自治体に294-3通知を送付する。 追加	事後	個人番号を取り扱わない事務 の追記であり、指針で定める 重要な変更に当たらないため
平成29年4月20日	提供・移転(委託に伴うものを	新宿区で課税しないものに係る給与支払報告 書、公的年金等支払報告書、所得税の申告書 情報	住民税関係情報	事後	業務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
平成29年4月20日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5.特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供先4 ⑦時期・頻 度	照会を受けたら都度	必要に応じて随時	事前	事務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム11		システム11 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 収納管理	コンビニ	コンビニ事業者等 下記を追加 キオスク端末、ECセンター 機構 証明書交付センター 証明書自動交付センステム (②データ連携 ②納税証明書等申請 ②)納税証明書等交付	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	I 基本情報 (別添1)事務 の内容 収納管理(備考)	①区民等から納税証明書、課税証明、非課税証明の申請を受付する。 ②納税証明書、課税証明、非課税証明の情報 を税務情報トータルシステムに入力する。 ③納税証明書・課税証明・非課税証明を出力する。 ④区民等に納税証明書・課税証明・非課税証明を出別 明を交付する。	①区民等から納税証明書、課税証明書、非課税証明書の申請を受付する。 ②納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書の情報を稅務情報トータルンステムに入力する。 ③納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書を出力する。 ④区民等に納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書を立分する。 下記を追加 ⑤納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書のデータを証明書自動交付システムに連携する。 ②区民からコンビニ等で、納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書、非課稅証明書、課稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書、非課稅証明書、課稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書の申請を受付する。(個人番号カードを利用) ②区民にコンビニ等で、証明書自動交付システムにより作成した納稅証明書、課稅証明書、非課稅証明書を交付する。	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1~4 6. 特定個人情報 の保管・消去 ①保管場所	・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。	・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託の 有無	(2)件	(3)件	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3		委託事項3 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3 6. 特定個人情報の 保管・消去 ③消去方法		<証明書自動交付システムにおける措置>・証明書自動交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度分の税情報のみを保管するようにしている。	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要3 7. 備考		コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動 交付システムでは証明書データを送信後速や かに同データを消去する。さらに、機構の証明 書交付センター、コンビニ事業者等のECセン ター及びキオスク端末では証明書データを保 持しないほか、証明書データは証明書交付後 にキオスク端末から消去される。 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1、2 5. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置 の内容	・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全生保確保している。	・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日		・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	事前	指針に定める重要な変更に あたらないが、任意に事前提 出する
平成30年2月15日	PⅢ 特定個人情報ファイル の取扱いプロセスにおけるリ スク対策3 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託		「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 7. 特定個人情報 の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<当区における措置> <機構における措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 7. 特定個人情報 の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		く当区における措置> 〈機構における措置> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付 システムとの間はで、同センターとのでいる。 等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ 接続し、閉域性を確保することで、第三者から のアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信 により通信内容の暗号化を実施している。 〈コンビニ事業者等における措置> ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線 で接続し、閉域性を確保することで第三者から のアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって 端末から自動的に消去される。 ・バスワードにより、端末保守員以外の者が端	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 7. 特定個人情報 の保管・消去 リスク2 リスク に対する措置の内容		末のプログラムにアクセスすることを排除する。 追加 <当区における措置> <証明書自動交付システムにおける措置> ・証明書自動交付システムにおいては、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度の税情報のみを保有するようにしているため、古い情報のおまま保有され続けることはない。 追加	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 7. 特定個人情報 の保管・消去 特定個人情報 の保管・消去におけるその他 のリスク及びそのリスクに対 する措置		<コンビニ事業者等における措置>・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書免取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。・カオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。追加	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
令和1年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	税務課長 石塚 俊一	税務課長	事後	評価書の様式変更に伴う変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税(5箇所)	軽自動車税(種別割)(5箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(1)才・賦課決定された税額等を税額通知書として出力し、封入封緘業務を業者に委託する。納税義務者・各企業・年金保険者へ税額を通知する。	1(1)オ・賦課決定された税額等について税 額通知書を作成し、納税義務者・特別徴収義 務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(2)イ 軽自動車税申告書(報告書)の提出	1(2)イ 軽自動車税(環境性能割・種別割)申 告書(報告書)の提出	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(2) 賦課決定した納税通知書を封入封緘業者に委託し、納税義務者に送付する。	1(2) 賦課決定した納税通知書を作成し、納 税義務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 軽自動車税を滞納している	1(4) 軽自動車税(種別割)等を滞納している	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を印刷する。印刷した督促状を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、住民等に督促状を送付する。	しない住民等の未納税額等の督促状を作成	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 滞納者の未納税額等の情報を催告書 用データファイルに出力し、催告書を印刷する。印刷した催告書を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、新宿区に納品後、 滞納者に催告書を送付する。	1(4) 滞納者の未納税額等の情報に基づき催告書を作成し、滞納者に催告書を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムの機能		5 地方税共通納税システムの納付情報ファイル等の受信機能 6 寄附金申告特例通知データの送受信機能 を追加	事後	業務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム10 ②システムの機能	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 特別区民税・都民 税の賦課		⑥申告特例通知 を追加	事後	業務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 特別区民税・都民 税の賦課(備考)		⑥他自治体から提出された申告特例通知を取得する。ELTAXシステム経由または郵送(紙媒体)で取得する。	事後	業務変更に伴う変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 特別区民税・都民 税の賦課(備考)	⑩出力した税額通知書(普通徴収)を封入して 区民に送付する。封入は、当初発付時は業者 に委託し、経常発付時は税務課職員が行う。	⑪出力した税額通知書(普通徴収)を区民等に 送付する。印字封入封緘は委託事業者と区職 員の双方が行う。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 特別区民税・都民 税の賦課(備考)	⑫出力した税額通知書(給与特別徴収)を封入 して給与支払者に送付する。封入は、当初発 付時は業者に委託し、経常発付時は税務課職 員が行う。	③出力した税額通知書(給与特別徴収)を給与 支払者に送付する。印字封入封緘は、当初発 付時は事業者に委託し、経常発付時は区職員 が行う。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 軽自動車の管理 (備考)	④納税通知書を封入封緘業者に提供し、封入 封緘作業後、車両保有者へ送付する。	①納税通知書データを印字封入封緘事業者に 提供し、印字封入封緘作業後、車両保有者へ 送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 軽自動車の管理 (備考)	②督促状を封入封緘業者に提供し、封入封緘 作業後、車両保有者へ送付する。	②督促状データを印字封入封緘事業者に提供 し、印字封入封緘作業後、車両保有者へ送付 する。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理	①督促状出力	①督促状印字データ出力	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理	③催告書出力	③催告書印字データ出力	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理	封入封緘事業者	印字封入封緘事業者	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理(備考)	①税務情報トータルシステムより督促状を出力 し、封入封緘事業者へ引き渡す。	①税務情報トータルシステムより督促状印字 データを出力し、印字封入封緘事業者へ引き 渡す。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理(備考)	②封入封緘事業者は住民に督促状を送付する。	②印字封入封緘事業者は住民に督促状を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理(備考)	③滞納整理支援システムより催告書データを 出力、出力したデータを税務情報トータルシス テムへ連携、税務情報トータルシステムより催 告書を出力し、封入封緘事業者へ引き渡す。	③滞納整理支援システムより催告書データを 出力、出力したデータを税務情報トータルシス テムへ連携、税務情報トータルシステムより催 告書印字データを出力し、印字封入封緘事業 者へ引き渡す。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理(備考)	④封入封緘事業により、職員へ催告書を納品 し、職員は住民に催告書を送付する。	④印字封入封緘事業者は住民に催告書を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 滞納整理(備考)		フローチャートの追加	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
含和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	株式会社 イマージュ	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
5和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項2 ⑥委託先名	株式会社 東計電算	株式会社 イマージュ	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ①委託内容	当初税額通知書(特別徴収)の封入封かん	当初税額通知書(特別徴収)の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
和3年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ④委託先への特定個人 情報ファイルの提供方法	紙	電子記録媒体	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ⑥委託先名	中央ビジネスフォーム 株式会社	光ビジネスフォーム 株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項4	一般社団法人地方税電子化協議会(2箇所)	地方税共同機構(2箇所)	事後	同一法人の名称変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
和3年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項6 ③委託先における取扱 者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	委託業務量変更に伴う変更 であり、指針で定める重要な 変更に当たらないため
和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項6 ⑥委託先名	キャリアリンク 株式会社	テイケイトレード株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事 項7 ①委託内容	当初税額通知書(普通徴収)の封入封かん	税額通知書(普通徴収)の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項7 ④委託先への特定個人 情報ファイルの提供方法	紙	電子記録媒体 紙	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項7 ⑥委託先名	富士ビジネス・サービス 株式会社	株式会社 コタニ	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3、特定個人情報の 入手・使用 ③入手時期・頻 度⑤本人への明示⑥使用目 的⑧使用方法	軽自動車税(4箇所)	軽自動車税(種別割)(4箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3. 特定個人情報の 入手・使用 ④入手に係る妥 当性	軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の 条例に定めるところにより、地方税法施行規則 で定める様式によって、軽自動車税の賦課徴 収に関し必要な事項を記載した申告書とは報 告書を提出しなければならない。(地方税法第 447条)	種別割の納税義務者は、当該市町村の条例に 定めるところにより、総務省令で定める様式に よって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項 を記載した申告書又は報告書を提出しなけれ ばならない。(地方税法第463条の19)	事後	法改正による税目名称及び 条文の項番の変更であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要2 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法447条	地方税法463条の19	事後	法改正による条文の項番の 変更であり、指針で定める重 要な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要2 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要2 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1 ①委託内容	当初納税通知書の封入封かん	当初納税通知書の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要2 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1 ④委託先への特定個人 情報ファイルの提供方法	紙	フラッシュメモリ	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要2 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先1 ①法 令上の根拠	地方税法第447条第1項	地方税法第463条の19第1項	事後	法改正による条文の項番の 変更であり、指針で定める重 要な変更に当たらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要2 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先1 ②提 供先における用途③提供す る情報	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要3 3.特定個人情報の 入手・使用 ⑥使用目的⑧使 用方法	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要4 2.基本情報 ③対象 となる本人範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)等	事後	法改正による税目名称の変 更であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要4 4.特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項2 ⑥委託先名	東日本電信電話 株式会社	株式会社 ITFOR	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ⑥委託先名	株式会社 ヒューマンプラス	株式会社 セゾンパーソナルプラス	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和3年3月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方稅電子化協議会(2箇所)	地方税共同機構(2箇所)	事後	同一法人の名称変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和3年3月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	協議会	機構	事後	同一法人の名称変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和4年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II 特定個人情報ファイルの概要15. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 別紙1(提供先)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報のと情報のを操験 (表) 表	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和4年3月31日	II特定個人情報ファイルの概要1 4.特定個人情報ファイルの概要1 5.特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 イマージュ	株式会社 KDS	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ①委託内容	納付書及び催告書の作成・封入封かん	削除	事後	個人番号を扱わない委託内 容の変更であり、指針で定め る重要な変更に当たらないた め
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス	株式会社 バックスグループ	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム12		システム12 追加	事後	個人番号を取り扱わないシス テムの追記であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	I 基本情報 (別添1)事 務の内容 軽自動車の管理		軽OSS連携システムを追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項6 ⑥委託先名	テイケイトレード株式会社	株式会社 キャスティングロード	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和5年3月31日		提供を行っている 63件 移転を行っている 38件	提供を行っている 69件 移転を行っている 40件	事後	法改正による照会事務の追 加であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先7①法令上の根拠 提供先8①法令上の根拠	番号法第19条第9項	番号法第19条第10号	事後	番号法第19条第4号が追加 されたことに伴う号数の修正 のため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 移転先2①法令上の根拠	東京都番号条例第3条	東京都番号条例第4条	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番8	提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費者しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 児童福祉法による養育 里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認 定又は障害児入所給付費、高額障害児入所 給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	事後	法改正による文言の修正で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番20		提供先 市町村長 提供先における用途 身体障害者福祉法によ る障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番30		提供先 社会福祉協議会 提供先における用途 社会福祉法による生計 困難者に対して無利子又は低利で資金を融通 する事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番38		提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 育委員会 提供先における用途 学校保健安全法による 医療に要する費用についての援助に関する事 務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番53		提供先 市町村長 提供先における用途 知的障害者福祉法によ る障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番71	提供先における用途 雇用対策法による職業 転換給付金の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5,特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番85の2		提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番101 項番102	提供先における用途 厚生年金保険制度及び 農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための	提供先における用途 厚生年金保険制度及び 農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図 るための	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番106		提供先における用途 独立行政法人日本学生 支援機構法による学資の貸与及び支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番107	提供先における用途 特別障害者給付金の支 給に関する事務	提供先における用途 特別障害給付金の支給 に関する事務	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5、特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番113	提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5、特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番116	提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 子ども・子育で支援法に よる子どものための教育・保育給付若しくは子 育てのための施設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙1)番号法第19条第8 号別表第2に掲げる事務 項番121		提供先 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙2)番号法第9条第1号 別表第一に掲げる事務 項番35		移転先 住宅課 移転先における用途 住宅地区改良法による 改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良 住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若 しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過 者に対する措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
令和5年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 (別紙2)番号法第9条第1号 別表第一に掲げる事務 項番101		移転先 総務課 移転先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携 の確定に伴う修正であり、指 針で定める重要な変更に当 たらないため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要15.特定個人情報ファイルの概要15.特定個人情報の提供・移転(別紙3)新宿区番号条例第3条51号別表及び東京都番号条例等4条第1項別表第1に掲げる事務東京都番号条例別表 知事の項事務の欄 項番5	移転先における用途 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	移転先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3.特定個人情報の 入手・使用 ②入手方法		その他 軽OSS連携システム 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項1 ⑥委託先名	株式会社 コタニ	富士ビジネス・サービス株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和5年3月31日	財 特定個人情報ファイルの概要3 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ②入手方法		①入手元 行政機関・独立行政法人等 デジタル庁 ②入手方法 [〇]情報提供ネットワーク	事前	法改正による照会事務の追 加であり、指針で定める重要 な変更に当たらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要4 2. 基本情報 ③対象 となる本人の範囲	納税義務者者	納税義務者	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑧使用方法 権 利利益に影響を与え得る決 定	滞納処分を『行う	滞納処分を行う	事後	誤記の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和5年3月31日	I 特定個人情報ファイルの 概要4 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 委託事 項3 ⑤委託先名	株式会社 バックスグループ	株式会社 セゾンパーソナルプラス	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 2. 特定個人情報 の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容 個人番号の真正性確認の措 置の内容	番号法施行規則第4条	番号法施行規則第3条	事後	省令改正による条数の修正 であり、指針で定める重要な 変更に当たらないため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	平成25年総務省告示第206号	平成31年総務省告示第151号	事後	告示改正による号数の修正 であり、指針で定める重要な 変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 5. 特定個人情報 の提供・移転 リスク1 具体的な方法	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 6.情報提供ネット ワークとの接続・リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和5年3月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	平成25年総務省告示第206号	平成31年総務省告示第151号	事後	告示改正による号数の修正 であり、指針で定める重要な 変更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の賦課、収納、滞納整理関連業務 (後略)	1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (後略)	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 税務情報トータルシステム システム3 審査システム(eLTAX) システム4 国税連携システム(eLTAX) システム5 課税資料管理システム システム7 中間サーバー システム8 滞納整理支援システム システム9 電話催告システム システム10 軽自動車検査情報市区町村提供 システム システム11 証明書自動交付システム システム11 軽OSS連携システム	システム1 税務システム(令和7年1月から) システム3 中間サーバー システム4 審査システム(eLTAX) システム5 国税連携システム(eLTAX) システム7 軽自動車検査情報市区町村提供 システム9 証明書自動交付システム システム9 証明書自動交付システム システム10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで) システム11 課税資料管理システム(令和6年12月まで) システム12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで) システム13 電話催告システム(令和6年12月まで)	事前	指針で定める重要な変更に 当たるシステム更改のため。 新システム名・更改時期を追 記し、項番の整理を行った。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム1 ①システムの名称 税務システム(令和7年1月から) ②システムの機能 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ(条例による特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を自動車税(種別割)の賦課徴収等を管理するシステム 1 住民税賦課徴収・滞納整理機能 賦課、税額通知書の発行、証明書の発行、第出・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算、課稅資料管理 機能 賦課、納稅通知書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、權告、差押の管理、延滞金等の税額計算、課稅資料管理機能 賦課、納稅通知書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、權告、差押の管理、延滞金等の稅額計算、額地のシステムとの接続 [〇]庁内連携システム [〇]既名システム [〇]既名システム [〇]既名システム [〇]既名システム [〇]死名システム [〇]死名システム [〇]での他(証明書自動交付システム)	事前	指針で定める重要な変更に 当たるシステム更改のため。 新システムの概要を追記し た。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 ②システムの機能 1 番号の管理 統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 3 仲間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。 ③他のシステムとの接続 []庁内連携システム [O]その他(中間サーバ、国保情報トータルシステム等の基幹システム)	システム2 ②システムの機能 1 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛 3 中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携業務からの情報提供ネットワークシステムとの情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。 ③他のシステムとの接続 [〇]庁内連携システム [〇]その他(中間サーバー、庁内各業務システム)	事後	記載遺漏の訂正及び文言の 整理であり、指針で定める重 要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 審査システム(eLTAX) 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	システム4 審査システム(eLTAX) 地方税ポータルセンタ	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11 証明書自動交付システム 1 データ連携機能 税務情報トータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。	システム9 証明書自動交付システム 1 データ連携機能 税務情報トータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。(令和7年1月以降は税務システムから連携する。)	事前	システム更改のため。新システム名・更改時期を追記した。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム	システム11 証明書自動交付システム	システム9 証明書自動交付システム [〇]税務システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 税務情報トータルシステム []その他	システム10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで) [〇]その他(証明書自動交付システム、課税資料管理システム、滞納整理支援システム)	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	情報ファイルを取り扱う事務	システム5 課税資料管理システム [〇]既存住民基本台帳システム	システム11 課税資料管理システム(令和6年 12月まで) []既存住民基本台帳システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム	システム8 滞納整理支援システム [〇]宛名システム等 [] 刊務システム	システム12 滞納整理支援システム(令和6年 12月まで) []宛名システム等 [○]税務システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 3. 特定個人 情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	(令和6年12月まで) 1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル (令和7年1月から) (1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目的等の観 点からファイル単位を整理し たため
令和6年1月15日	I 基本情報 4. 特定個人 情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	1 住民税賦課情報ファイル ・申告の際に本人確認をするために使用する。 (後略)	個人番号に基づき同一人の各種賦課情報を名 寄せするため。また情報提供ネットワークシス テムや住民基本台帳ネットワークシステムを用 い、必要な情報を取得することにより、地方税 賦課徴収事務を適正に行うため。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	I 基本情報 4. 特定個人 情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	1 住民税賦課情報ファイル ・正確な所得・控除情報を把握することにより、 賦課が正しく行われる。 (後略)	1. 各種賦課情報をより正確かつ効率的に名 寄せ・突合することができる。 2. 納税義務者の正確な情報を把握することに より、実態に即した賦課徴収事務が実現でき る。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	I 基本情報 5. 個人番号 の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項(地方税法その他の地方税に関する話律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の職課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの)・番号法第9条第3項・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の重正若しくは決定、税額の当正若しくは決定、税額の当に対して対策の監課徴収に関する事務といいます。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1 頃 別表第一の第16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課稅標準の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅額の更正若しくは決定、稅稅の告知、督促、滯納処分その他の地方稅の賦課徴収に関する事務又は地方稅に関する事務)・地方稅法等	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号	事後	法改正による文言の整理で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 20、30、38、53、85の2、121 追加	事後	記載遺漏の訂正であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
令和6年1月15日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		令和7年1月からの事務の内容を追加	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目的等の観 点からファイル単位を整理し たため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1~4 1. 特定個人情報 ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目的等の観 点からファイル単位を整理し たため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 2.基本情報 ③対象 となる本人の範囲	・地方税法その他の地方税に関する法律及び 新宿区特別区税条例の規定により、税務関係 書類に個人番号を記載することとされる者(申 告者・支払報告書の対象となる納税義務者及 び被扶養者、その他課税調査対象者) (後略)	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月 一日)に本区の住民基本台帳に記録されてい る者及び住民基本台帳に記録されていないが 本区に住所を有しているとみなした者並びにそ れらに扶養されている者	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1~4 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1~4 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	新宿区総務部税務課	総務部税務課	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 3.特定個人情報の 入手・使用 ①入手元	[〇]地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他区市町村) [〇]民間事業者(給与支払者) [〇]その他(地方公共団体情報システム機構、公的年金等支払者)	[〇]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体) [〇]民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者等) [〇]その他(地方公共団体情報システム機構)	事後	分類の見直しによる文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 3.特定個人情報の 入手・使用 ③入手の時期・ 頻度	書面、審査システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)等電子データにより入手する。 (後略)	1 識別情報: 随時 2 連絡先等情報: 随時 3 業務関係情報: 随時 (1)国税関係情報: 随時 (2)地方税関係情報: 随時 (3)医療保険関係情報: 年1回、1月 (4)生活保護・社会福祉関係情報: 年1回、1月 に入手。その後、必要に応じて随時。 (5)年金関係情報: 年1回、1月に入手。その 後、必要に応じて随時。 (6)その他の業務関係情報: 必要に応じて随時。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	概要1 3. 特定個人情報の	住民税の賦課に必要な各種情報については、 地方税法第317条の2、第317条の6、番号 法の別表第二の第27号に規定されている。	地方税法第45条の2~第45条の3の3、第3 17条の2~第317条の3の3、番号法第19条 別表第二の第27の項に明示している。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 3.特定個人情報の 入手・使用 ⑥使用目的	地方税法の適正かつ公平な賦課徴収のため、 課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的に できるよう個人番号を利用し、各種申告書の受 付、住民税額の算出・通知を行う。	適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、住民税額の算出・通知を行う。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 3.特定個人情報の 入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所、その他庁内の税務情報 利用課	税務課、特別出張所	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先1 ①法 令上の根拠 ②提供先にお ける用途	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二及び同条第9号 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)等	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1 5, 特定個人情報の 提供・移転 提供先2、4 ① 法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先1 ①法 令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先1 ①法 令上の根拠 世長・移転 提供先1 ①法 令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正による文言の整理で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先7、8 ① 法令上の根拠	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法改正による文言の整理で あり、指針で定める重要な変 更に当たらないため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要1 5. 特定個人情報の 提供・移転 提供先7 ②提 供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	(別紙3)新宿区番号条例第3 条第1項別表及び東京都番 号条例第4条第1項別表第一 に掲げる事務	6 住宅課 区立住宅の管理その他住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	6 住宅課 区立住宅の管理その他の住宅に 関する事務であって新宿区規則で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	(別紙3)新宿区番号条例第3 条第1項別表及び東京都番 号条例第4条第1項別表第一 に掲げる事務	5 保健予防課 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核 患者の医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	5 保健予防課 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律施行細則(平 成十一年東京都規則第百十二号)による結核 患者の医療費の助成に関する事務であって東 京都規則で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要2 2. 基本情報 ③対象 となる本人の範囲 その必要 性	軽自動車税について公平かつ適正な課税を行うため。	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な 特定個人情報を保有する必要がある。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3. 特定個人情報の 入手・使用 ①入手元	[〇]行政機関・独立行政法人等(情報提供 ネットワークを利用する機関、運輸支局) [〇]地方公共団体・地方独立行政法人(他区 市町村) [〇]民間事業者(軽自動車検査協会) [〇]その他(地方公共団体情報システム機構)	[〇]行政機関・独立行政法人等(運輸支局) [〇]地方公共団体・地方独立行政法人(他自 治体) []民間事業者() [〇]その他(地方公共団体情報システム機 構、軽自動車検査協会等)	事後	分類の見直しによる文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要2 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示	軽自動車税(種別割)の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19の条文、番号法の別表第二の第27項に規定されている。	地方税法第463条の19、番号法第19条別表第 二の第27の項に規定されている。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要3 2.基本情報 ③対象 となる本人の範囲 II 特定個人情報ファイルの 概要4 3.特定個人情報の 入手・使用⑥使用目的⑧使 用方法	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要3 3.特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示	住民票関係情報については、新宿区個人情報 保護条例第11条の規定に基づき、税務情報 トータルシステム内でも利用していることを、広 く区民に周知している。	住民票関係情報については、住民基本台帳法 第1条の規定に基づき、住民に関する事務の 処理の基礎とすることを、広く区民に周知して いる。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 2.基本情報 ④記録 される項目 その妥当性	・生活保護を受給しているか把握のために記録	・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握のために記録	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	□ 特定個人情報ファイルの 概要4 3. 特定個人情報の 入手・使用 ①入手元	[〇]地方公共団体·地方独立行政法人(都道府県、他自治体)	[〇]地方公共団体·地方独立行政法人(他自治体)	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要4 3.特定個人情報の 入手・使用 ④入手に係る妥 当性	・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	・地方税法第331条及び第463条の27並びに国 税徴収法第141条等により、地方税に関する調 査について必要がある場合に当該調査に関し 参考となる資料を取得している。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要4 3. 特定個人情報の 入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、新宿区個人情報保護条例第11条の規定に基づき、税務情報トータルシステム内でも利用していることを、広く区民に周知している。・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、利用していることを住民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき、住民に関する事務の処理の基礎とすることを、広く区民に周知している。・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第331条及び第463条の27並びに国税徴収法第141条等に明示している。	事後	文言の整理であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1)(2)		(1)住民税賦課徴収情報ファイル(令和7年1 月から) (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から) 追加	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目		(1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル 追加	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目的等の観 点からファイル単位を整理し たため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1~4 1. 特定個人情 報ファイル名	2 軽自動車税管理情報ファイル	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目的等の観 点からファイル単位を整理し たため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 2. 特定個人情報 の入手 リスク1	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1~4 3. 特定個人情 報の使用 リスク2	情報政策課(2箇所)	情報システム課(2箇所)	事後	組織名変更による文言の整 理であり、指針で定める重要 な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1~4 3. 特定個人情 報の使用 リスク3 リスク4	個人保護保護	個人情報保護	事後	誤字の修正であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1、3 4. 特定個人情 報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間	管理状況にについて(2箇所)	管理状況について(2箇所)	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1、2、4 5. 特定個人 情報の提供・移転 特定個人 情報の提供・移転に関する ルール	新宿区個人情報保護条例	区長が行う個人情報保護事務に関する規則	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 リ スク6	上表提供	情報提供	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策1~4 7. 特定個人情 報の保管・消去 ⑥技術的対 策	悪意の第三者	悪意をもった第三者	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、契約書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務等を明記し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つ業者であることを確認する。	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、仕様書によりプライジシーマーク使用許諾証等の提示又は写しの提出を求めている。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策3 7. 特定個人情報 の保管:消去 リスク3 その 他の措置の内容		_	事後	実態にあわせた追記であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策4 3. 特定個人情報 の使用 リスク2 アクセス権 限の管理	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。 (後略)	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/ 失効の結果を突合している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1)(2)		(1)住民税賦課徴収情報ファイル、 (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から) 追加	事前	システム更改にあたり、評価 していた特定個人情報ファイ ルについて、システム・事務 の取り扱い・保有目の等の観 点からファイル単位を整理し たため
令和6年1月15日	IV その他リスク対策 1. 監査 ②監査	協議会	地方税共同機構	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年1月15日		住民税賦課情報ファイル、軽自動車税管理情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理	課税対象者ファイル、課税マスター、普徴データベースファイル、ロ座データベースファイル、住民税滞納整理情報、課税資料ファイル、軽自データベースファイル、軽自動車税滞納整理情報	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更に当たらない ため
令和6年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要1 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3 4、特定個人情報ファイルの概以の取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 KDS	株式会社 アイネスリレーションズ	事後	委託業者の社名変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和6年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	委託業者の社名変更であり、 指針で定める重要な変更に 当たらないため
令和6年3月31日	□特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社 キャスティングロード	株式会社 シグマスタッフ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更に当たらないため
令和6年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ⑥提供方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	法改正により提供方法が変更されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ビジネス・サービス株式会社	中央ビジネスフォーム株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
	II 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(ISDN回線)	[O]その他(LGWAN)	事後	回線の変更であり、指針で定 める重要な変更に当たらない ため
令和6年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス	株式会社 バックスグループ	事後	委託業者の変更であり、指針 で定める重要な変更に当たら ないため
	I基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容2(2)	の番号の利用等に関する法律(以下「番号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」)第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供 ネットワークシステムと連携して、情報照会を 行う。	事後	法改正による文言整理のため
	I基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要2(10)	番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークと連携して情報提供を行う。	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。	事後	法改正による文言整理のため
	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1①システムの名称	税務システム(令和7年1月から)	税務システム	事前	時期到来により一部削除
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシシステムの機能	するデータを日々連携する。	1 証明書データ作成等機能 コンピニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明 書発行要求に対して、各種証明書のPDFデー タを作成し、機構の証明書交付センターに送信 する機能。 2 利用者管理機能 住民記録ンステムから送信された利用者証明 用電子証明書シリアル番号を、庁内連携シス テムを経由して受信し、コンピニ交付サービス の利用者を管理する機能。	事前	証明書自動交付システムの 移行による文言整理
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム9 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	[〇]庁内連携システム [〇]既存住民基本台帳システム [〇]税務システム [〇]その他(証明書交付センター)	事前	証明書自動交付システムの 移行により
	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシンステム10システム11システム11システム12システム13	システム10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで)システム11 課税資料管理システム(令和6年12月まで)システム12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで)システム13 電話催告システム(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	(令和6年12月まで) 1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル (令和7年1月から) (1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	(1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 5.個人番号の 利用 法令上の根拠	関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の第24の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条・地方税法等	事後	法改正による文言整理のため
	I基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(別表第二における情報提供の根拠):第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項(別表第二における情報照会の根拠):第27の項	・番号法第19条第8号及び同条第9号 ・番号法第十九条第八号に基づ〈利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠): 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項(第2条の表における情報照会の根拠): 第48	事後	法改正による文言整理のため
	I基本情報 (別添1)事務の 内容(令和6年12月まで)	特別区民税・都民税の賦課 軽自動車の管理 収納管理 滞納整理		事前	時期到来により削除
	I 基本情報 (別添1)事務の 内容	地方税に関する事務 証明書自動交付システム	地方税に関する事務 証明書自動交付システム (コンビニ交付クラウド)	事前	指針で定める重要な変更に 当たるシステム更改のため
	I 基本情報 (別添1)事務の 内容(令和8年2月から)		令和8年2月からの事務の内容を追加	事前	指針で定める重要な変更に 当たるシステム更改のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 1.特定個人情報ファイルの概 ル名	(1)住民税賦課徴収情報ファイル(令和7年1 月から)	(1)住民税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 3.特定個人情報の人 ・使用 ⑤本人への明示	地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317 条の2~第317条の3の3、番号法第19条別表 第二の第27の項に明示している。	地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317 条の2~第317条の3の3、番号法第十九条第 八号に基づく利用特定個人情報の提供に関す る命令第2条の表第48の項に明示している。	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 3.特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所	事前	指針で定める重要な変更に 当たる使用部署の追加のた め
	II 特定個人情報ファイルの 概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[〇] その他(システムを構成する機器の点検及び障害対応のため、提供という形態をとらない。)	[O]その他(LGWAN)	事前	証明書自動交付システムの移行により
	II 特定個人情報ファイルの 概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託		⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項に おいて、再委託については委託元の許諾を得 た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再 委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協 議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許 諾する。 ⑨再委託事項 証明書自動交付システムの保 守業務の一部	事前	指針で定める重要な変更に 当たるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 5特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[O]提供を行っている (68)件	[〇]提供を行っている (78)件	事後	法改正による文言整理のため
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者等	事後	法改正による文言整理のため
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び同条第9号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令	事後	法改正による文言整理のため
		番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表で規定さ れた事務等	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の第94の項、 第19条第11号	・番号法第9条第1項別表の第127の項、第19 条第11号	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を 行う庁内主管課(別紙2のとおり)	番号法において個人番号の利用可能な事務を 行う庁内主管課(別紙1のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要(1) 5.特定個人情報の提 供・移転 移転先1 ①法令 上の根拠	·番号法第9条第1項別表第一	•番号法第9条第1項別表	事後	法改正による文言整理のため
		番号法第9条第1項別表第一で規定された事務(別紙2のとおり)	番号法第9条第1項別表で規定された事務(別紙1のとおり)	事後	法改正及び旧別紙1削除の ため
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 特定個人情報の提供・移転 移転先2	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙3のとおり)	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
		新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定 された事務(別紙3のとおり)	新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定 された事務(別紙2のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 6特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		⟨ガバメントクラウドにおける措置⟩ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 いらい[EC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンター内に保存される。 ⟨コンビニ交付クラウドにおける措置⟩・人室許可を受けた者以外の立ち入りができない。・・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。	事前	指針で定める重要な変更に 当たる保管場所の追加のた め

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) 6.特定個人情報の保 等:消去 ③消去方法		くガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウト環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置>・クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明書を発行する。	事前	ガバメントクラウド環境への移 行により
	要(1) (別紙1)番号法第19	1、厚生労働大臣、健康保険法第五条第二項 の規定により厚生労働大臣が行うこととされた 健康保険に関する事務であって主務省令で定 めるもの(後略)		事後	法改正により削除
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1) (別紙1)番号法第9条第1項別表に掲げる事務		(別紙1)番号法第9条第1項別表に掲げる事務	事後	法改正及び旧別紙1削除の ため
		(別紙3)新宿区番号条例第3条第1項別表及 び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲	(別紙2)新宿区番号条例第3条第1項別表及 び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲 げる事務	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 1.特定個人情報ファイルの概 ル名	(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から)	(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(2) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第463条の19、番号法第19条別表第 二の第27の項に規定されている。	地方税法第463条の19、番号法第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表第48の項に規定されている。	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(2) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所	事前	指針で定める重要な変更に 当たる使用部署の追加のため
	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<がバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	指針で定める重要な変更に 当たる保管場所の追加のた め

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	(1)住民税賦課徴収情報ファイル、(2)軽自動 車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から)	(1)住民税賦課徴収情報ファイル、(2)軽自動 車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		くコンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。 くガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報ンステムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	指針に定める重要な変更に当たるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<コンビニ交付クラウドにおける措置>・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。 〈ガバメントクラウドにおける措置>・「の国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同りにシフはガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ASP」をいう。以下同りまで、アータアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。(後略)	事前	指針に定める重要な変更に 当たるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 りんク3 消去手順	・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。・保存年限の過ぎた置子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。	く当区における措置> ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。 〈ガバメントクラウドにおける措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	指針に定める重要な変更に当たるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	指針に定める重要な変更に 当たるため
	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策		くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドとでの業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウドでの業務アブリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事者と契約応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アブリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	指針に定める重要な変更に当たるため

証明書自動交付システム(コンビニ交付)の更新等の概要及び 全項目評価書(素案)の主な変更内容

I 証明書自動交付システム (コンビニ交付) の更新等の概要

証明書自動交付システムの更新

住民記録標準準拠システムへの移行に併せて証明書自動 交付システムを更新し、安全性の向上及び標準仕様書に 定められた各種帳票様式での証明書発行に対応する。

コンビニ交付クラウド

証明書自動交付システムの更新に際して、システムベンダが提供するコンビニ交付クラウドを活用する。

- Ⅱ 全項目評価書(素案)の主な変更内容
- ○証明書自動交付システムの運用保守委託

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・川 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項3
- ○コンビニ交付クラウドにおける特定個人情報保護評価について 全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。
 - ・ | 特定個人情報ファイルの概要6 特定個人情報の保管・消去
 - ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去
- Ⅲ 全項目評価書(素案)のその他の変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・申請管理システムの導入
- ・令和6年12月まで使用するシステム等の記載を削除

(素案) 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、住民基本台帳事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

↓ 基本情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱つ事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	・住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証を行うために、世帯を単位とした住民票を作成し、住民票の写し等の証明書を交付している。また、住民としての地位の変更に関する届出もしくは職権に基づき住民基本台帳への記載及び住民基本台帳からの消除を行っているほか、住民基本台帳に記録されている事項は国民健康保険・税務など住民に関する事務の処理の基礎として利用している。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、個人番号の通知、個人番号カードの交付など住民が個人番号を利用するにあたっての前提となる業務を行っている。
②事務の内容 ※	1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対する通知 5 本人又は同一の世帯に属する者等の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会
	8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 11 取得した個人番号等の他業務システムとの連携
	2のうち転出届の届出方法については、窓口や郵送による書類の受入の他、サービス検索・電子申請機能による受入を行う。 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特 定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省 令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき機構に対する事務 の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報 の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 30万人以上 3 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	住民記録システム (評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「既存住民基本台帳システム」と同義)
②システムの機能	1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。 3 住民基本台帳の消除 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する。 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳がら該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知等の各種帳票を発行する。 6. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との間で本人確認情報等のデータ連携を行う。 7 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 庁内の他業務・システムとの間で住民異動情報等のデータ連携を行う。 8 出入国在留管理庁への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 9 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報(番号法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)を団体内統合宛名等システムへ通知する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (証明書自動交付システム、申請管理システム、在留カード等発行システム)
	[♥] (♥ ↑ 世別自口却入りノヘ/ Φ、中明日吐ノヘ/ Δ、任田川一下寺九リノヘ/ Δ /

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ) において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS 部分について記載する。
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報 を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示され た個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上 に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村 CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入 処理を行う。(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を 消去する。) 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の 組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 広域交付住民票の写しの交付に関する情報の通知の送受信 広域交付住民票の写しの交付に関する情報の通知の送受信 広域交付住民票の写しの交付情報を受け付けた際、他市町村CSとの間で、「住民票の写しの広域交付請求通知」の送信及び「住民票の写し広域交付通知」の受信を行う。 6 戸籍の附票記載事項通知の送信 住民票の記載等の際、本籍地において戸籍の附票の記載の修正等をすべき場合は本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知を送信 住民票の記載等の際、本籍地において戸籍の附票の記載の修正等をすべき場合は本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知を送信する。 7 機構の情報既会全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 8 本人確認情報をとして任民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報と提供する。 9 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カーバにおいて保有している構進存を連携する。)等を送付するため、根書類(個人番号カードで理システムに対し、個人番号カードで理システムに対し、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードで理システムに対し、個人番号カードの変対、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報を個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()

システム3	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1 証明書データ作成等機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発 行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能 2 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを 経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
○	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム
	[O] その他 (証明書交付センター)
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名等システム (評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「宛名システム等」と同義。)
②システムの機能	 1 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名等システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能 3 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4 他業務システム連携機能 他業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 団体内統合宛名等システムを介して、既存システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方 公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []庁内連携システム []既存住民基本台帳システム [] 就務システム []税務システム []税務システム [] がなります。 ()
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 連携サーバ機能 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2 申請管理システム機能 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能及び電子申請データを住民記録システムに連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (サービス検索・電子申請機能)

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)住民基本台帳ファイル

住基法の規定に基づき、記録項目に個人番号を含む住民基本台帳ファイルを作成する。作成された住民基本台帳ファイルは、住民の居住関係の公証その他住民に関する事務の処理の基礎とすることを目的とし、住民に関する記録の適正な管理を図るために用いられる。

また、番号法の規定に基づき、個人番号の通知や、個人番号カードの交付の際に住民基本台帳ファイルに記録されている特定個人情報を用いる。

(2)本人確認情報ファイル

本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①事務実施上の必要性

- ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内 の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。
- ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。
- ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。
- ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。
- ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。
- ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。

(3)送付先情報ファイル

市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。

②実現が期待されるメリット

住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながることが見込まれる。

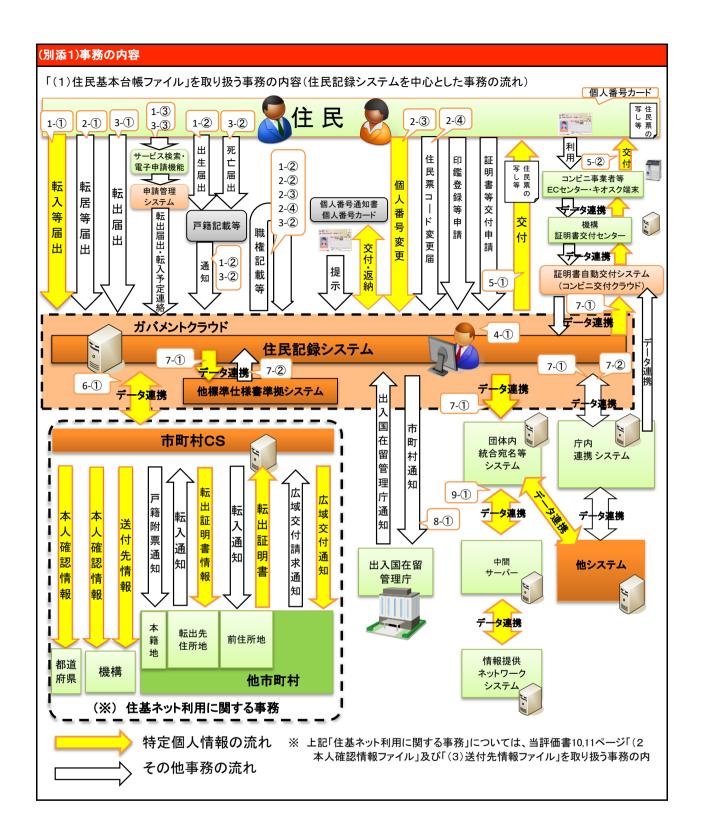
また、個人番号カードによる本人確認や個人番号の真正性確認が可能となり、利便性の向上と行政 事務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
- (平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- ・第8条(個人番号とすべき番号の生成)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- ・第15条の2(除票簿)
- ・第15条の3(除票の記載事項)
- ・第15条の4(除票の写し等の交付)
- •第22条(転入届)
- 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ·第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

法令上の根拠

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)			
7. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	地域振興部戸籍住民課			
②所属長の役職名	戸籍住民課長			
8. 他の評価実施機関				
_				



(備考)

1. 住民基本台帳の記載

- 1-①、住民から転入、入国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。
- 1-②. 出生届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民票を作成する。
- 1-③. サービス検索・電子申請機能により住民から転入(転居)予定連絡を受け付け、住民来庁前の事前準備を行う。

2. 住民基本台帳の記載変更

- 2-①. 住民から転居、世帯変更等の届出を受け付け、住民記録システムにより世帯・個人に関する各項目の修正を行う。
- 2-②. 住民記録システムにより個人・世帯に関する情報の職権修正又は入力内容に対する訂正等を行う。
- 2-3. 住民からの申請又は職権により新たな個人番号の指定を機構に請求し、機構が指定した個人番号を住民基本台帳に記載する。
- 2-4. 住民からの申請又は職権により、住民票コードの変更を行う。

3. 住民基本台帳の消除

- 3-①. 住民から転出、出国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を消除(住民票を消除)する。
- 3-② 実態調査、死亡届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民を消除する。
- 3-③. サービス検索・電子申請機能により住民から転出届を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を消除する。

4. 住民基本台帳の照会

4-① 住民記録システムにより住民を検索し、最新・過去時点の個人・世帯に関する情報の照会等、様々な用途に応じて住民基本台帳に関する照会を行う。

5. 証明書の発行

- 5-①. 住民からの交付申請等に基づき、住民記録システムにより住民票の写し等の各種証明書を交付する。
- 5-②. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を作成し、 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送信して交付する。

6. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携

6-① 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、更新された情報に基づき市町村CSの本人確認情報の更新等を行う。

7. 庁内の他の業務・システムとのデータ連携

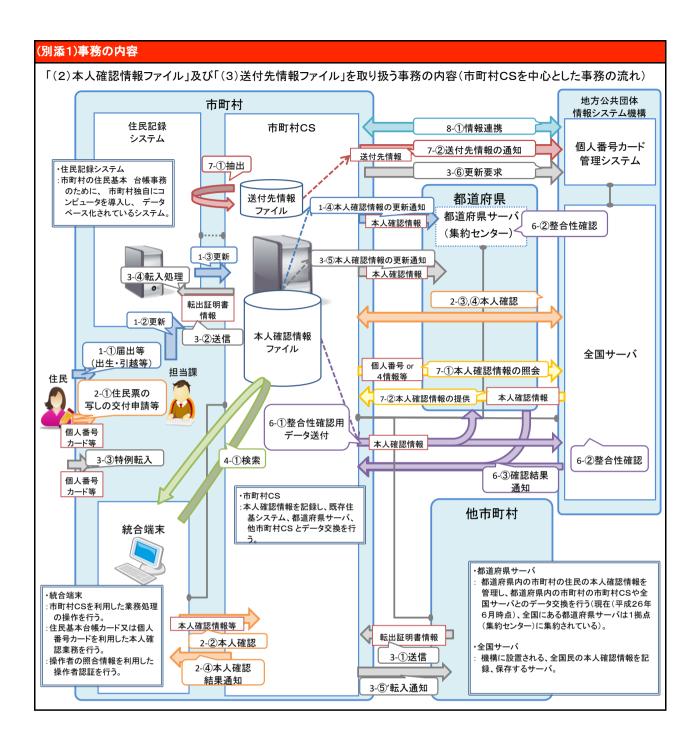
- 7-①. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、庁内の業務で必要となる住民票情報を他システムに連携する。
- 7-2. 住民票の記載に必要な情報について、住民記録システム以外のシステムから取得する。

8. 出入国在留管理庁への通知事項の作成

8-①. 外国人住民の異動が生じた際、出入国在留管理庁に送信する市町村通知の作成を行う。

9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録

9-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、団体内統合宛名等システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。



(備考)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報) を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-4.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 3-③ 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
- ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地 市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。
- 3-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村 へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新 要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索 の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-2.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

地域振興部戸籍住民課

1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 <選択肢> ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 1.000万人以上 新宿区の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除 ③対象となる本人の範囲 ※ 者 (という。)を含む。 住基法の規定に基づき、住民基本台帳を作成し、住民票の記載、消除又は修正をする必要があるた その必要性 め。 <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ④記録される項目 [50項目以上100項目未満] ∙識別情報 [O] 個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 []地方税関係情報]健康•医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 [〇] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 [〇]年金関係情報] 学校·教育関係情報] 災害関係情報 [〇]その他 (戸籍に関する情報、外国人住民に係る情報) 区域内に居住する住民に関する居住関係の公証及び適正な管理を図ることで、住民の利便を増進 することを目的として保有する。ただし、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢 その妥当性 者福祉関係情報及び年金関係情報については、他の所管課が保有している情報を必要な範囲で参照 している。 全ての記録項目 別添2を参照。 ⑤保有開始日 平成27年7月6日

3. 特定	個人情報	の入手・	使用	
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人	
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (介護保険課、子ども家庭課、医療保険年金課、) 高齢者医療担当課	
			[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、) 出入国在留管理庁	
			[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村)	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
@ z			[]電子メール []専用線 [🔾]庁内連携システム	
②入手方	法		[]情報提供ネットワークシステム	
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、) サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	
③入手の)時期・頻度	Ę	住民基本台帳に係る届出または通知がなされた都度入手する。	
④入手に係る妥当性		生	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民からの申請等を受けた上で、住民に関す 情報を新たに住民基本台帳に記録する必要がある。	る
⑤本人~	の明示		住基法第7条第8号の2において個人番号が住民票の記載事項として明示されている。	
⑥使用目	1的 ※		住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当区の区域内の全ての住民の情を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民票に記載されている住民全員記録を常に正確に更新・管理・提供することができるようにする。	
変更の妥当性		当性	_	
	使 ※	用部署	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所	
⑦使用の		用者数	<選択肢>	
			・住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた場合、住民基本台帳情報を変更または新規作成するとともに、本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)の更新情	
			報を当区CSへ送信する。	1
⑧使用方	法 ※		・申請または届出があった場合、申請者または届出者の本人確認のため、申請書または届出書の 記載内容と住民基本台帳情報を照合する。	
			・住民その他の住民票の写しの交付を請求できる者から請求があった場合、住民基本台帳情報をも とに当該住民に係る住民票の写し等を発行する。	J
			・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等	
情報の突合 ※			・住民票の異動届出等の際、本人確認書類の提示を受け、異動届出書の内容や転出証明書などの 添付書類の内容と突合する。	
		全 ※	・住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた際に、職員にて個人番号、4情報、住民票コードをもとに検索することにより突合する。	
			・申請者を確認するために住民記録システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	
	情報の統 ※	計分析	個人に着目した分析・統計は行わず、区政の基礎資料とするための人口統計、事務処理実績確認 ための帳票発行枚数統計等のみを行う。	ぱの
権利利益に影響を与え得る決定 ※			該当なし。	
⑨使用開始日			平成27年7月6日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		住民異動届出に係る記載事項等の入出力業務	
①委託内容		住民記録システムにて行う住民異動届等の入力、証明書及び帳票等の発行に関する事務	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。・住民基本台帳に記録されている項目を入出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)	
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		アルティウスリンク株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
	8再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2		住民票の写し等の郵送請求処理業務
①委託内容		郵送で住民票の写し等の請求があった場合の発行及び請求先への送付に関する事務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。・住民基本台帳に記録されている項目を出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)
⑤委詞	モ	・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委 詞	托先名	アルティウスリンク株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
禾红	9再委託事項 東西2	
	事項3	証明書自動交付システムの運用保守
	托内容	証明書自動交付システムの運用及び障害対応 <選択肢>
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲 	[特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	 証明書自動交付システムの運用及び障害対応を行う必要があるため委託している。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
	9再委託事項	証明書自動交付システムの運用保守の一部

委託事項4		標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守
①委託内容		標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	住民記録システムの運用及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であり、 安全かつ効率的な運用を実現するために委託している。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)
⑤委詰	毛先名の確認方法	・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委 詞	托先名	富士通Japan株式会社
	⑦再委託の有無 ※	< <u>選択肢></u> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
	9再委託事項	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守の一部
5. 犋	- 持定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供·	移転の有無	[○] 提供を行っている (60)件 [○] 移転を行っている (55)件 [] 行っていない
提供	先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者
①法令	令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務(別紙1のとおり)
③提供する情報		住民票関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法		[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度		情報照会者による情報提供ネットワークを通じた住民票関係情報の提供の照会があった都度

提供先2	教育委員会事務局学校運営課(番号法において個人番号の利用可能な事務を行う区の他の実施機 関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給 付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	【]情報提供ネットワークシステム
⑦時期·頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を 行う都度
提供先3	教育委員会事務局学校運営課(新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」という。)において個人番号の利用可能な事務を行う区の他の実施機関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 []その他 (住民記録システムの参照
⑦時期·頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を 行う都度

移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)	
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項	
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。	
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	[〇]庁内連携システム []専用線	
6 移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
○ (多 #4.7.7) 法	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (住民記録システムの参照)	
⑦時期·頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を 行う都度	
移転先2	・新宿区番号条例 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)におい て個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙3のとおり)	
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項	
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。	
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	[〇]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⊘19∓47]	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (住民記録システムの参照)	
⑦時期·頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を 行う都度	

6. 特定個人情報の保管・消去 <当区における措置> ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。 ・サーバ室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバ室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバ室には耐震対策・防火措置等を講じる。 ・サービス検索・電子申請機能から入手した申請データは、イントラネットファイルサーバの重要情 報専用フォルダに保管し、正当な閲覧権限を持った職員以外の閲覧を制限する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサ -バー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックア ップもデータベース上に保存される。 ①保管場所 ※ <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウ ド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業 者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バック アップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に 保存される。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3)2年 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 Γ 20年以上 1 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない ②保管期間 住民基本台帳に記載されている者は、転出等により住民票が消除されるまで保管するため、期間の その妥当性 定めはない。なお、住基法施行令第34条第2項(保存)により、消除された住民票はその消除された日 から 150年間保存するものとされている。 <当区における措置> ・住民基本台帳ファイルに記録されたデータのうち、住民票の消除後150年を経過したデータを住 民記録システムにて判別し、消去する。 ・イントラネットファイルサーバの重要情報専用フォルダに保管した申請データは、窓口や郵送により 申請された書類の廃棄と同様に、保管期間の経過後に速やかに消去する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラット フォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者に おいて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全 に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー タは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報 ③消去方法 を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデー タの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがっ て確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラ ウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並 びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <申請管理システム> ・連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速 やかに完全消去する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされ ないよう、クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ 消去の証明書を発行する。

7. 備考

<特定個人情報の保管・消去に関する記載>

コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から完全に消去される。

(別紙	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務				
項番	提供先	提供先における用途	提供する情報		
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの(次条とは、主務省令第3条をいう。)			
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条 で定めるもの	住民票関係情報		
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条 で定めるもの	住民票関係情報		
5	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うことと された船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	住民票関係情報		
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	住民票関係情報		
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	住民票関係情報		
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事 務であって第15条で定めるもの	住民票関係情報		
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	住民票関係情報		
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事 務であって第22条で定めるもの	住民票関係情報		
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	住民票関係情報		
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第 39条で定めるもの	住民票関係情報		
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又 は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	住民票関係情報		
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	住民票関係情報		
53		公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営 住宅をいう。第55条において同じ。)の管理に関する事務であっ て同条で定めるもの	住民票関係情報		
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の 支給に関する事務であって第59条で定めるもの	住民票関係情報		
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給 に関する事務であって第60条で定めるもの	住民票関係情報		

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
59	文部科学大臣又は都道府県教育 委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61 条で定めるもの	住民票関係情報
63	都道府県教育委員会又は市町村 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	住民票関係情報
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務で あって第67条で定めるもの	住民票関係情報
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	住民票関係情報
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって第71条で定めるもの	住民票関係情報
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	住民票関係情報
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第 77条で定めるもの	住民票関係情報
76	住宅地区改良法第二条第二項に規 定する施行者である都道府県知事 又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で あって第83条で定めるもの	住民票関係情報
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務 であって第85条で定めるもの	住民票関係情報
84	地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	住民票関係情報
86	市町村長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	住民票関係情報
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で 定めるもの	住民票関係情報
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養 手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	住民票関係情報
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手 当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97 条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定 めるもの	住民票関係情報
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で 定めるもの	住民票関係情報
106	市町村長(児童手当法第十七条第 一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 であって第108条で定めるもの	住民票関係情報
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	住民票関係情報

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付 又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で 定めるもの	住民票関係情報
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって 第114条で定めるもの	住民票関係情報
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	住民票関係情報
118	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険 給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの	住民票関係情報
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号) 第18条第2項に規定する賃貸住宅 の建設及び管理を行う都道府県知 事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅 の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	住民票関係情報
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。) 附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	住民票関係情報
130	平成八年法律第八十二号附則第 三十二条第二項に規定する存続組 合又は平成八年法律第八十二号 附則第四十八条第一項に規定する 指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	住民票関係情報
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	住民票関係情報
136	都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定めるもの	住民票関係情報
137	都道府県知事又は保健所を設置す る市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給 に関する事務であって第139条で定めるもの	住民票関係情報
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	住民票関係情報
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に よる学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定め るもの	住民票関係情報
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	住民票関係情報
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に 関する事務であって第146条で定めるもの	住民票関係情報

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
149	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の 特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付 又は給付の支給に関する事務であって第151条で定めるもの	住民票関係情報
150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの	住民票関係情報
151	文部科学大臣、都道府県知事又は 都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第 18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条 で定めるもの	住民票関係情報
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	住民票関係情報
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	住民票関係情報
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者 支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	住民票関係情報
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の 支給に関する事務であって第160条で定めるもの	住民票関係情報
160	公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	住民票関係情報
	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成 19年3月28日付け国住備第160号国 土交通省住宅局長通知)第2条第9 号に規定する地域優良賃貸住宅 (公共供給型)又は同条第16号に規 定する公営型地域優良賃貸住宅 (公共供給型)の供給を行う都道府 県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理 に関する事務であって第165条で定めるもの	住民票関係情報
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	住民票関係情報
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	住民票関係情報
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	住民票関係情報

番号法第9条 別表第1項番	移転先	移転先における用途
7	保健予防課保健センター	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児み所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児み所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障害者福祉課 保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	子ども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健予防課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	障害者福祉課	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で 定めるもの
12	障害者福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保健予防課保健センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で 定めるもの
15	生活福祉課 保護担当課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	税務課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理 に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	地域福祉課	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	医療保険年金課	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	医療保険年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	障害者福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	住宅課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の 管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関 する事務であって主務省令で定めるもの
36 0 2	危機管理課	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災 証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子ども家庭課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
40	地域福祉課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
41	高齢者支援課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの
42	障害者福祉課	戦傷病者特別援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているも の又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの

番号法第9条 別表第1項番	移転先	移転先における用途
46	子ども家庭課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
47	障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者 手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	地域福祉課	戦没者等の遺族に対する特別用慰金支給法による特別用慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	健康づくり課 保健センター	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康 手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の 給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援セン ターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	地域福祉課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
53	地域福祉課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
56	子ども家庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	高齢者医療担当課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
61 の 2	住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの
64	保健予防課各保健センター	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	保健予防課 各保健センター	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
68	介護保険課 地域包括ケア推進課 高齢者支援課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
69	危機管理課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
70	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康づくり課 保健センター	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	保育課 保育指導課 子ども家庭支援課 健康づくり課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
98	保健予防課 各保健センター	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
101	総務課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務			
新宿区番号条例 別表 区長の項 事務の欄	移転先	移転先における用途	
1	障害者福祉課	心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
3	介護保険課	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務で あって新宿区規則で定めるもの	
4	生活福祉課 保護担当課	相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
5	保育指導課 こども園 子ども総合センター 保健予防課	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
6	住宅課	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
7	高齢者医療担当課	葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	
東京都番号条例 別表第一 知事の項 事務の欄	移転先	移転先における用途	
1	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	
2	保健予防課保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎にり患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	
3	障害者福祉課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの	
4	保健予防課保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通 院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	
5	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の 医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満] 2) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 1.000万人以上 新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 を指す。) ③対象となる本人の範囲 ※ ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が消除(死亡による消除を除く。)されたもの(以下「消 除者」という。)を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイ その必要性 ル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に 正確に更新・管理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 Γ 10項目以上50項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ∙識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) 「〇〕その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報] 地方税関係情報 []健康•医療関係情報 〕医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 []年金関係情報] 学校•教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () Γ 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 その妥当性 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 全ての記録項目 別添2を参照。 5保有開始日 平成27年7月6日 ⑥事務担当部署 地域振興部戸籍住民課

3. 特定	個人情報の入手・	使用
		[]本人又は本人の代理人
@1.T- W		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	*	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[〇] その他 (自部署)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1 = +	>+	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方	法	[]情報提供ネットワークシステム
		[〇]その他 (住民記録システム)
③入手の	時期•頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に	係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334
		号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。
⑥使用目	的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に 正確に更新・管理・提供する。
	変更の妥当性	_
0.11 = -	使用部署	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
⑦使用の	主体 使用者数	<選択肢>
		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。
⑧使用方	法 ※	・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。
		・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 ファイルの検索を行う。
		・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
情報の突合 ※		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 <mark>※</mark>	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月6日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件		
委託	事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運営に係るシステムエンジニアリング業務		
①委詰		システム運用保守、問い合わせ・障害対応		
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一		
	その妥当性	特定個人情報ファイルの適正運用を図るため、システムが正しく安定稼働できるよう、システムの運 用保守、問い合わせ・障害対応について委託している。		
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)		
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認することができる。		
⑥委託先名		富士通Japan株式会社		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
担供 投票 0 十年	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件
提供・移転の有無	[] 行っていない
提供先1	東京都
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・新宿区より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に東京都知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、旧氏、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎担供士 注	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2	東京都及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と東京都知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、旧氏、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
O WE IS A STATE OF	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	必要に応じて随時

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先におけ	る用途		
③移転する情報	ž		
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな		
		[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
@19#4/J/A		[] フラッシュメモリ [] 紙	
		[]その他 ()	
⑦時期·頻度			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		・Ⅱ (1)住民基本台帳ファイル6. ①の記載と同じく、サーバ室で厳重に保管している。 ・サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要となる。	
	期間	<選択肢>	
②保管期間	その妥当性	住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管するため 間が定められていない。 なお、住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基 本台帳法施行令第34条第2項に定める期間(150年間)保管する。	
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考			
_			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

(の) 込む 元 1月 取 ノアイ ル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢>			
②対象となる本人の数	 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			
③対象となる本人の範	田 ※ 新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 を指す。)			
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。			
④記録される項目	<選択肢>			
主な記録項(・識別情報			
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。			
全ての記録	77. TO THE THE TO THE T			
⑤保有開始日	平成27年10月5日			
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課			

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
			[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			[O]その他 (自部署)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメ	モリ
②入手方	法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
	1/4		[]情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (住民記録システム)
③入手の	時期∙₺	頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	0
④入手に	:係る妥	当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がまた、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにお子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人へ	の明示	ŧ	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する による。	事務)
⑥使用目	的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理するに基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の	の妥当性	_	
		使用部署 <mark>※</mark>	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所	
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	満
⑧使用方法 ※			住民記録システムにより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付月等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番ドに関し機構が処理する事務))に基づいて行う機構に対し提供する。(住民記録システム→市田又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	号カー
情報の突合 ※		の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であること認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	
情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を 与え得る決定 ※		の統計分析	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。	
			該当なし。	
⑨使用開始日			平成27年10月5日	_

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステム運営に係るシステムエンジニアリング業務			
①委託内容		システム運用保守、問い合わせ・障害対応			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一			
	その妥当性	特定個人情報ファイルの適正運用を図るため、システムが正しく安定稼働できるよう、システムの運 用保守、問い合わせ・障害対応について委託している。			
③委言	それにおける取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)			
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認することができる。			
⑥委託先名		富士通Japan株式会社			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件
		[] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	ľ	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務))
②提供先におけ	る用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務))基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	ł	「2. ④記録される項目」と同一
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[] フラッシュメモリ [] 紙
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度		個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
6. 特定個人物	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		・Ⅱ (1)住民基本台帳ファイル6. ①の記載と同じく、サーバ室で厳重に保管している。 ・サーバへのアクセスはID/照合情報による認証が必要となる。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 4)3年 5)4年 6)5年 [1年未満] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する 仕組みとする。
7. 備考		
_		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

1. 氏名、2. 旧氏、3. 生年月日(和暦)、4. 性別、5. 世帯主の氏名及び世帯主との続柄、6. 世帯主である旨(世帯主である場合)、 7. 戸籍の表示(本籍・筆頭者)、8. 住民となった年月日、9. 住所(方書を含む。)、10. 住所を定めた年月日、11. 届出の年月日、1 2. 転入前住所(国外を含む。)、13. 個人番号、14. 選挙人名簿への登録の有無、15. 国民健康保険の被保険者該当の有無、資 格取得・喪失年月日、16.後期高齢者医療の被保険者該当の有無 資格取得・喪失年月日、17.介護保険の被保険者該当の有 無、資格取得・喪失年月日、18. 国民年金の被保険者該当の有無 基礎年金番号 種別 種別の変更があった年月日 資格取得・ 喪失年月日、19. 児童手当の受給開始・終了年月、20. 住民票コード、21. 消除事由、22. 転出先住所(予定)、23. 事由の生じた 年月日、24. 宛名番号、25. 世帯番号、26. 世帯員の並び順、27. 異動履歴として管理する各項目(異動者・異動事由として管理す る項目(記載の事由・消除の事由・修正の事由))・異動日・処理日・届出日・申出日・通知日・請求日・入力場所・入力端末名・留意事 項)、28. 住民状態、29. 住民種別、30. 証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・証明書の種別・交付区分・記 載事項・枚数・発行番号・発行端末名、操作者ID・処分情報)、31. 抑止フラグ、32. 備考、33. メモ、34. 氏名のフリガナ、35. 氏名 のフリガナ確認フラグ、36. 旧氏のフリガナ、37. 旧氏のフリガナ確認フラグ、38. 住所コード、39. 住所の郵便番号、40. 転入前住 所の住所コード及びその郵便番号、41. 最終登録住所地、42. 個人番号カードの発行状況、43. 成年被後見人の該当有無、44. 成年被後見人の審判確定日、45. 成年被後見人の登記日、46. 成年被後見人である旨を知った日、47. 改製記載年月日、48. 再 製記載年月日、49. カード用署名用電子証明書シリアル番号、50. カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号、51. 転出先住 所(確定)、52. 届出の年月日、53. 転入通知年月日、54. 転出年月日(確定)、55. 改製消除年月日、56. 転出先住所(予定)の住 所コード及びその郵便番号、57. 転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号、58. 旧世帯主、59. 氏名(ローマ字)、60. 氏 名(漢字)、61. 通称、62. 通称を記載した年月日、63. 通称を記載した市区町村、64. 通称を削除した年月日、65. 通称を削除し た市区町村、66. 生年月日(西暦)、67. 外国人住民となった年月日、68. 国籍・地域、69. 法第30条の45の表に規定する区分ごと の事項(中長期在留者である旨・在留資格・在留期間・在留期間の満了の日・在留カードの番号・特別永住者である旨・特別永住者証 明書の番号・一時庇護許可者である旨・上陸期間・仮滞在者である旨・仮滞在期間・出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨)、 70. 通称のフリガナ、71. 通称のフリガナ確認フラグ、72. 通称を記載した市区町村コード、73. 通称を削除した市区町村コード、74. 氏名のカタカナ表記、75. 住居地の届出の有無、76. 法第30条の46転入である旨、77. 法第30条の47届出である旨、78. 氏名 優先区分、79. 特別永住者証明書交付年月日、80. 特別永住者証明書有効期限、81. 支援措置申出者情報(申出者に関する項目 (氏名・生年月日・住所(支援措置対象住所)・連絡先(電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等)・申出者の状況・支援を求める事 務及び住所等・転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務)(加害者に関する項目(氏名・生年月日・住所・その他)) (併せて支援を求める者に関する項目(氏名・生年月日・申出者との関係・支援を求める事務及び住所等))、82. 支援措置に関する その他項目(申出者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支 援措置対象住所の住所種別))(加害者に関する項目(性別・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及 び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援を求める事務・支援措置対象住所の住所種別))、83. 転 送情報(転送先市区町村・転送年月日・支援措置申出書の受付年月日・申出者への連絡年月日・当初受付市区町村)、84. 支援措 置の期間(支援措置の開始年月日・終了年月日)、85. 仮支援措置(仮支援措置の有無・仮支援措置の開始年月日・終了年月日)、 86. 送付先住所、87. 送付先氏名

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所住所項目長、21. 交付場所郵便番号、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 法第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・サービス検索・電子申請機能において、届出できる者の要件を明示・周知し、本人及び届出に関係する者以外の情報の入手を防止する。 ・届出書の内容をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。		
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・サービス検索・電子申請機能による届出においては、画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・届出書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては住民基本台帳事務と関連しない項目を登録することができない。 		
その他の措置の内容	_		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・届出書/申請書の様式に各届出書/申請書の題名を明示し、届出/申請を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・サービス検索・電子申請機能から申請データを送信する際は、署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の 提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を 受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信する際に個人番号カードの署名用電子証 明書による電子署名を付すこととなり、区は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施するこ とにより本人確認を実施する。		
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード(通知カード所有者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には、個人番号カード(通知カード所有者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。		
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、届出/申請等の様式の行政側使用欄にサインさせる。		
その他の措置の内容	特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、訂正内容等の記録を残し、法令等により定められた期間保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

リスク	4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容		・届出/申請の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・届出/申請の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。 ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。 ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 十分である
特定個]人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		
3. 特	定個人情報の使用	
リスク1	1: 目的を超えた紐付け	・、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名シ置の内	ステム等における措容	・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。
	使用するその他のシ こおける措置の内容	住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。
その他	の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	(選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーザ	認証の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	具体的な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、ユーザIDによる識別とパスワード及び顔認証等の多要素による認証を実施する。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。
アクセ: 管理	ス権限の発効・失効の	
	具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・アクセス権限を失効させたことにつき、記録を残す。
アクセ	ス権限の管理	<選択肢> [行っている]
	具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/失効の結果を突合している。
特定個	人情報の使用の記録	<選択肢> こ録を残している
	具体的な方法	・住民基本台帳ファイルを扱うシステムについて、誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴 (操作ログ)を7年間保管する。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、イントラネットシステムへのアクセスログ、操作ロ グの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。
その他	の措置の内容	
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
・職員及び委託先に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録することで、不正な複製の抑止をしている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり住民基本台帳情報を表示させない。
- ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。
- ・窓口に設置された統合端末及びホストコンピューターのディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないよう にする。
- 住民基本台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付し、委託業務等において個人情報 が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、履行前(契約締結時等)及び履行期間中に確認 する。		
特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない		
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧/更新を行わせない。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない		
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない		
委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。		
委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の 取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。		

特定個	固人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢> [定めている] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている] 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	例外的に再委託を許可する場合は、区と委託先との契約書に付す特記事項により、再委託における 取り決めを規定し、再委託先に対して、委託先と同様の措置を取ることを義務付けている。
その他の措置の内容		契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定(固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットリークンステムを通じた提供を除く。)			
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 2)記録を残していない 1)記録を残している 2)記録を残していない		
具体的な方法	庁内のシステムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、その記録は7年間保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。		
その他の措置の内容	 ・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。・提供/移転前に、提供/移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク3: 誤った情報を提供	・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民記録システムにおける入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、あらかじめ定められた提供・移転先のみにしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置			

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	- 人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける・情報提供機能(※)により、情報提供提供表ットワークシステムから入手可用照合リストに基づき情報連携が施している。・情報提供機能により、情報提供許可容に対応した情報を自動で生成している。・特に慎重な対応した情報を自動で生成している。・特に慎重な対応が求められる情報設定し、特定個人情報の提供を行ってづな特定個人情報が正に提付でする特定個人情報が正に提付でトを実施した職員、時刻、操作内適切なオンライン連携を抑止する付代、情報提供ネットワークシステムを付う機能	共ネットワークシステムにおける照し、中間サーバーにも格納して、が認められた特定個人情報の提付・トワークシステムに情報提供を行いと情報照会者へたどり着くためて送付することで、特定個人情報については自動応答を行わない。 で際に、送信内容を改めて確認し、 はされるリスクに対応している。 理機能では、ログイン時の職員認 容の記録が実施されるため、不過 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	情報提供機能により、照会許供の要求であるかチェックを実行う際には、情報提供ネットの経路情報を受領し、照会内が不正に提供されるリスクにように自動応答不可フラグを、提供を行うことで、センシの証の他に、ログイン・ログア適切な接続端末の操作や、不
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクに対する措置の内容	(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能		
	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	【		
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能		
リスクへの対策は十分か	[+分である] <選択肢> (選択肢) 1) 特に力を入れている 2) 十分である		
####### -	3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
<mark>⑤物理的対策 </mark>			

7/15	ックアップ	[十分に行	テっている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい	て行っている いない	2) 十分に行	っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に彳	うっている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい	て行っている	2) 十分に行	っている
⑨過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
⑩死者	者の個人番号	[保管l	ている]	<選択肢> 1)保管している	2	!) 保管していな	い
	具体的な保管方法		是基本台帳に 固人番号と同			O年間は除住民票と	して管理する	こととなるため、	生存する個
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)課題が残される		!) 十分である	
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク									
リスクに対する措置の内容		ルへ(の正	の入力、削除 確な記録を確	および修 【保するたる	Eを行い、そ めの措置)及	記定される届出及び記 その内容を確認してし なび住基法第34条(基本台帳ファイルの「	ハる。また、住 調査)の規定	基法第14条(住 に基づき、居住	民基本台帳
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	ている 2 ている	!) 十分である	
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク								
消去	手順	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2	!) 定めていない	1
	手順の内容	シス 特定(<ガ/ デー	固人情報につ ベメントクラウ	管期間の紹 ついては、イ がにおける なされない	呆存期間の る措置> よう、クラウ	で個人情報を一括して 経過後、溶解、焼却 ド事業者において、 去する。	、細断等によ	り廃棄する。	
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される		!) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<コンビニ事業者等における措置>

- ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、 証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容
- の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。
- ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書等により従業員の不正行為を禁止する。
- ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

(2)本人確認情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	本人確認情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。				
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システムのデータに限定する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人性	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク				
届出/申請の窓口において個人番号カードの提示、通知カード所有者にあっては通知カード及び運 大手の際の本人確認の措置 転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその の内容 者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別 事項等と参照した上、本人確認を行う。					
個人番号の真正性確認の措 置の内容	本人の氏名、生年月日、住所、男女の別を住民記録システムや市町村CSに入力して検索を行い、 そこに記録されている個人番号が本人等から提示された個人番号と同じかどうかチェックする。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・住民記録システムに誤った特定個人情報が入力されることのないよう、システムへの入力作業と確認作業をそれぞれ別の職員に行わせるようにする。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規程に基づいて管理し、保管する。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク	74: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
		・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※1)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。
117	ファ 対する世界の内容	・市町村CS及び統合端末(※2)を使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手のひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。
リスクに対する措置の内容		※1:市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 ※2:市町村CS、カード管理システム及び公的個人認証システムの機能を備えた端末。
リスク	7への対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定	個人情報の入手(情報提	提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		
3. 🛊	寺定個人情報の使用	
リスク	71: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名電の内	システム等における措 内容	市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その	他の措置の内容	
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ュー	ザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	具体的な管理方法	市町村CS及び統合端末を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとの職員IDと職員の手のひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。
アクt 管理	セス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	(1)ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。
	共体的は自生力法	(2)失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。
アクも	セス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定	個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	・ログインした際の操作した職員の職員番号と操作者IDを記録している。 ・操作ログは7年間保存している。
その	他の措置の内容	_
リスク	7への対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 (選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。			
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・窓口に設置された統合端末の	て、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 画面のハードコピーの取得はできない仕組みとなっている。			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託 []委託しない			
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク				
情報保護管理体制の確認	区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付し、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、履行前(契約締結時等)及び履行期間中に確認する。			
特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 2)制限していない 2)制限していない			
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧/更新を行わせない。			
特定個人情報ファイルの取 扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない			
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。			
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない			
委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。			
委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の 取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。			
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の			
/A	ルールの選択に対いては、委託ル(区)が必要と認める場合は、委託元に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。			

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている] 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含むデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・変託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<選択肢> 「 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
_	

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワ-	ークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法	操作者等)をシステム上で管	4情報等)の提供・移転を行う際に、提供 理し、7年分保存している。なお、システ められなかった場合についても記録をタ	・ム上、提供・移転に係る処理を	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている	<選択肢>] 1)定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		tCSの間の通信は、相互認証を実施し いことがシステム上担保されている。	ているため、認証できない相手方	
その他の措置の内容	サーバ室への入室は職務」	上必要がある者に限られている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		**		
リスクへの対策は十分か	[十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 誤った情報を提供・	・移転してしまうリスク、誤った木	相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	する。 また、本人確認情報に変更 クや論理チェック(例えば、ま 合や、転居を異動事由とす ラーとする)がなされた情報	定された検索条件に基づき得た結果を対 が生じた際には、市町村CSへの登録時 現存する住民に対して転入を異動事由の る更新の際に住所以外の更新が行われ を通知することをシステム上で担保する	特点での項目のフォーマットチェッ とする更新が行われようとした場 れようとした場合に当該処理をエ	
		≥市町村CSの間の通信では相互認証を されないことがシステム上担保される。	実施するため、認証できない相	
リスクへの対策は十分か	[十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置				
Í				

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク	ל		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない		
②安全管理体制		[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
③安全	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職 員への周知		[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない		
⑤物理	里的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な対策の内容	・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ 指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。		
⑥技術的対策		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な対策の内容	・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・統合端末のOSには随時パッチ適用を実施している。 ・Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル7. ⑥の記載と同じく、クラウド事業者で措置を講じる。		
7/15	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
施機関	53年以内に、評価実 において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> (選択肢> 2)発生なし		
	その内容	_		
	再発防止策の内容	_		
⑩死者の個人番号		[保管している <選択肢> 1)保管している 2)保管していない		
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。		
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容		住民記録システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。				
リスクへの対策は十分か		【				
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順		[定めている] 〈選択肢〉] 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。				
その他の措置の内容		_				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	送付先情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。					
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住民記録システムのデータに限定する。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	届出/申請の窓口において個人番号カードの提示、通知カード所有者にあっては、通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。					
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を 適切に取得できることを、システムにより担保する。					
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。					
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※1)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。						
	・市町村CS及び統合端末(※2)を使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手のひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。						
	※1:市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 ※2:市町村CS、カード管理システム及び公的個人認証システムの機能を備えた端末。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

_

3. 特定個人情報の使用

O. 1	3. 特定個人情報の使用							
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措 置の内容 市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。								
庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者がを接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)								
その化	他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	12: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	市町村CS及び統合端末を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとの職員IDと職員の手のひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。						
アクt 管理	zス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない						
	具体的な管理方法	(1)ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 (2)失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。						

アクセ	ス権限の管理	[行	っている]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・不正ア		分析するため			おいてアプリケーションの操作履歴の	တ
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を列	見している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的な方法			うシステム(引保存してし		₹(操作ログ)を記録する	5.	
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	vる 2) 十分である vる	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用する	リスク					
リスク	に対する措置の内容			覆歴(操作口 員への研修		事務外利用の禁止等に	について指導する。	
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい		
リスク	4: 特定個人情報ファイ	(ルが不፤	Eに複製さ	れるリスク	,			
リスク	に対する措置の内容					以外、情報の複製は行 いよう、職員・委託先等		
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてい		
特定值	固人情報の使用における	るその他の	りリスク及	びそのリス	クに対する	措置		
•窓口	リーンセーバ等を利用してに設置された統合端末の 先情報が表示された画面	りディスプ	レイをの	ぞき見防止	フィルター	により来庁者等の目に	触れないようにする。	
4. 特	宇定個人情報ファイル	の取扱し	ハの委託				[] 委託しない	
委託 委託	たによる特定個人情報のたによる特定個人情報のたによる特定個人情報のたによる特定個人情報の対終の不正な使用とに関するリスク) 不正な抗)保管・消	是供に関す 去に関す	るリスク	「るリスク			
情報係	保護管理体制の確認					ていることを、履行前(を付し、委託業務等において個人情 契約締結時等)及び履行期間中に配	
	固人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限し	ている]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない	
	具体的な制限方法						閲覧/更新を行わせない。	
特定(扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[記録を殖	見している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	

操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。

具体的な方法

特定值	固人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。				
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。				
特定值	固人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 2)定めていない 2)				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢> [定めている] 1)定めている 2)定めていない				
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・ずータ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。				
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [再委託していない] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)再委託していない				
	具体的な方法					
その作	也の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定值	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-						

5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託	や情報提供ネットワー	ークシステ.	ムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	が行われる	るリスク				
特定(の記録	固人情報の提供・移転 ҟ	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 蓜	!録を残していない
	具体的な方法	操作者等	等)をシステム上で管	理し、7年分	の提供・移転を行う際に、1 分保存している。なお、シス いった場合についても記録	ステム上、提供	
	固人情報の提供・移転 ⁻ るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	どめていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法)と市町村CSの間の通信 されないことがシステム」		
その作	也の措置の内容	サーバ	「室への入室は職務 ₋	上必要があ	る者に限られている。		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		-分である
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が	が行われるリスク				
リスク	に対する措置の内容	証できな	い相手先への情報の	の提供はな)と市町村CSの間の通信 されないことがシステム上 が残される仕組みを構築	上担保される。	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転して	しまうリスク、誤った村	相手に提供	・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		システ 理シス	情報を提供・移転して ム上、住民記録シス・ テムに提供することを 相手に提供・移転して	テムから入 を担保する	手した情報の内容に編集 。	を加えず、遃	i切に個人番号カード管
		相手方	(個人番号カード管理	理システム)と市町村CSの間の通信 なされないことがシステム		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
特定(する措		委託や情	報提供ネットワークシ	ノステムを通	通じた提供を除く。)におけ	るその他の!	ノスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク	7		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してし	まうリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその	リスクに対する措置	

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅	失・毀損リス	ク				
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機關	関ではない]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守し 3)十分に遵守していない		十分に遵守している 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整	怪備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備し 3) 十分に整備していない		十分に整備している
③安全	≧管理規程	[十分に整	怪備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備し 3) 十分に整備していない	ている 2)	十分に整備している
4安全員への	全管理体制・規程の職 周知	[十分に周	知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知し 3) 十分に周知していない		十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2)	十分に行っている
	具体的な対策の内容	指セセセセかサ限サ監によっように関している。	ン、指定した。 よリティ区域へ よリティ区域は よリティ区域は は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	者以外の者でいる。 本の入場にはる は入ったいのでは、 ないのでいのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ない	を入室され 管理、 管理、 記間者な 記間者な を 記場。 記場。 合 は る る る る る る る る る る る る る る る る る は る	作成し、入退室の記録を行っの度に鍵又は指紋認証等 が、対象を着用させている。 器等を設置する場所におい がつている。 、火災、水害、ほこり、振動 、火災、水害等災害が発生 については、施錠管理を行っ	っている。 で鍵を開けて ては、入退。 、温度、湿度	ている。 室の記録を行うほ 医等の影響を可能な 異常を知らせる自動
⑥技術	前的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2)	十分に行っている
	具体的な対策の内容	し、ウ ・振る舞 ・ネット	イルスをチェ 舞い検知型の ワークを通じ	cックするウィ ロコンピュータ こて悪意の第	イルスパタ マウイルス 三者が侵	づき、コンピュータウイルスタ マーンファイルを定期的に更 検出ソフトウェアにより標的 大しないよう、ファイアウォー に施している。	新する。 5型攻撃対策	後を講じる。
⑦バッ	クアップ	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2)	十分に行っている
⑧事故 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2)	十分に行っている
機関に	33年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生	生なし
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_						
10死者	音の個人番号	[保管して	いない]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管	管していない
	具体的な保管方法	ı						
その他	也の措置の内容	_						
リスク	リスクへの対策は十分か		十分で	҈ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +3	分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク									
リスク	に対する措置の内容	/連携す また、対 新宿区で	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成 /連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、 新宿区では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管 され続けるリスクは存在しない。						
リスク	スクへの対策は十分か								
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずり	いつまでも存在するい	スク					
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	手順の内容	システ	ム上、保管期間の経	過した特別	2個人情報を一括して消去する	る仕組みとする。			
その他	也の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後に市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得していない。									

Ⅳ その他のリスク対策※

14	ての他のリス	ノ
1. 監	査	
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法		<当区における措置> ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条(評価書の修正)に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会公表。以下「指針」という。)に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
		運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監3	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	<当区における措置〉・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 彼	業者に対する教育・	客発
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	<当区における措置> ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ 開示請求、問合せ

							
宇定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
	地域振興部 戸籍住民課						
求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。						
特記事項	代理人による請求があった場合は、本人との代理関係を確認するために戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。						
数料等	「無料] <選択肢> 1)有料 2)無料 (手数料額、納付方法: 開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要とな) る。						
人情報ファイル簿の公	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
個人情報ファイル名	住民基本台帳						
公表場所	新宿区役所本庁舎1階 地域振興部戸籍住民課						
合による特別の手続							
人情報ファイル簿への は等	_						
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
各先	地域振興部 戸籍住民課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号						
芯方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。						
	定個人情報の開示・ 対先 対方法 特記事項 数料等 人情報ファイル簿の公 個人情報ファイル名 公表場所 会による特別の手続 人情報ファイル簿への 等 定個人情報ファイル						

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報誌「広報新宿」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、区政情報センター、地域振興部戸籍住民課、総合政策部区政情報課、特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状態におく。
②実施日·期間	令和6年10月10日から令和6年11月8日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の)承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1 ①システムの名称	ョオ (住民情報ンステムの住民奉本宣帳関係事務 (左記の内容を制除)		指針に定める重要な変更に あたらない	
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[〇]その他(住基GWサーバ、証明書自動交付システム)	[〇]その他(証明書自動交付システム、申請 管理システム、在留カード等発行システム)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 4 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[O]その他(住基GWサーバ)	[]その他()	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム	システムの名称 住基GW(ゲートウェイ)サーバ	(左記の内容を削除し、以下の番号を繰り上げる。)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
		2. 利用者管理機能 住基GWサーバから送信された利用者証明 用電子証明書シリアル番号を、庁内連携シス テムを 経由して受信し、コンビニ交付サービ スの利用者を管理する機能 3. 障害時対策機能 住民記録システムの障害時に住民票の写 し、印鑑登録証明書を発行する機能	2. 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能 (削除)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ③他のシステムとの接続	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]その他(住基GWサーバ、中間サーバー)	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]その他(中間サーバー)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[〇]その他(申請管理システム)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム7 ①システムの名称	(右記の内容を新たに追加)	申請管理システム	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムフ②システムの機能	(右記の内容を新たに追加)	1 連携サーバ機能 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2 申請管理システム機能 連携サーバから連携された電子申請データを 参照する機能及び電子申請データを住民記録 システムに連携する機能	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム7 ③他のシステムとの接続	(右記の内容を新たに追加)	[〇]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 8 I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	3、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、1 3、15、20、28、37、39、48、53、57、58、	事後	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 9 別添1 事務の流れ 「住民基本台帳ファイル」を取 り扱う事務の内容	標準仕様書準拠システム移行前の事務の流れ	(左記の内容を削除)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 9 別添1 事務の流れ 「住民基本台帳ファイル」を取 り扱う事務の内容	(追加) 証明書自動交付システム	申請管理システム 証明書自動交付システム(コンビニ交付クラウド)	事前	指針に定める重要な変更に あたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 11 別添1 事務の流れ 「本人確認ファイル」及び「送 付先情報ファイル」を取り扱う 事務の内容	標準仕様書準拠システム移行前の事務の流 れ (左記の内容を削除) 事前		事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 14 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法		[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 14 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	(右記の内容を新たに追加)	・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 14 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の突合	(右記の内容を新たに追加)	・申請者を確認するために住民記録システムを 通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 15 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社	アルティウスリンク株式会社	事後	指針に定める重要な変更に あたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社	アルティウスリンク株式会社	事後	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	証明書自動交付システムの改修・保守	証明書自動交付システムの運用保守	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
		証明書自動交付システムの改修並びに同システムを構成する機器の定期点検及び障害対応	証明書自動交付システムの運用及び障害対応	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書自動交付システムの改修並びに機器の定期的なメンテナンス及び障害発生に備えた復旧作業人員等の迅速な手配などを安定的に行う必要があるため委託している。	証明書自動交付システムの運用及び障害対 応を行う必要があるため委託している。	事前	指針に定める重要な変更に あたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[〇]その他(システムの改修並びに同システムを構成する機器の点検及び障害対応のため、提供という形態を取らない。)		事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(右記の内容を新たに追加)	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	(右記の内容を新たに追加)	証明書自動交付システムの運用保守の一部	事前	指針に定める重要な変更に あたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの 移行・保守	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運 用保守	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの 移行及び運用保守	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運 用保守	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		住民記録システムの運用及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であり、安全かつ効率的な運用を実現するために委託している。	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③再委託事項	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの 移行及び運用保守の一部	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守の一部	事前	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(58)件	[〇]提供を行っている(60)件	事後	指針に定める重要な変更に あたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げる情報照会者	事後	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ①法令上の根拠	プアイル 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 まな		指針に定める重要な変更に あたらない	
	P. 17 I 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2で規定された事務(別紙1のとおり)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げる特定個人番号利用事務(別紙1 のとおり)	事後	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 20 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 個人情報の保管・消去 ①保管場所	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。	事前	指針に定める重要な変更に あたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 20 II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 個人情報の保管・消去 ③消去方法	(右記の内容を新たに追加) マコンビニ交付クラウドにおける措置 シャー・HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメン 事前		事前	指針に定める重要な変更に あたるため
	P. 21~24 (別紙1) 番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の 表に掲げる特定個人番号利 用事務	従前の(別紙1)を廃止し、右記の(別紙1)を新たに追加	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事 務	事後	指針に定める重要な変更に あたらない
	P. 45 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の保管・消 去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。	事前	指針に定める重要な変更に あたるため
	P. 46 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。	事前	指針に定める重要な変更に あたるため

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば「○」対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
	0	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス 提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	0	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し 速やかに状況報告をするよう指導する。
	0	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、 結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が あった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策	0	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導するとともに、個人情報データの持出しを禁止する。
【運用上の対策】	0	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第 三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	0	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	0	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。
	0	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
	0	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前 に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼 働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用してい ない時間帯(時間外・休日)に実施し、十分な検証を行う。
	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	0	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防 止する。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチ の適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の 攻撃から防御する。
開発等を委託する場合	\circ	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導 入及び最新のパターンファイルを適用する。
における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の 盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダヘアクセス権を設定するととも に、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備する。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にする。

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば「○」対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
	0	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、 クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供におけ る情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	0	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	0	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行っ たことの報告書を提出させる。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
開発等を委託する場合 における委託先に行わ せる情報保護対策	0	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、区の管理(申請、承認、記録)に従わせる。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に実施させるとともに、個人情報データの持出しを禁止させる。
【運用上の対策】	0	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第 三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	\circ	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使わせる。
	0	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。
	0	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。
	0	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前 に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼 働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用してい ない時間帯(時間外・休日)に実施させ、十分な検証を行させる。
	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	0	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを 防止させる。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチ の適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各 種の攻撃から防御させる。
開発等を委託する場合	0	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導 入及び最新のパターンファイルを適用させる。
における委託先に行わ せる情報保護対策	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の 盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
【システム上の対策】	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダヘアクセス権を設定させるとと もに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させ る。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備させる。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にさせる。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば「○」対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
	0	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス 提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
区が行う情報保護対策	0	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し 速やかに状況報告をするよう指導する。
【運用上の対策】	0	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、 結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が あった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	0	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチ の適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の 攻撃から防御する。
C7 / \$/ > \± +D /D =# +\ /r/r	0	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導 入及び最新のパターンファイルを適用する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の 盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するととも に、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアク セスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備する。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば「○」対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	0	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、 クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供におけ る情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	0	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対 し速やかに状況報告をさせる。
	0	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が あった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	0	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを 防止させる。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチ の適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各 種の攻撃から防御させる。
	0	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導 入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の 盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダヘアクセス権を設定させるとと もに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させ る。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備させる。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	0	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	0	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先 に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	\circ	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	0	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	0	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付して データを暗号化する。また、電磁的媒体(DVD-R等)とパスワード通知書の 受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡し で行うよう指導する。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取 扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにす る。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	0	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体(DVD-R等)、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、 委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が あった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	0	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	0	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導 入及び最新のパターンファイルを適用する。
	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の 盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダヘアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備する。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」・対策の必要がない場合は「一」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	0	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	0	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託 先に対し速やかに状況報告をさせる。
	\circ	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	0	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	0	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体(DVD-R等)とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日 時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるよ うにさせる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	0	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体(DVD-R等)、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	0	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	0	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が あった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	0	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	0	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	0	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを 防止させる。
	0	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチ の適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各 種の攻撃から防御させる。
	0	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	0	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	0	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダヘアクセス権を設定させるとと もに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させ る。
	0	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	0	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム 稼働体制を整備させる。
	0	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	0	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された 環境にさせる。